

第 2 次臼杵市総合計画 後期基本計画(素案)

2019(令和元)年 11 月

目次

1 序論	
第1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の構成と期間.....	1
(3) 計画の特徴.....	2
第2章 計画の概要背景.....	3
(1) 臼杵市の歴史と風土.....	3
(2) 合併後の歩み.....	4
(3) 人口推移・推計	8
(4) 市民意識の変化.....	9
(5) 財政状況の変化.....	11
第3章 総合計画と各分野個別計画の関係	12
2 基本構想	14
第1章 まちの将来像と7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿).....	15
(1) まちの将来像	15
(2) 7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿).....	16
3 基本計画	20
第1章 基本計画の概要.....	21
(1) 総合計画の体系図(ピラミッド).....	21
(2) 施策の体系図	22
(3) 重点プロジェクト	24
(4) 重点プロジェクトと各施策の関係.....	25
第2章 基本計画の具体的施策.....	26
I.生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち(健康福祉)	27
II.地域の輪で心がかよい、市民が集うまち(地域の絆).....	47
III.自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)	53
IV.魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光).....	61
V.磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)	79
VI.社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち(社会基盤)	109
VII.豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち(生活基盤).....	131
VIII.臼杵市らしい自立した協働でつくるために(行政経営・議会).....	149

1 序論

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

2015(平成 27)年に「日本の心が息づくまち臼杵～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～」という将来像を掲げ、7 つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)の取組を体系的に整理したまちづくりの最上位の計画である「第2次臼杵市総合計画(2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度)」を策定し、将来像の実現に向けた取組を推進してきました。

今般、前期5年間の7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)のそれぞれの取組を定めた前期基本計画が、2019(令和元)年度末に終了することから、これまでの取組の達成・進捗状況を評価・検証するとともに、後期5年間における7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)の取組を再整理し、後期基本計画(2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度)策定しました。

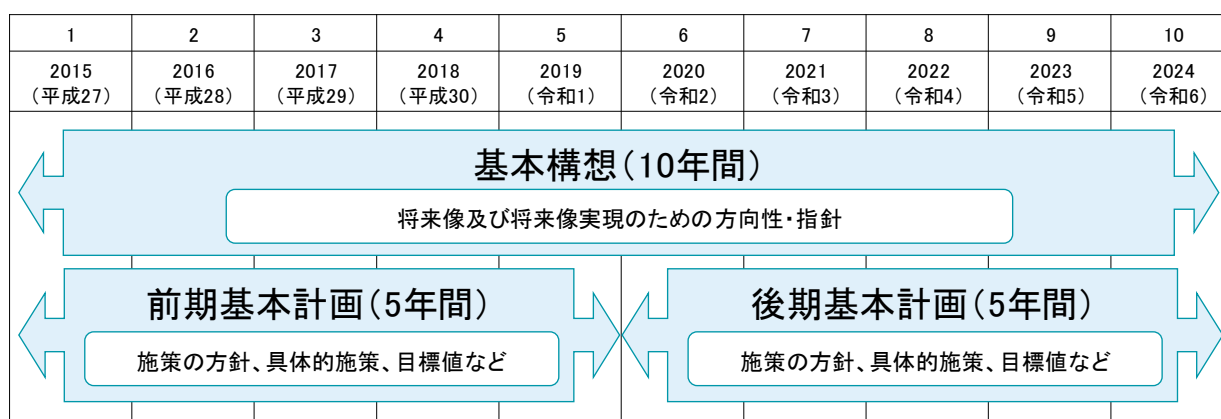
後期基本計画では、人口減少や少子高齢化のより一層の進行による影響への対応を中心に、将来像の実現に向け、取組の方向性と目標の再整理を中心に行いました。

(2) 計画の構成と期間

第2次臼杵市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」から構成されています。2015(平成 27)年度を初年度とし、2024(平成 36)年度を目標年度としています。総合計画の策定や見直し期間(基本構想 10 年、基本計画 5 年)などは「臼杵市総合計画条例」に定めていますが、社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

「基本構想」では、2024(令和 6)年の臼杵市民のあるべき姿(将来像)を示し、その実現のための方向性、方針を示しています。「基本計画」では、「基本構想」で示された方向性に沿って、5 年後のあるべき姿、実現のための具体的施策の方向性、現状と課題、主な取組、施策が実践できているかを確認するためのものさし(指標)、目標値を分野ごとに示しています。

このように「基本計画」は、「基本構想」に基づいて、具体的な行財政運営を行う上での方向性や方針を定める最も重要な計画であり、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。これらに沿った実施計画として、毎年主な運営計画等を作成し、将来像実現に向けて取り組みます。



(3) 計画の特徴

第 2 次臼杵市総合計画後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の策定時と同様に、以下の 5 つの観点を大切にしました。

① 計画の位置づけ

10 年後の臼杵市のあるべき姿(理想の姿)と、市民意識調査や財政状況などの分析から把握した現状とのギャップを埋めるための、具体的な取組を整理したものが本計画の内容です。本計画の下位には、計画に掲げている目的の達成のために必要となる具体的な取組(事業)があり、これを毎年見直します。今後は、この計画を、まちづくりに関わる市民と協働で、着実に取組を進めていきます。

② 協働のまちづくりにあたっての役割分担の明示

計画策定にあたっては、「臼杵市まちづくり基本条例」における基本理念・基本原則に基づいて、市民と職員が協力して作り上げるという過程を経ました。「自分で取り組めること」「お互いに助け合うこと」「行政が支援すること」について市民の代表者と話し合いを重ね、めざす姿の達成に向けたそれぞれの役割を整理し、明示しています。

③ 少子高齢化と人口減少対策の強化

本市は、これまで独自に地域おこしやにぎわい創出に向けて取り組んできました。少子化・高齢化と人口減少に対しては、さまざまな分野の対策を総合的に構築し取り組んでいく必要があります。今後は、本計画に基づいて、少子化・高齢化が抱える課題を解決する施策を、課を超えて横断的に実施していきます。

④ 市民意識調査結果や財政分析などによる現状把握

本市では 1998(平成 10)年から新しい公会計であるバランスシートなどの作成に取り組むとともに、2002(平成 14)年から市民意識調査を毎年度実施しています。同年からサービス検証(事務事業評価、施策評価)を行っており、持続的で健全な行財政運営を図りながらも、市役所は市民のお役に立つところという考えのもと、市民意見を取り入れながら市民サービスの質の向上が図られているかなどの検証を行ってきました。それらの情報の蓄積に基づいて現状分析を行い、目標を定め、本計画の策定に役立てています。

⑤ 目標の設定やものさし(指標)によるわかりやすい計画

すべての施策において、2024(令和 6)年度のあるべき姿を明確にし、目標値を定めたうえで、5 年後のめざす姿とものさし(指標)を設定しています。今後は、各年度の現状値を分析・評価し、必要に応じて改善や見直しを行いながら、めざす姿の達成に向けた取組を進めていきます。

第2章 計画の概要背景

(1) 臼杵市の歴史と風土

① 風土

臼杵市は、大分県の東南部に位置する総面積 291.20 km²の地域です。東は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、北西部は大分市・豊後大野市に接し、南西部は鎮南山・姫岳・冠岳・石峠山など比較的険しい山稜が津久見市・佐伯市と境を接しています。

地域の幹線道路である国道 502 号線が臼杵市街から豊後大野市へ横断し、国道 10 号が地域の西端を南北に縦断しています。東九州自動車道が臼杵市の中間位置を通り、臼杵インターチェンジにより福岡、大分や宮崎へのアクセスは良好です。

臼杵港は四国とフェリーでつながっており、四国や関西への交流拠点都市として東九州の玄関口の役割を果たしています。

河川は、野津川が南西部を東西に流れ、臼杵川・末広川・熊崎川が臼杵湾に注ぎ、各河川沿いには水田がひらけています。畑地は野津地域の北側を中心に広がっています。

気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、年平均気温 15～17℃、年間平均降水量 1,500～1,800 mmで、温暖多雨、自然条件にも恵まれています。過去 400 年間に 3 度の大きな地震と津波に見舞われています。

② 歴史

臼杵の歴史は古く、縄文、弥生時代の史跡が市内随所に確認されています。古代末期(平安時代)から中世にかけて、仏教文化が花開き、深田の国宝・特別史跡臼杵磨崖仏や田野の水地九重塔や東光寺の虹澗橋を始めとする重厚な石橋など、国や県、市指定の石造文化財も数多く存在しています。

中世の終わり、キリシタン大名大友宗麟が、丹生島に城(臼杵城)を築き、キリスト教を通して西洋文化がもたらされ、異国情緒漂う城下町として「臼杵」の歴史が始まりました。磨崖クルスや下藤地区キリシタン墓地を始めとするキリシタン遺跡なども数多く残されています。

近世(江戸時代)、稲葉氏が臼杵城主となったころから、臼杵城周辺には武家屋敷や商家の町並みが形成され、城下町としてのたたずまいが今日まで残されています。臼杵藩の村瀬庄兵衛による財政再建や質素倹約の政策は、「黄飯」や「きらすまめし」などの郷土料理を生み、臼杵の気風の礎となっています。堅実な江戸時代の藩風は、二孝女※にみられる親孝行や質実な臼杵人気質を醸成して今日まで受け継がれ、多くの政治家や経済人、文化勲章受章者を始めとする優れた文化人・芸術家を輩出してきました。文化施設のない時代に図書館の寄贈を受け、教育の土壌がつくられました。民話で頓知やユーモアに富んだ「吉四六(きっちよむ)話」なども生み出されました。

明治のはじめに 1 町 193 村であった臼杵は、数度の変遷の後、明治 22 年の市制・町村制施行により旧臼杵市の原形となる臼杵町と 10 村及び旧野津町の原形となる 5 村に統合されました。臼杵町が、1950 年に海辺村と合併して市制施行し臼杵市となり、1954 年に佐志生村・下ノ江村・下北津留村・上北津留村・南津留村 5 村と合併しました。1949 年に野津市村が町制を施行し野津町となり、1951 年に田野村、1955 年に川登村、南野津村と合併し、1957 年に戸上村 14 集落を編入合併しました。1950 年市制施行の臼杵市と 1949 年町制施行の野津町が、2005 年 1 月 1 日に臼杵市として新設合併し、現在に至っています。

※二孝女:江戸時代後期に、巡礼の途上で病に倒れた父親を連れ戻すために、臼杵藩から水戸藩まで旅をした親孝行な姉妹(「つゆ」と「とき」)。

(2) 合併後の歩み

臼杵市は、2005(平成 17)年 1 月 1 日に臼杵市と野津町の 1 市 1 町が合併し誕生しました。以来、「日本の心が育つまち」を掲げ、新市としての一体感の醸成とそれぞれの地域の特性を活かしつつ、新たな臼杵のまちづくりに取り組んできました。2015(平成 27)年 1 月 1 日に合併 10 周年を迎え、これまでの 10 年間の歩みを振り返るとともに、将来に向かって夢と希望にあふれた臼杵市のさらなる飛躍に向けて、「歴史や文化・人情が結ばれた 10 年・・・さらに未来につなごう。」をコンセプトとして掲げました。

臼杵市の商工業や漁業に、野津町の農業が加わり、多彩な特性や地域資源を最大限に活用しながら、地域コミュニティを核としたまちづくりが行われ、市内各地で特色ある活動が活発に展開されています。

■2005(平成 17)年～2009(平成 21)年の 5 年間の主な出来事

2005(平成 17)年	
1 月	臼杵市・野津町合併
2 月	後藤國利 初代市長就任
4 月	野上弥生子生誕 120 周年 スペイン船「サンタ・アナ号」を記念した石碑除幕式(中津浦)
8 月	全国巡回ラジオ体操in臼杵開催
12 月	スローライフサミット臼杵開催
2006(平成 18)年	
2 月	第 1 回うすき雛めぐり トキハ臼杵店閉店
3 月	CATV野津地域で放送開始
4 月	第 30 回さくらマラソン(宗茂参加) 下ノ江コミュニティセンター落成式
5 月	映画「22 歳の別れ」撮影開始
6 月	八町大路(中央通り商店街)・「全国がんばる商店街 77 選」選定 3 つのきょう育構想
2007(平成 19)年	
1 月	市章・市の木・市の花決定 ニュータウン小郡の丘住宅団地分譲受付開始 美しい日本の歴史的風土 100 選「大友宗 麟が築いた城下町」
4 月	消防野津分署業務開始 ほんまもんの里農業推進センターオープン
5 月	映画「22 歳の別れ」公開 深田「心の小径」完成記念式典 市民農園きっちよむファーム開園
10 月	臼杵っこ検定開始 八十八か所巡りスタート

2008(平成 20)年	
3 月	「臼杵祇園まつり」大分県無形民俗文化財指定
7 月	竹宵サポーター倶楽部発足
10 月	チャレンジおおいた国体開催(臼杵市で女子ゴルフ、軟式野球) 塩屋俊氏 国体総合プロデュース
2009(平成 21)年	
1 月	中野五郎 2 代目市長就任
4 月	臼杵南小学校開校
10 月	地域振興協議会設立始まる(下ノ江・田野) 放課後子ども教室開始
11 月	臼杵チャレンジ塾設立
12 月	旬食フェスタ開始
■2010(平成 22)年～2014(平成 26)年の 5 年間の主な出来事	
2010(平成 22)年	
2 月	安心生活お守りキット配布
3 月	板井麻衣子氏 2010 ミスユニバース日本代表
8 月	うすき夢堆肥・土づくりセンターオープン
11 月	映画「種まく旅人」撮影開始
2011(平成 23)年	
3 月	東日本大震災発生(臼杵市として救援活動)
5 月	うすき夢堆肥販売開始
6 月	下藤地区キリシタン墓地発見
10 月	介護保険全国サミットin臼杵開催 「二孝女物語」父娘の再会から 200 年目
11 月	ほんまもん農産物認証制度
2012(平成 24)年	
1 月	ほんまもん農産物販売開始
3 月	映画「種まく旅人」全国上映
4 月	稲葉家下屋敷リニューアルオープン
6 月	認知症キッズサポーター養成講座開始
7 月	防災士養成研修
8 月	うすき海鮮朝市開始
9 月	観光振興戦略会議発足
2013(平成 25)年	
1 月	臼杵石仏・地方自治法 60 周年記念 500 円硬貨発行 早春賦誕生 100 年記念交流 中野五郎市長 2 期目就任

2 月	新消防庁舎稼働
4 月	臼杵市まちづくり基本条例施行
6 月	全小学校 5 年生農泊体験開始
8 月	映画「100 年ごはん」完成 海鮮食堂オープン 女性防災士連絡協議会設立
9 月	津波避難ループ橋完成
10 月	お達者長生きボランティア制度開始 長目半島線開通 臼杵山内流 190 周年 吉四六さん村グリーンツーリズム研究会発足10周年
2014(平成 26) 年	
3 月	日本泳法研究大会in臼杵 故塩屋俊氏 市民栄誉賞授与
4 月	歴史資料館開館
5 月	観光交流プラザオープン
6 月	地域おこし協力隊員受入れ開始
7 月	うすき海のほんまもん漁業推進協議会設立
■2015(平成 27) 年～2019(平成 31、令和元) 年の 5 年間の主な出来事	
2015(平成 27) 年	
1 月	アグリ起業学校開校 新臼杵市施 100 周年記念式典
3 月	臼杵市立図書館本館リニューアル
4 月	吉丸一昌記念館リニューアル
8 月	防災拠点施設・市浜地区コミュニティセンター竣工
10 月	常陸太田市・臼杵市姉妹都市提携調印 バイオマス産業都市構想 認定
11 月	下ノ江駅開業 100 周年記念事業
2016(平成 28) 年	
1 月	臼杵市子ども・子育て総合支援センター(ちあぽーと)開所
2 月	吉四六ランド新遊具遊び始め式
4 月	古園石仏覆屋完成 諏訪山総合運動公園リニューアル 熊本地震本震
5 月	福良ヶ丘小学校新校舎落成
10 月	サーラ・デ・うすきリニューアル
2017(平成 29) 年	
2 月	臼杵市消防・高機能消防指令センター運用開始
3 月	臼杵石仏・金剛力士立像2体が国宝追加指定 豊洋中学校閉校式

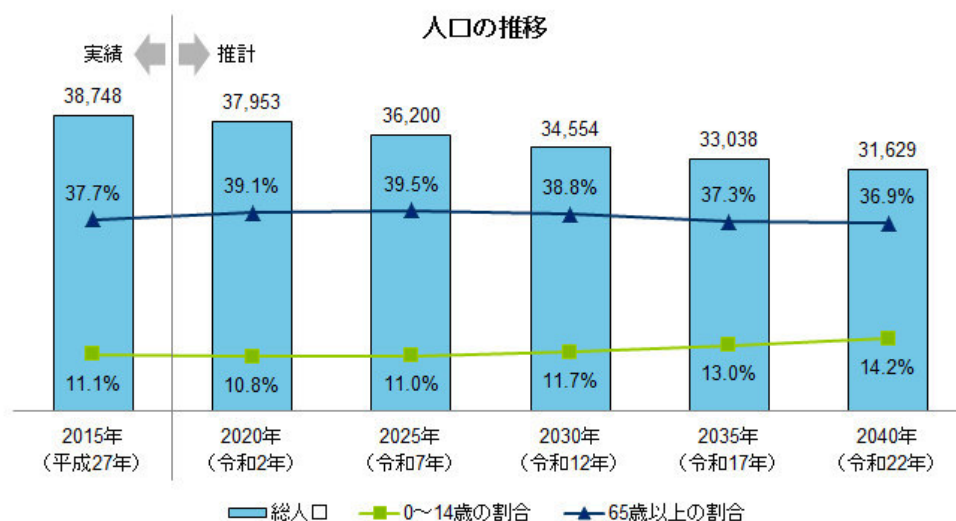
5 月	臼杵市・キャンディ市姉妹都市提携調印50周年記念行事
9 月	台風第18号被害
11 月	第4回ANJINサミット in 臼杵
2018(平成 30) 年	
1 月	田舎暮らしランキング総合3位、若者部門1位 都松地域振興協議会 えごま搾油所開所式
2 月	臼杵ブランド認証書交付式
3 月	第 15 回大分ふるさとCM大賞 臼杵CM大賞受賞 南津留コミュニティセンター開所 広域農道「大南野津地区」全線開通
4 月	新臼杵庁舎を考える市民会議(市民報告会) うすき石仏ネット、子育て支援アプリ「ちあほっと」
10 月	JR 臼杵駅観光案内所開所式 うすき石仏ねっと 保健文化賞受賞 下藤キリシタン墓地 国史跡指定 うすき応援大使委嘱式(板井麻衣子氏)
11 月	うすき応援大使委嘱式(一龍齋貞弥氏) 上浦・深江地区コミュニティセンター開所
12 月	ぐろーかるCM大賞 2018 ふぐCMの大賞受賞
2019(平成 31、令和 1) 年	
1 月	田舎暮らしランキング総合3位、若者・シニア部門二冠 臼杵市交通ビジョンネットワーク会議設立
4 月	出生祝い品第 1 号贈呈
7 月	防災放送アプリ(コスモキャスト)サービス開始
10 月	未来のうすきを担う人材を育てる「うすき丸 5 つの約束」の制定 庁舎の一部移転(野津・商業高校他)

(3) 人口推移・推計

① 人口の推移と将来推計

2015 年の人口と、2040 年までの人口推計は下図のとおりです。

2010 年は 41,469 人であった人口が 5 年間で 38,748 人まで減少し、6.6%減少しています。10 年後の 2030 年には 34,554 人で 2015 年より 10.8%減少、20 年後の 2040 年には 31,629 人で 2015 年より 18.4%減少すると推計されます。



※人口推計は「第1期臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」の数字

現在、第2期の改訂において検討中

(4) 市民意識の変化

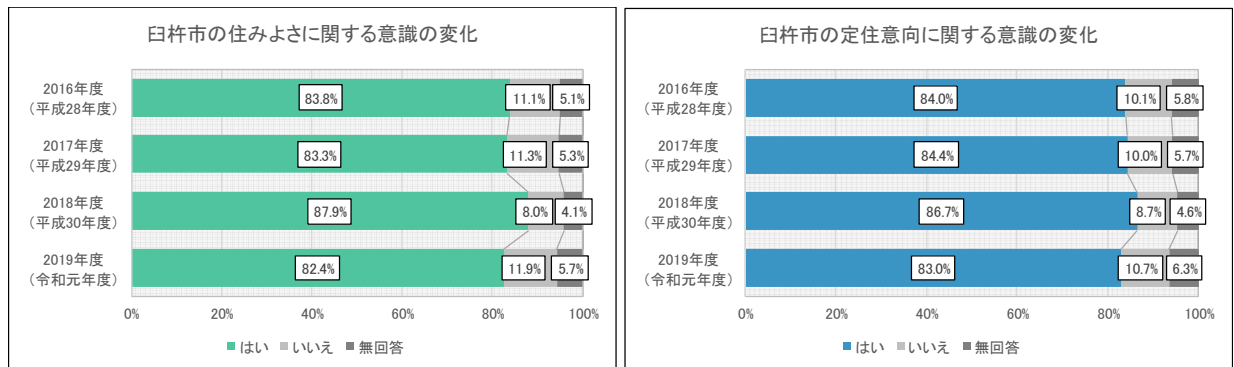
本市では、市民ニーズに沿ったサービスを提供し続けるために、市民ニーズを把握し「市民が求めるサービス」を「市民が求めるタイミング」で提供できるよう努めています。市民ニーズを把握する手段として、2002(平成 14)年度より、市民意識調査を毎年実施しています。その結果を踏まえて、今後の取組の方向性や目標の設定を行い、目標の達成に向けての具体的な取組を整理しました。

① 臼杵市の住みやすさに関する意識の変化

2016(平成 28)年度以降、市民意識調査で設定している設問項目である「臼杵市は住みやすいままだと感じますか」の結果を経年比較すると、住みやすいと感じている市民の割合が減っています。

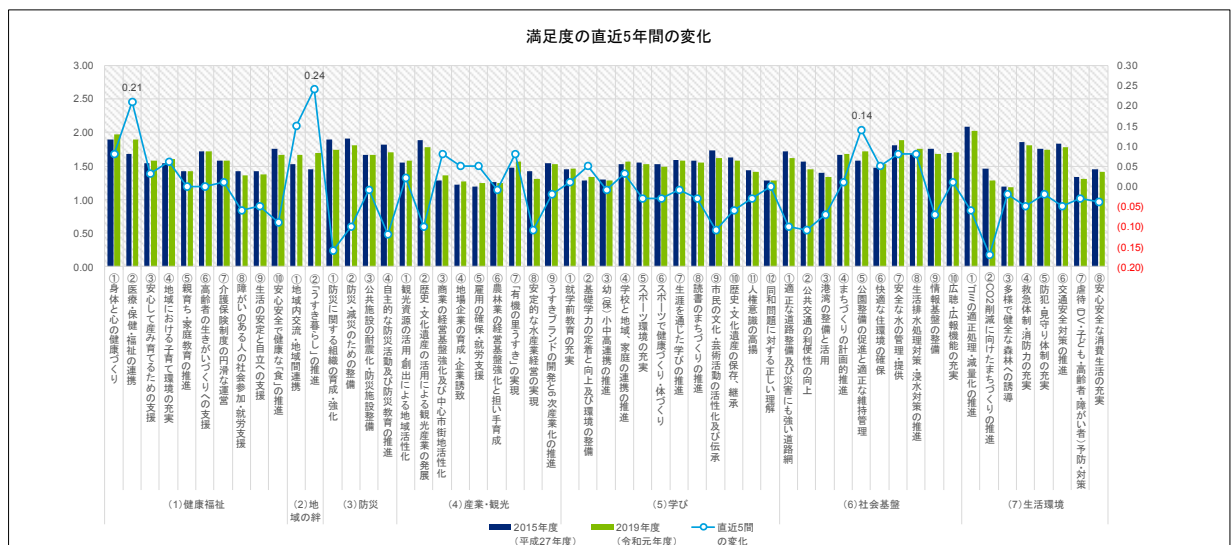
② 臼杵市での定住意向に関する意識の変化

上記と同様、2016(平成 28)年度以降、設定している設問である「臼杵市住みたい、または住み続けたいと思いますか」の結果を経年比較すると、住みたい、または住み続けたいと思っている市民の割合が減っています。



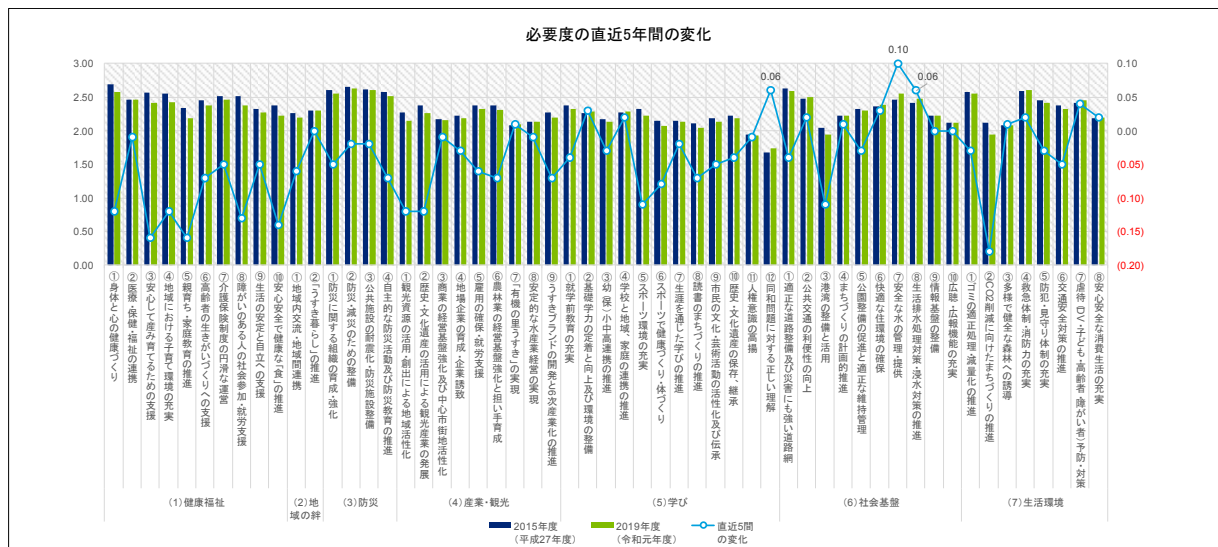
③ 市の取組の満足度に関する意識の変化

市の取組の満足度を調査した結果、2015(平成 27)年度から2019(令和元)年の5年間で満足度が高くなった取組は、第1位「うすき暮らし」の推進、第2位「医療・保健・福祉の連携」、第3位「地域内交流・地域間連携」となっています。



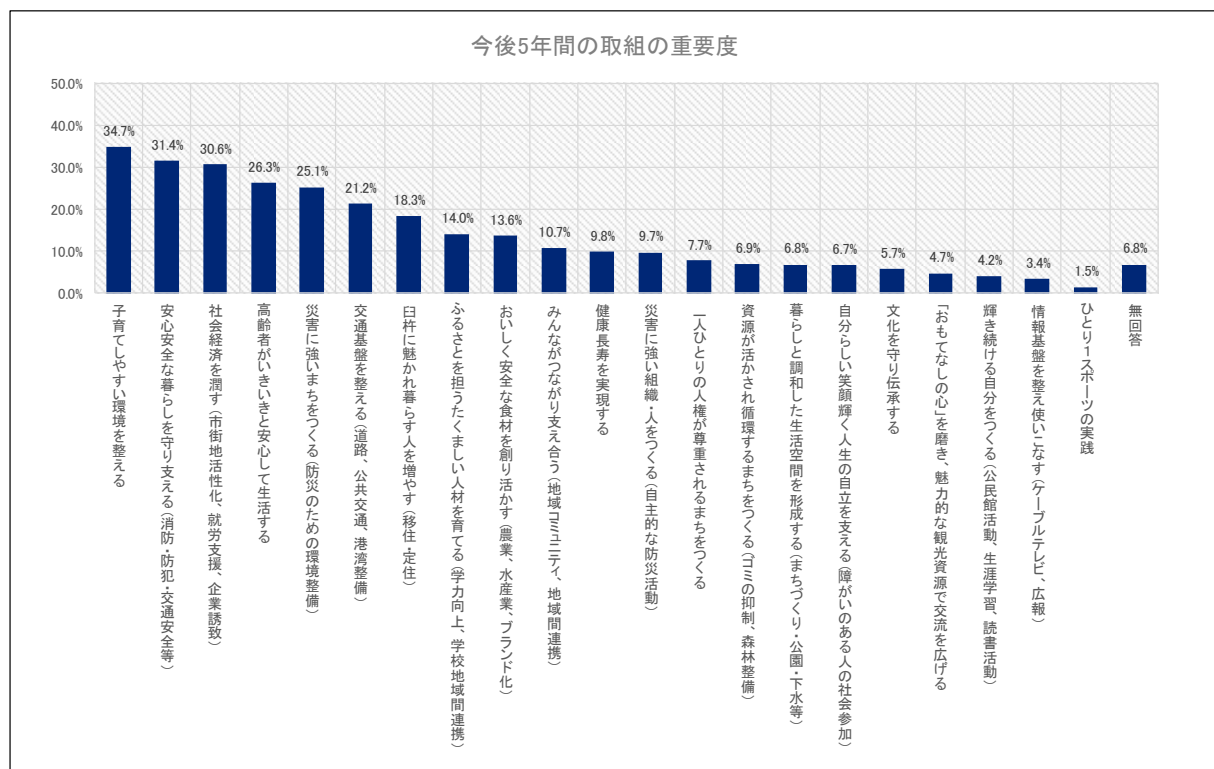
④ 市の取組の必要度に関する意識の変化

市の取組の必要度を調査した結果、2015(平成27)年度から2019(令和元)年の5年間で必要度が高くなった取組は、第1位「安全な水の管理・提供」、第2位「同和問題に対する正しい理解」、第3位「生活排水処理対策・浸水対策の推進」となっています。



④ 今後5年間の取組の重要度

今後5年間で重要な取組を調査した結果、特に重要な取組(より多くの市民が重要と回答した取組)は、「子育てしやすい環境を整える」「災害に強いまちをつくる(防災のための環境整備)」「安心安全な暮らしを守り支える(消防・防犯・交通安全等)」となっています。



(5) 財政状況の変化

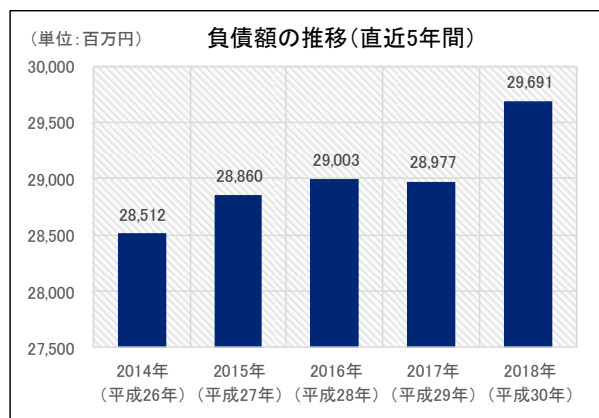
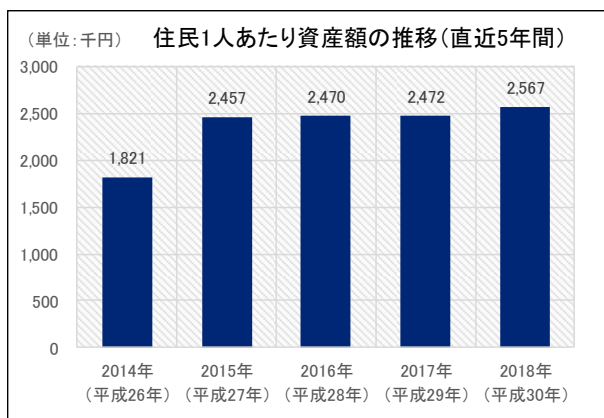
本市では、1998（平成 10）年 4 月にバランスシート係を設置し、全国に先駆けて臼杵市方式の「バランスシート」を作成し、市の置かれている財政状況を確認する行政経営のツールの一つとして活用してきました。民間企業でいう損益計算書の自治体版である「サービス形成勘定」の作成にも取り組んできました。2008 年度決算からは、国が示す総務省改訂モデルに加えて基準モデルでも財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しています。

今後、統一的な基準による財務書類の作成に取り組むとともに、作成の前提となる固定資産台帳整備（資産の棚卸等）を進めています。

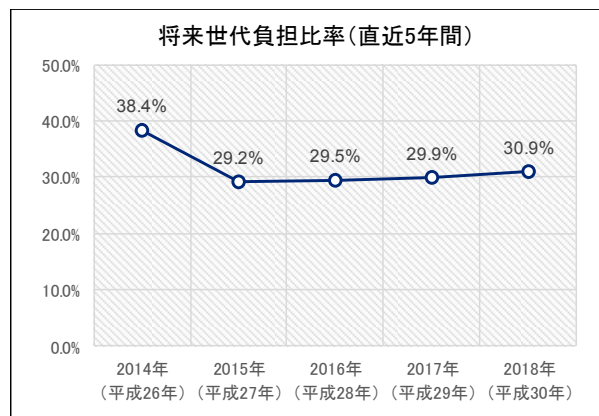
以下は、普通会計に関する財務諸表の分析結果です。

2018（平成 30）年の臼杵市の住民 1 人あたり資産額は 2,567 千円（資産総額 960 億円）であり、2016（平成 26）年から 2018（平成 30）年の直近 5 年間の推移を見ると年々増加しています。これは公園や住宅整備、防災・拠点施設整備を進めていることによるものです。また、負債額は、2016（平成 26）年以降、右肩上がりであり、2017（平成 29）年には減少していますが、2018（平成 30）年に再び増加しています。

本市は、道路・橋りょうが多く、今後も減価償却が進み湯系固定資産の減少が見込まれますが、1970（昭和 45）年代以降に整備された公共施設が多く、老朽化が進んでいます。そのため、長寿命化対策として投資的経費の増加が予測されます。今後は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画等で整理した各施設の今後の方向性を踏まえて、公共施設マネジメントをより一層進めていく必要があります。



将来世代負担率（資産額に占める負債の割合）では、どれ程度の負担を将来世代に残しているか、およその割合を算出することができます。直近 5 年間の比率は、2015（平成 27）年以降、緩やかに増加傾向となっています。今後は、施設の老朽化に伴い資産の減少が見込まれますが、負債が増加しないよう留意しながら、住民のニーズに沿った事業の選択と集中に取り組む必要があります。

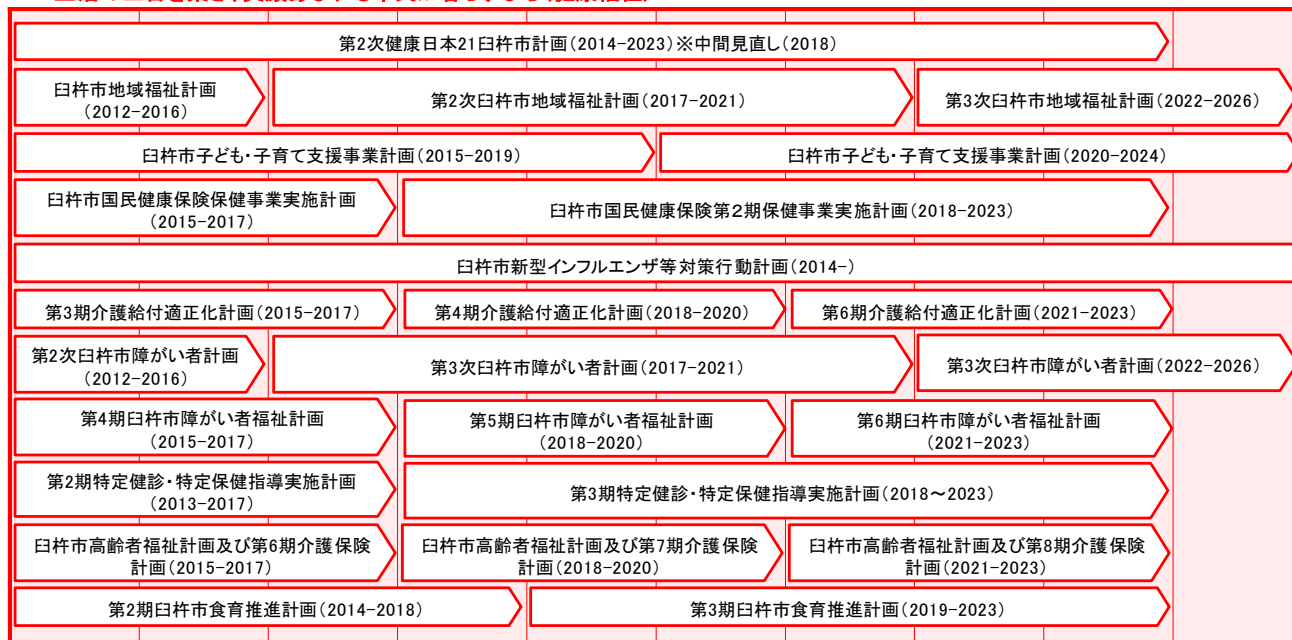


第3章 総合計画と各分野個別計画の関係

総合計画と分野別の主な個別計画を体系的に時系列で整理すると以下のとおりです。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
基本構想(2015-2024)									
前期基本計画(2015-2019)					後期基本計画(2020-2024)				

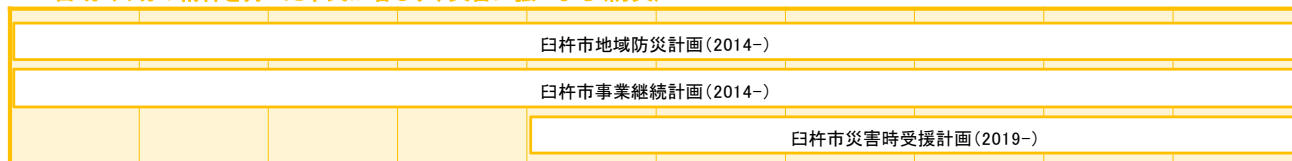
I. 生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち(健康福祉)



II. 地域の輪で心がよい、市民が集うまち(地域の絆)

(※地域の絆に関連する個別計画は、他分野の個別計画と重複するため紐付けしていません。)

III. 自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)

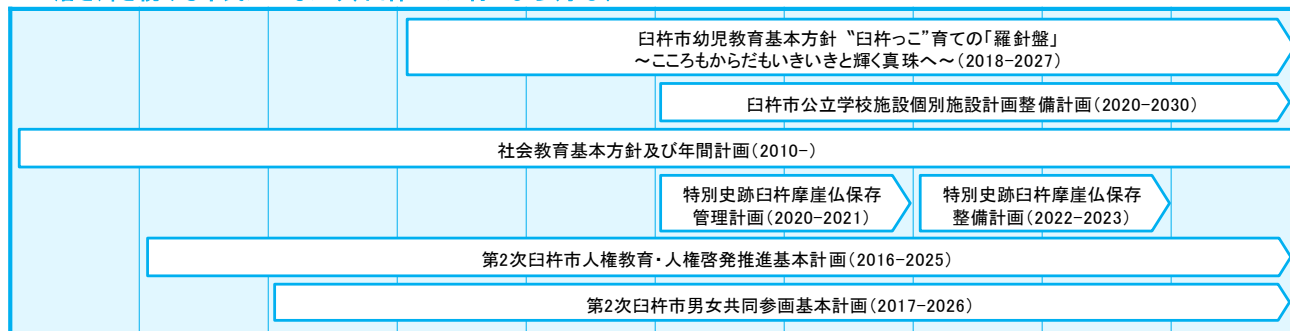


IV. 魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光)

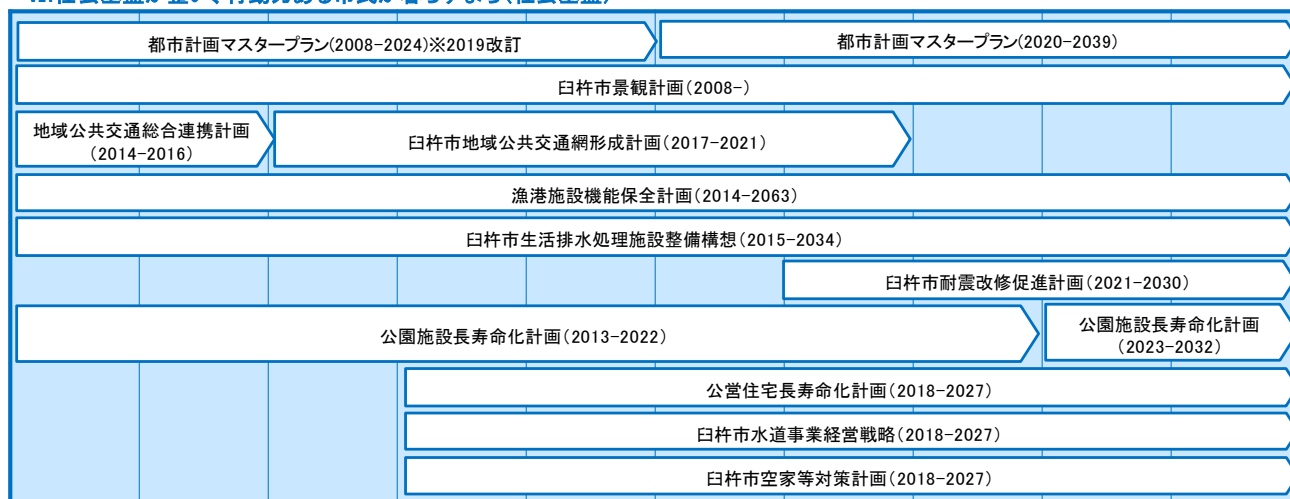


1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和1)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
基本構想(2015-2024)									
前期基本計画(2015-2019)					後期基本計画(2020-2024)				

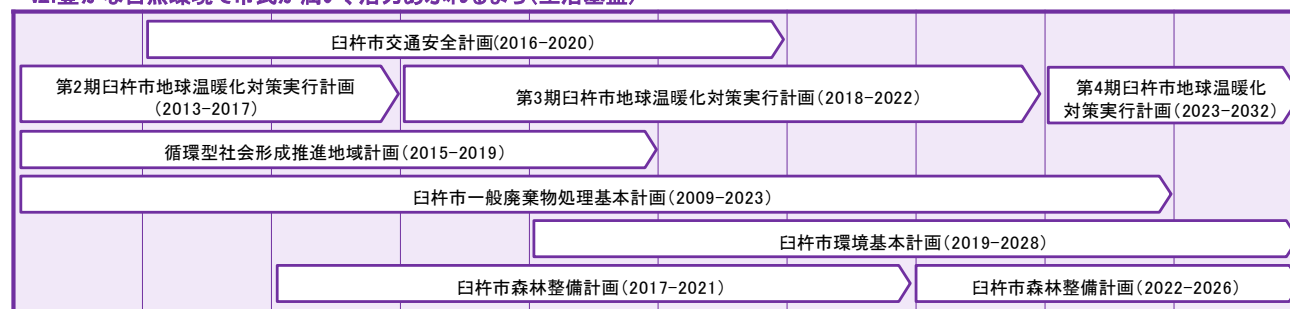
V.磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)



VI.社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち(社会基盤)



VII.豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち(生活基盤)



VIII.臼杵市らしい自立した協働でつくるために(行政経営・議会)



2 基本構想

第1章 まちの将来像と7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)

(1) まちの将来像

「臼杵市まちづくり基本条例」におけるまちづくりの基本理念は「市民が主役のまちづくり」です。この基本理念のめざす姿は、市民が主体的に責任をもって、自らの将来像に向かって行動することを基本に、市民や議会・行政の責務や役割を明らかにしたうえで、お互いを尊重して協働でまちづくりを進め、あらゆる市民が充実した生活を送る、臼杵らしいまちづくりにつながっていくことです。

臼杵市は、豊かな自然、文化や歴史の息づく情緒豊かなふるさとです。新鮮で安全な食を楽しむことも、海や野山などの自然とふれ合うことも、温かい市民の心と接することもできます。このような日常のありふれた生活の中に、幸せを実感できる「ふるさと臼杵」に磨きをかけ、市民が「住みたい」「住み続けたい」「働きたい」と思える、市民の幸せ度日本一のまちをめざします。

住民だけではなく、通勤・通学している人や事業者・地域活動団体なども、臼杵に愛着を持ち、臼杵のまちづくりに参画してもらうことで、笑顔あふれるまちづくりを目標としています。

その基本理念を念頭において、まちの将来像を設定しました。

<まちの将来像>
日本の心が息づくまち臼杵
～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～

この将来像が示すまちの姿は、新市建設計画や第1次臼杵市総合計画がめざした「昔から日本にありながら現在の日本では忘れられつつある、失ってはならない『大切なもの』すなわち『ふるさと臼杵の心』」を育て、未来へつないでいくまちです。

少子高齢化と人口減少に伴い、これまでとは大きく社会状況が変わっていること、地震や津波による災害が想定される土地柄であることを考えると、人々やまちが有する「おだやかさ」に加え、何事にも立ち向かっていく力、乗り越えていく「たくましさ」も兼ね備えたまちでありたいという想いを込めています。

具体的には以下に示す4つです。

① 自助

自らのことは自らで守り、自分を磨くことで、心も体も元気でいきいきと暮らせるふるさとをめざします。

② 共助・公助

お互いさまの気持ちを持って地域ぐるみで助け合い、必要な行政支援によって、地域力を育み、未来へつなぐふるさとをめざします。

③ 継承

恵まれた豊かな自然と歴史や文化を受け継ぎ、大切に残し、活かし、夢や希望を持った将来を担う子どもたちへふるさとをつなぐことをめざします。

④ 郷土愛・誇り

昔ながらのふるさとの姿を残しているこのまちに感謝し、誇りを持ち、受け継がれてきた心を市民力と地域力で磨き、「ふるさとの心」が息づいたまちを未来へつなぎます。

この将来像を実現するための計画を「第2次臼杵市総合計画」と位置づけます。本計画は、臼杵らしさ

を出しつつ、臼杵市の施策や事業内容の方向性を決定する際の指針とします。

(2) 7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)

まちの将来像を実現するために、

- I.生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち(健康福祉)**
- II.地域の輪で心がかよい、市民が集うまち(地域の絆)**
- III.自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)**
- IV.魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光)**
- V.磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)**
- VI.社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち(社会基盤)**
- VII.豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち(生活基盤)**

の7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)を掲げて取り組みます。

7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)の実現を支えるものとして、

VIII.臼杵市らしい自立した協働でつくるために(行政経営・議会)

にも取り組みます。

I.生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち(健康福祉)

健康づくりや疾病予防の知識、行動が身についた生活をしています。若い世代は、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちは臼杵の宝として、地域で見守られながら、元気で活発な子に育てられています。

市民一人ひとりが食生活や運動など健康に配慮し、地域では健康や福祉について相談できる場や人が充実しています。家庭でも地域でも笑顔で体を動かすことで、いきいき長寿を実践し、生涯現役の生活を送っています。障がいの有無に関わらず、手を取り合い、助け合うことで地域のつながりがより一層深まり、ふるさと臼杵に愛着を持って生活し続けています。

II.地域の輪で心がかよい、市民が集うまち(地域の絆)

臼杵の魅力を再認識し、地域の連帯感が強まり、歴史と文化に恵まれたまちへの愛着心・愛郷心が育まれています。豊かで活力のある地域社会の中で、協働でまちづくりに取り組む意識が行動に移され、市民・事業所・行政が一体となって定住しやすい環境を整えるとともに、移住の受入れ体制も充実しています。複雑かつ多様化してきた地域ごとの課題に対しても、地域で解決に向かって取り組み、地域の絆と市民力(自助・共助)が高まっています。

美しい「海」と「山」との融合により、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムが一体化し、地域の絆はさらに深まり、そこに市外からの刺激が加わることで、市全体の地域力が向上し、市としての一体感がより一層醸成されています。

III.自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)

市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自助の精神のもと、家族や職場で防災のことを話し合い、避難経路と避難場所を認識し、常日頃から災害への備えができています。地域コミュニティによって日頃から人々がつながり、非常時にも互いに助け合う環境ができています。自主防災組織で、定期的に行われる避難訓練へ積極的に参加するなど、防災に対する正しい知識と行動が身についています。避難困難者の把握及び災害時の対応策が立てられるなど「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神が醸成されています。

このように「自助・共助」の精神が根付くとともに、「公助」として、災害に強い公共施設づくりが進められ、避難場所や備蓄品も充実し、市民の安心感につながっています。災害が起こる前から復興支援の準備体制が整い、災害発生後の初期段階の対応から迅速かつ円滑な活動が可能な防災体制が充実しています。これらにより、想定される南海トラフ巨大地震などの災害にも強いまちになっています。

Ⅳ.魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光)

豊かな自然環境に恵まれ、先人より受け継がれてきた国宝臼杵石仏や古い町並みなど、文化と歴史に育まれ、情緒豊かなまちの風情を醸し出しています。

その中で、臼杵人の気質が伝承されており、臼杵を訪れる方へのおもてなしの想いが言動に表れ広がり、来訪者が安心してゆったりとした“とき”を楽しめるまちになっています。魅力あるふるさとへの心が息づく臼杵の情報が、国内外に広く発信され、交流人口が増えるなど、臼杵らしさに磨きがかかり、にぎわっています。

農林水産業や商工業など特産品開発や6次産業化も進み、すべての産業が活気にあふれています。地場産業の活性化により、雇用が確保され、いきいきと働くことができ、潤いのある市民生活が営まれています。

※6次産業・・・農林水産業(第1次産業)が、農林水産物の生産のみならず、それを原材料として食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わり、農業を活性化させようとすることで、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足して6になることから。

Ⅴ.磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)

生涯にわたり、市民一人ひとりが向上心や好奇心を持ち、人と人との交流を保つために必要な知恵や行動力、人としての温もりが身についています。生きるために大切な「豊かな心」「健やかな身体」「確かな学力」を育むバランスのとれた教育が、子どもたちの中でしっかりと根付き、生涯を通じて学び続けることができる環境にも恵まれています。地域の拠点施設に集い、高齢者が子どもや若い世代に歴史や文化・技術などを伝えることで、地域の力やふれあいが大切にされ、伝統文化も継承されています。

老若男女がお互いを認め合う人間関係を築き、自分らしく生きることができる安心感のあるまちになっています。人の優しさ・思いやりと同時に歴史や文化・伝統にふれ、臼杵のまちの心を次の世代に引き継ぎ、臼杵が大好きな「臼杵っこ」が育っています。

※「臼杵っこ」とは臼杵人を示す。

Ⅵ.社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち(社会基盤)

市内のあらゆる場所から人・物・情報が循環し、地域の特性に応じて道路や上下水道などが整備されています。計画的な景観保全や住居対策により住環境が向上しています。情報通信サービスの高度化により情報の受発信が容易な情報基盤が確立され、市民生活の利便性が高まり、生活の幅が広がり豊かに暮らしています。

交通基盤は陸路だけでなく海路でも整備が進み、近隣市との交流が促進され、活気ある住みやすいまちになっています。これら利便性が高まることで、企業立地を促すための基盤整備も進み、社会経済を潤すことにつながっています。

Ⅶ.豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち(生活基盤)

市民一人ひとりが消費生活の知恵を身につけ、犯罪や事故に巻き込まれない安心安全な生活環境が整っています。環境に対する教育や啓発も施され、環境美化や環境保全活動を行っています。これらとともに、山林や水田の維持と海の持つ浄化作用によって、豊かな自然の機能を維持していくことにつながっています。

市民・事業所・行政が一体となって、景観に配慮しつつ資源やエネルギーを効率的・効果的に利用し、地球環境に負荷の少ない経済活動や市民活動を行っています。

市民それぞれが知恵を出し合って直面する困難を乗り越え、豊かな自然環境を守り、安心して生活できる環境が整うことで、心が潤いのびのびと活動できるまちになっています。

(3)計画の推進に向けて

Ⅷ.臼杵市らしい自立した協働でつくるために(行政経営・議会)

地方公共団体を取り巻く環境が日々刻々と変化していく中で、第2次臼杵市総合計画で描く将来像を実現するため、市民のめざす7つのまちの姿の実現に向け、市民と行政と議会が協働でまちづくりに取り組んでいます。

行政は、今後も引き続き、臼杵市の財源や資源、人材を有機的に結びつけ、計画的に事業を進める行政経営システムの向上を図り、円滑に稼働させています。

議会は、市民と広く情報を共有しながら、市民の意見を積極的に聴くとともに、対話により市民力を向上させることで、開かれた市政を推進し、幅広い分野で市民と行政との協働のまちづくりをめざしています。

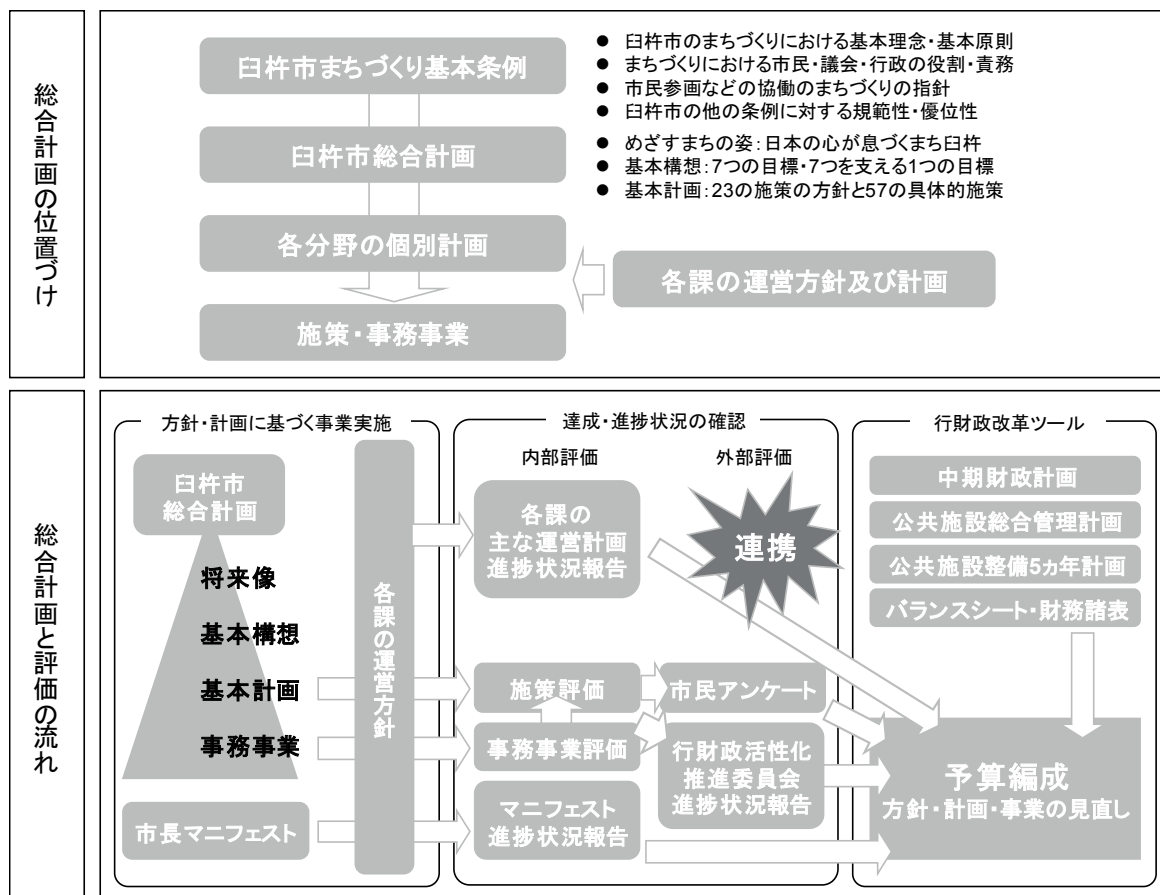
3 基本計画

第1章 基本計画の概要

(1) 総合計画の体系図(ピラミッド)

臼杵市まちづくり基本条例は、『市民が幸せを実感できるまち』を実現するため、「市民が主役のまちづくり」を進めていく際の決まり(ルール)となるもので、臼杵市の最高規範です。この条例で示しているまちづくりを進めるために、計画的かつ具体的に目標や取組を掲げているのが臼杵市総合計画です。

また、本市では、毎年、行政評価(施策評価・事務事業評価)で進捗状況を確認し、行財政改革ツールを活用しながら総合計画に掲げた目標の達成に向けて取り組んでいます。



(2) 施策の体系図

本計画では、将来像の実現に向けて、7 つのまちづくりの目標による取組を体系的にとりまとめている。

まちづくりの目標 (めざすまちの姿)		施策の方針		具体的施策	
I	【健康福祉】 生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち	1	健康寿命を延伸する	1	生涯を通じ健康な生活習慣の推進
				2	医療・保健・福祉の連携
		2	子育てしやすい環境を整える	3	安心して産み育てるための支援
				4	地域における子育て環境の充実
				5	親育ち・家庭教育の推進
		3	高齢者がいきいきと安心して生活する	6	高齢者の生きがいづくりへの支援
				7	介護保険制度の円滑な運営
		4	自分らしい笑顔輝く人生の自立を支える	8	障がいのある人の社会参加・就労支援
				9	生活の安定と自立への支援
II	【地域の絆】 地域の輪で心がかよい、市民が集うまち	5	みんながつながり支え合う	10	地域内交流・地域間交流
		6	臼杵に魅かれ暮らす人を増やす	11	「うすき暮らし」の推進
III	【防災】 自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち	7	災害に強い組織・人をつくる	12	自主的な防災活動及び防災教育の推進
				13	防災に関する組織の育成・強化
		8	災害に強いまちをつくる	14	防災・減災のための環境整備
IV	【産業・観光】 魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち	9	「おもてなしの心」を磨き、魅力的な観光資源で交流を広げる	15	観光資源の磨き上げと創出
		10	社会経済を潤す	16	商業の経営基盤強化及び中心市街地活性化
				17	地場企業の育成・企業誘致
				18	雇用の確保・就労支援
		11	おいしく安全な食材を創り活かす	19	農林業の経営基盤強化と担い手育成
				20	「有機の里うすき」の実現
				21	安定的な水産業経営の充実
				22	うすきブランドの強化と6次産業化の推進
V	【学び】 磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち	12	ふるさとを担うたくましい人材を育てる	23	乳幼児教育の充実
				24	基礎学力の定着と向上
				25	教育環境の整備・充実
				26	幼(保)小中高連携の推進
				27	学校と地域、家庭の連携の推進
		13	ひとり1スポーツの実践	28	スポーツ環境の充実
				29	スポーツで健康づくり・体づくり

まちづくりの目標 (めざすまちの姿)		施策の方針		具体的施策	
V	【学び】 磨き輝き続ける 市民がつながり、 臼杵っこが育つまち	14	輝き続ける自分をつくる	30	生涯を通じた学びの推進
				31	読書のまちづくりの推進
		15	文化を守り伝承する	32	市民の文化・芸術活動の活性化及び伝承
				33	歴史・文化遺産の保存・活用・継承
		16	一人ひとりの人権が尊重 されるまちをつくる	34	人権意識の高揚
				35	同和問題(部落差別)に対する正しい理解
VI	【社会基盤】 社会基盤が整い、 行動力ある市民が暮らす まち	17	交通基盤を整える	36	適正な道路整備及び維持管理の推進
				37	公共交通の利便性の向上
				38	港湾の整備と活用
		18	市民の暮らしと調和した 生活空間を形成する	39	まちづくりの計画的推進
				40	魅力ある公園整備と適正な維持管理
				41	快適な住環境の確保
				42	安全な水の管理・提供
				43	生活排水処理対策・浸水対策の推進
		19	情報基盤を整え使いこなす	44	情報基盤の整備
				45	広聴・広報機能の充実
VII	【生活基盤】 豊かな自然環境で市民が潤い、 活力あふれるまち	20	環境にやさしい資源が活 かされ循環するまちをつ くる	46	ごみの適正処理・減量化の推進
				47	CO ₂ 削減に向けたまちづくりの推進
				48	多様で健全な森林への誘導
		21	安心安全な暮らしを守り 支える	49	救急体制・消防力の充実
				50	防犯・見守り体制の充実
				51	交通安全対策の推進
				52	安心安全な消費生活の実現
				53	虐待(DV・子ども・高齢者・障がい者)予防・対策
VIII	【行政経営・議会】 臼杵らしい自立したまちを協働 でつくるために	22	行政経営	54	市政運営を支える基盤の強化
		23	議会	55	市民の声を反映する

(3) 重点プロジェクト

本市では、第 2 次総合計画期間の前期計画5年間における重点プロジェクトについて、これまでのサービス検証や市民意識調査の結果や取組の経過や財政状況、社会情勢などを勘案して、少子化・高齢化と人口減少対策の強化に重点をおき、計画の中から以下の 3 つを、特に緊急かつ重点的に取り組むべきとしました。

① 安心して子どもを産み、子育てできる環境づくり

結婚・出産・育児について、希望が持てるような環境を整備します。

具体的には、子どもを産み育てる世代が、臼杵で「子どもを産みたい」「育てたい」と思えるように、安心して妊娠・出産できる体制の強化及び子育て環境の整備を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、企業や事業者の子育てに対する理解を促し、支援します。

子どもと一緒に親も育つことができる家庭教育を推進します。子どもに対しては、教育内容の充実による基礎学力の定着と学力の向上を行うとともに、食育や読書の推進を学校と地域、家庭の連携により推進し、生きる力を育む取組を行い、臼杵が大好きな臼杵人（「臼杵っこ」）を育てます。これにより、「子育てをするなら臼杵」として定着するまちにします。

② うすきの資源を活かした産業の振興

地域の特性を生かした起業の促進、産業活動の活性化により、魅力ある産業を振興し、就業の機会を創出します。

具体的には、魅力的な観光資源の活用・創出による地域活性化を図ることで交流を広げるとともに、歴史・文化遺産の活用による観光産業の発展を図ります。観光産業の発展は、交流人口を増やし、まちの賑わいの創出につながります。そのためにも、おいしく安全な食材を活かす「有機の里うすき」「うすき海のほんまもん」を実現し、「うすきブランド」の開発と6次産業化を推進します。地域経済を潤すために、中心市街地を活性化させるとともに、地場企業の育成と企業誘致を行い、雇用の確保と就労支援を行うことで、子育て世代も安心して働くことができ、人が集まりにぎわうまちにします。

③ 移住・定住による「うすき暮らし」のすすめ

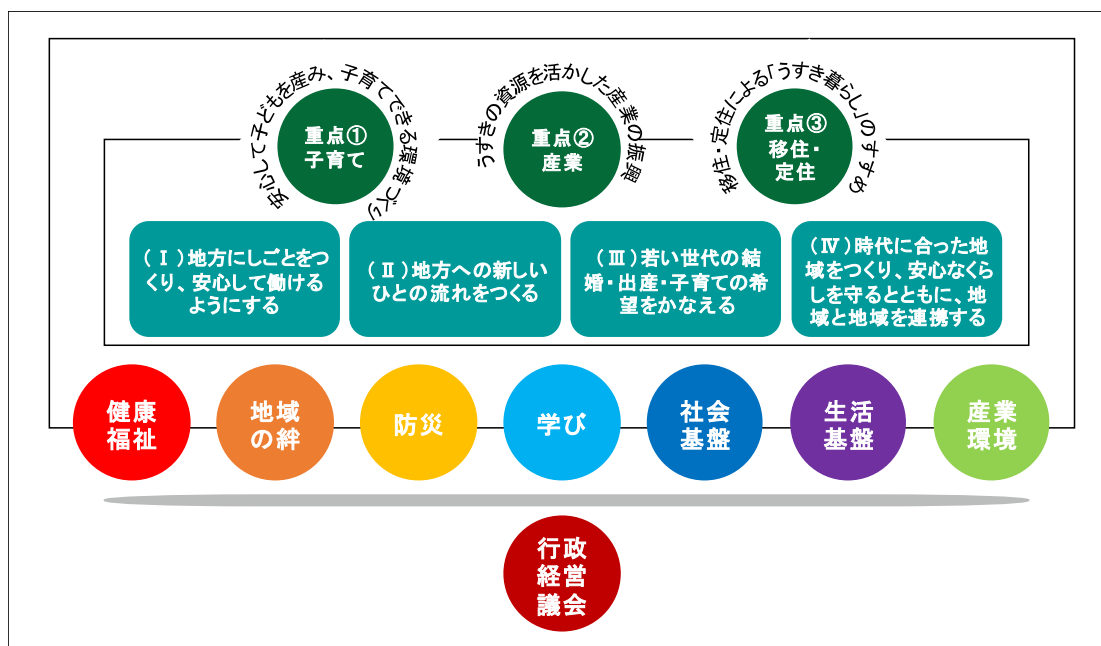
臼杵の恵まれた環境の中で、安心安全に生活することができること、意欲的に働くことができること、そして、結婚や出産、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる「うすき暮らし」を推進します。

具体的には、臼杵に住んでいる方が、生涯を通じて心身ともに健康的な生活が送れ、地域内での交流や地域どうしの交流による住みやすい地域づくりをめざします。高齢になっても生き生きと安心安全に暮らせる住みやすい「ふるさと臼杵」に磨きをかけ、魅力的なまちづくりを行います。この魅力的なまちを訪れたい、住みたいと感じるような情報発信を行います。臼杵を訪れた方々が、「日本の心のふるさと」を体感でき、臼杵でゆっくりと過ごし、再び訪れなくなる、住みたくなるまちとします。これにより、臼杵らしい田舎暮らしを堪能し、「住んでよかった」と幸せを実感できるまちにします。

(4) 重点プロジェクトと各施策の関係

「1.安心して子どもを産み、子育てできる環境づくり」「2.うすきの資源を活かした産業の振興」「3.移住・定住による「うすき暮らし」のすすめ」の3つの重点プロジェクトは、7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)に結び付いている21の施策方針及び57の具体的な施策について、横断的に連携して取り組むことで達成することができます。また、臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げている4つの目標を達成するためにも、組織横断的・施策横断的に取組を進めていく必要があります。

それぞれの関係性を示したのが以下の図です。



第 2 章 基本計画の具体的施策

I .生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち (健康福祉)

健康づくりや疾病予防の知識、行動が身についた生活をしています。若い世代は、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちは臼杵の宝として、地域で見守られながら、元気で活発な子に育てられています。

市民一人ひとりが食生活や運動など健康に配慮し、地域では健康や福祉について相談できる場や人が充実しています。家庭でも地域でも笑顔で体を動かすことで、いきいき長寿を実践し、生涯現役の生活を送っています。障害の有無に関わらず、手を取り合い、助け合うことで地域のつながりがより一層深まり、ふるさと臼杵に愛着を持って生活し続けています。



＜施策の方針 1＞健康寿命を延伸する

ライフサイクルを通した健康づくりを推進します。市民一人ひとりが体を動かし、食を学び楽しむことで、心身の健康を保てるような取組を行います。

健やかで規則正しい生活習慣が身につくよう、健康づくりに関する情報提供や、健診結果に基づく保健指導の実施、安心・安全な医療サービスの提供など、あらゆる状況に応じた支援ができる体制づくりに取り組みます。

- 【具体的施策】 1.生涯を通じ健康な生活習慣の推進
2.医療・保健・福祉の連携

＜施策の方針 2＞子育てしやすい環境を整える

地域で子どもたちを育て、親が安心して子育てのできる環境づくりに取り組みます。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる支援の構築や、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援していく体制をつくります。さらに、子どもを産みたい人が安心して産める環境、臼杵に住みたい人が増えてくる環境を整えていきます。

- 【具体的施策】 3.安心して産み育てるための支援
4.地域における子育て環境の充実(関連施策:施策 No53)
5.親育ち・家庭教育の推進(関連施策:施策 No23、26、4)

＜施策の方針 3＞高齢者がいきいきと安心して生活する

超高齢社会を迎え、生涯を臼杵でいきいきと過ごすことができるような取組を行います。ひとりでも多くの市民が、住み慣れた地域で、自助・互助・共助のもと適切な公助を受けながら生活を楽しみ、高齢になっても自分のことは自分でできるよう、若い時から健康づくりに対する意識と行動力を身につけられるように支援します。市民一人ひとりが介護予防のための知識と手段を身につけ、医療や介護が必要になった時でも安心してサービスを受けることができる環境を整えます。

- 【具体的施策】 6.高齢者の生きがいづくりへの支援
7.介護保険制度の円滑な運営

＜施策の方針 4＞自分らしい笑顔輝く人生の自立を支える

障がいのある人が笑顔で暮らせるよう社会参加や就労支援など必要な支援を行います。最低限の生活を保障するための生活保護制度の適正な運用を図るとともに、自立援助も促進します。生活困窮者に対して自立した生活が行えるよう、職業訓練等の就労支援を含む相談支援体制を確立します。

認知症などの理由で判断能力が不十分な方の権利を保護し支援する取り組みを強化します。

- 【具体的施策】 8.障がいのある人の社会参加・就労支援
9.生活の安定と自立への支援

I-1-1 生涯を通じた健康な生活習慣の推進

5年後のめざす姿

次世代を含めたすべての人が健やかな生活習慣を身につけることが健康寿命をのばすことにつながるため、子どもの頃から、健康づくりの基礎となる基本的な生活習慣や運動習慣を身につけることが出来るような取り組みを行います。健診を受けやすい体制を整え、健診受診の大切さを伝えることで受診率の向上を目指すとともに、健診の結果を生活習慣の改善にいかし生活習慣病の発症や重症化予防につながる支援を行います。

また、全て人がいきいきと自分らしく、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、休養の大切さやこころの健康に関する知識の啓発等に取り組めます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では2016(平成28)年3月に第3次食育基本計画(期間:2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)が策定されました。今後重点的に取り組むべき課題として朝食をとるなどの基本的な生活習慣の形成や望ましい食習慣や知識の習得、若い世代の食育の推進が挙げられています。
- 厚生労働省は「健康寿命延伸プラン」を策定し、2040(令和22)年までに健康寿命を2016(平成28)年時比で3年以上延伸し、75歳以上とする目標を設定し、①次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成②疾病予防・重症化予防③介護予防フレイル対策・認知症予防の3分野を中心に取り組みを進める方向性を示しました。

【臼杵市の状況】

- 2019(平成31)年3月に第3期の食育推進計画(期間:2019(平成31)年度～2023(令和5)年度)を策定しました。第2期食育推進計画では地産地消や家庭での食育実践において成果を上げましたが、子どもの肥満出現率が国や県に比べ高いことや成人のメタボリック症候群の該当者が減少しないことなど、新たな課題が明確になりました。
- 健康寿命の延伸を施策方針に掲げ、子どもから高齢者に至るまで、日頃から健康を意識し、正しい食生活や基本的な生活習慣を身につけてもらうための事業を展開しています。生活習慣病等の疾病予防、早期治療、重症化予防に取組み、医師会等関係機関と連携を取りながら事業を実施していますが、脳血管疾患の標準化死亡比¹が国や県に比べ高く、国保被保険者の生活習慣病有病率が県内でも上位にあるなどの課題があります。

【将来の見通し】

- 今後は健康増進につながる食育の実践を強化していく必要があります。
- 厚生労働省が示す「健康寿命延伸プラン」に基づき、子どもから高齢者まですべての年代に対し今後様々な施策の展開が求められてきます。子どもの肥満出現率や国保被保険者の生活習慣病有病率が高くなっている要因の解明に努めるとともに、子どもから高齢者まですべての人に生活習慣の改善に係る正しい情報を提供し、自分で選択・実践出来るような支援を行うことで、健康で自立した生活をおくることのできるまちを目指すことが求められています。

施策の主な課題

- ① 脳血管疾患の標準化死亡比が高い
- ② 国保被保険者の生活習慣病有病率が高い
- ③ 小中学生の肥満出現率が高い
- ④ 食や健康づくりに関する情報の発信不足

¹ 年齢構成の異なる地域間の死亡状況を比較するために、年齢構成の差異を調整して算出した死亡率。全国平均を100とし、標準化死亡比が120の場合、全国平均より1.2倍死亡率が高いことになる。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自分の健康は自分で管理するため、健診を毎年受診します。
- 健診の結果から生活習慣や食習慣を見直し、生活習慣病の予防に取り組めます。
- 特定健診の結果、治療が必要な場合は、医療機関を受診し早期治療に努めます。
- 自分の体にあった食事を三食規則正しく食べます。
- 生活習慣の維持改善を意識するために臼杵市健康マイレージ事業に参加します。
- おおいた歩得など健康アプリを活用し、歩く習慣を身につけます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で健診がある時は声をかけあって健診を受けに行きます。
- 家庭や地域・職域の仲間と一緒に健康づくりに取り組みます。

【公助:行政が支援すること】

- 健康寿命延伸のための現状把握と課題分析
訪問や保健指導で得た生活習慣の情報や、国保データベースシステム等を活用した地区別の医療費分析や健診結果の分析を通して地域の健康課題を抽出し、課題に応じた対策を検討・実施します。
- 健診の充実と保健指導の体制の強化
生活習慣病の発症予防のため、若い頃から健診を受け、自らの健康状態に関心を持ち、生活習慣の改善に取り組めるよう全ての世代に対し、健診の受診勧奨とその後の個別保健指導を実施します。
- 健康づくりのための普及啓発
子どもの頃から健康づくりの基礎となる基本的な生活習慣や運動習慣を身につけることができるよう、それぞれの世代に対し「食」や「運動」、「休養と心の健康づくり」「歯の健康づくり」等に関する正しい情報の普及啓発に努めます。
- 第3期食育推進基本計画に基づいた食育の推進
「健康」「共食」「地産地消」を切り口として関係機関と連携し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するための支援に努めます。
- 各種スポーツイベントやウォーキング大会と連携した健康づくり
イベントを臼杵市健康マイレージのポイント対象とし、積極的参加を呼びかけます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	お達者年齢	男性 79.05 歳 女性 83.23 歳	男性 80.45 歳 女性 84.03 歳	大分県福祉保健企画課が公表している臼杵市の健康寿命(お達者年齢)
2	脳血管疾患の標準化死亡比の減少	男性 115.7 女性 132.2	男性 100.0 女性 113.2	脳血管疾患における死亡率の全国平均を100(基準値)として算出
3	メタボリックシンドローム該当者の割合	男性 25.9% 女性 10.7%	男性 20.35% 女性 8.4%	国保特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者割合
4	3歳児の虫歯がない者の割合	71.6%	80%	3歳児健診実績
5	睡眠で休養が十分取れている者の割合	73.5%	80%	国保特定健診受診者のうち、睡眠で休養が十分取れていると答えた者の割合

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次健康日本21臼杵市計画改訂版(2019(平成 31)年度～2023(令和 5)年度)
- 第3期臼杵市食育推進計画(2019(平成 31)年度～2023(令和 5)年度)
- 臼杵市国民健康保険第2期保健事業実施計画(2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度)

I-1-2 医療・保健・福祉の連携

5年後のめざす姿

市民の健康維持・向上のための取組を進めます。安心して医療を受けることができるよう適正医療を推進することにより、医療、介護、福祉、地域、行政などの関係機関のネットワークを構築し、支え合いの仕組みを確立し、安心・安全な医療や介護のサービスの提供を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 大分県が中心となって医療・介護連携推進協議会を開催し、医療と介護、福祉の連携体制の構築と、各職種における現状の把握と情報共有を行い、県全体の医療介護連携推進事業の底上げに取り組んでいます。
- 国は、質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築のためには関係者間での情報共有が不可欠であり、情報通信技術（ICT）の活用が有効な手段であると基本的な考え方を示しています。また、2021(令和3)年を目途に特定健診情報と薬剤情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みを稼働させたいとも考えています。その他のデータ項目については、2020(令和2)年夏までに工程表の策定が計画されています。

【臼杵市の状況】

- うすき石仏ねっとにより、医療・検査、介護情報の共有化だけでなく、疾患連携にも取り組んでいます。また、専門医、かかりつけ医、保健師等の連携により、早期発見、適切な治療に結び付き、医療費の適正化へと繋がっています。
- 在宅医療介護連携推進事業²「臼杵市Z会議」において、医療・介護・福祉連携に取り組んでいます。

【将来の見通し】

- 健康寿命の延伸と健康なまちづくりに向けて、市民へ安心・安全な医療サービスを提供できる体制構築をめざします。石仏ねっとを活用し県内の多くの医療・介護関係機関等との連携が開始できるよう取り組みを進めます。
- 地域共生社会の構築に向けて、庁内、及び外部機関との連携推進を図ります。

施策の主な課題

- ① 1人当たりの医療費の抑制
- ② うすき石仏ねっとを活用した医療、介護、福祉の連携
- ③ うすき石仏ねっとによる情報連携
- ④ 在宅医療・介護連携推進事業の定着
- ⑤ 医療介護従事者の人材不足

² 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する事業

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 安心・安全な医療サービスをうけるために、うすき石仏ねつとに加入します。
- 安心・安全な医療サービスをうけるために、かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちます。
- 安易な受診や重複受診は慎みます。
- 心身の健康をたもつため、健康づくりや介護予防などのイベントに積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域の中での「困りごと」について関心を持ち、地域で見守ります。
- 地域の中で、健康教室、サロン活動など健康づくりの活動を行います。
- 地域の中での役割を意識付けし、住民同士の支援体制づくりに取り組みます。

【公助:行政が支援すること】

- うすき石仏ねつとの活用促進
市外との連携開始、母子手帳アプリ(ちあほっと)の利用、健診データが携帯で管理できるシステム、アプリ導入など、市民が利便性を感じる「うすき石仏ねつと」の構築に取り組みます。また、参加機関の事務負担軽減を図り、活用件数を増加させ、連携の強化に取り組み、安心・安全な医療・介護サービスの提供へつなげます。
- 在宅医療・介護連携推進に向けた普及啓発
市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生活が出来るよう、在宅医療や介護サービス、看取りなど、市民への情報発信に取り組みます。また、臼杵市医師会を始めとした、市内の医療・介護・福祉の関係機関、地域と連携を図り、情報共有を行い、支援の方向性の統一化に取り組みます。
- 医療費の適正化
医療費の実態分析、国保特定健診の受診率向上対策、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防事業の実施、ジェネリック医薬品の利用推進、うすき石仏ねつとの活用等により、医療費の適正化・抑制に取り組みます。
- 医療介護従事者の育成及び確保
一人ひとりが、住み慣れた地域で生活が出来るためには、医療、介護を提供する側の環境整備が重要です。人材育成と確保に向け、医学生等奨学資金貸与の制度の普及推進に取り組みます。また、医療介護従事者のスキルの向上や定職率の向上など、安心して働ける環境整備に取り組みます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	1人当たりの医療費の伸び率(前年比)	3.0%	3.0%	国民健康保険加入者1人あたりの医療費を前年度と比較したときの伸び率
2	「うすき石仏ねつと」加入者数【累計】	21,000 人	26,500 人	うすき石仏ねつと運営協議会より
3	後発医薬品使用率	74.3%	80.0%	大分県国民健康保険連合会統計より

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市国民健康保険第2期保健事業実施計画(2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度)
- 臼杵市高齢者福祉計画及び第7期介護保険計画(2018(平成 30)年度～2020(令和 2)年度)
- 第2次健康日本21臼杵市計画改訂版(2019(平成 31)年度～2023(令和 5)年度)

I-2-3 安心して産み育てるための支援

5年後のめざす姿

妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を受け、健康で安心して過ごせるような支援体制を整えます。また、子育てを地域全体で支え合う仕組みづくりを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、次世代を担う子ども達を健やかに育て、母子の健康水準を向上させるための計画として、「第2次すこやか親子21計画」を策定しています。この計画は、国民の健康づくり運動（健康日本21）の一翼を担うものです。
- 県では、「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」を策定し、これに基づき、より多くの子ども・子育て支援者の協力を得ながら、県民総参加による「子育て満足度日本一」の大分県を目指して取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これに基づき、子どもが健康に生まれ育つ環境づくりの推進に取り組んでいます。
- 妊娠期から子育て中までの切れ目ない支援を行なうために、臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」（子育て世代包括支援センター）を開設しています。
- 妊婦届出時や乳児全戸訪問、乳幼児健診、行政手続き等の機会を通じて、子育ての困り、健康状態を把握し、発育・発達段階に応じた支援を関係機関と連携して行っています。
- 子どもの医療費や妊産婦医療費の助成、予防接種の充実、不妊治療に係る費用の助成など様々な支援体制を整えています。

【将来の見通し】

- 子どもが健康に生まれ育つための様々なニーズに切れ目なく対応するためには、母子保健や子育て支援の充実だけでなく住宅、雇用、結婚、出産支援など総合的できめ細かい取り組みが必要です。また、子どもや親自身の要因や環境要因等から、心身の健康や子育てについての多様な困りを抱える方を支援するために、ちあぽーとを中心とした施策の充実を図るとともに、支援策に関する積極的な情報発信に取り組む必要があります。

施策の主な課題

- ① 多様化する生活背景に対応する細やかな支援
- ② 子どもを産み育てたいと思う人への支援の充実

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 子育て支援策についての知識をもち、活用できる制度を利用します。
- 困った時はひとりで抱え込まずに相談します。
- 予防接種を受け、疾病予防に努めます。病気にかかった時は早期に病院を受診します。
- 早期の妊娠届出、妊婦健診、乳児健診など、ライフステージごとの健診を積極的に受けます。
- 子どもと一緒に食生活などの生活習慣を見直し、自分で管理できる知識や力を子どもの頃から養っていきます。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 地域ぐるみで、若者や子ども、妊婦を見守り、悩みに寄り添います。
- 困っている人に気づいたときは、ちあぼ一とを紹介し、利用を勧めます。
- 職域では子育て世代や若者を見守り、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めます。

【公助：行政が支援すること】

- 第2期臼杵市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、地域で支える安心して生み育てられるまちづくりを目標に子育て支援施策・事業等を推進します。
- それぞれが望むスタイルで安心して子育てができる環境の整備
ちあぼ一を中心に関係機関との連携を強化し、対応する職員のスキルアップを図ります。
母子手帳交付時や乳幼児健診、学校教育、家庭教育の中で、妊娠中から乳幼児、学童、子育て世代にわたっての食育、生活習慣改善に向けた取り組みを行います。
共働き世帯、ひとり親世帯、移住世帯でも、安心して出産、子育てができるよう、予防接種の充実や医療費の助成、幼児教育・保育の費用などの、経済的負担軽減に取り組みます。また、子育て支援施策や若者の定住施策等を、商工会議所、市内の企業に伝えるなど、職場における子育て支援への理解を求めています。
- 安心、安全な出産、子育てができる環境の整備
産科、小児科、精神科との連携を強化、産婦健診、産後ケア等の体制整備に取り組みます。また、婚活支援や不妊治療費助成事業の拡充に取り組みます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0%	97.0%	乳幼児健診時の「健やか親子21アンケート」において、この地域で子育てをしたいと思う親の人数÷健診受診者(親)数
2	母子手帳交付時の保健指導率	100%	100%	保健指導実施者数／母子手帳交付者数
3	3歳6か月児健診受診率	96.2%	97.0%	3歳6か月児健診の受診者(児)数÷対象者数
4	0～5歳児の数	1,321人	1,370人	住民基本台帳による各年の4月1日現在の0～5歳児の数 対前年10人増を指標とする
5	学童の朝食欠食率	7.6%	5.0%	全国学力・学習状況調査

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2015(平成27)年4月～2020(令和2)年3月)
- 第2次健康日本21臼杵市計画改訂版(2019(平成31)年度～2023(令和5)年度)
- 第3期臼杵市食育推進計画(2019(平成31)年4月～2024(令和6)年3月)
- 臼杵市幼児教育基本方針(2018(平成30)年4月～2028(令和10)年3月)

1-2-4 地域における子育て環境の充実

5年後のめざす姿

保護者が安心して子育てができるために、また子どもが将来に夢や希望を持って、自立して社会人へと育つために、きめ細かな相談や支援が受けられる子育て環境の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を強化し、ケースに応じた迅速な対応ができる体制づくりを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が策定され、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。
- 児童虐待に関して、自治体に「子ども家庭総合支援拠点」設置を求めています。また、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援を推進しています。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これに基づき、「子育ての喜びを実感できるまちづくり」を目標に子育て支援の充実、推進に取り組んでいます。
- 2019年(令和元年)10月より、幼児教育・保育の無償化を実施しています。
- ちあぼ一とを核として、様々な機関と連携し、職員等のスキルアップを図りながら、子育て支援施策の充実に取り組んでいます。
- 児童虐待対応については、要保護児童家庭の子どもの安否確認や乳幼児健診未受診者の確認、把握を実施しています。

【将来の見通し】

- 子育て中の移住者の増加、核家族化や共働きにより、低年齢からの保育ニーズが高まっています。

施策の主な課題

- ① ちあぼ一とを中心とした関係機関の専門性の維持・向上
- ② 個別支援が必要なケースへの対応の強化
- ③ 就業率上昇を見越した保育ニーズへの対応
- ④ 教育・福祉の連携・接続の充実

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 困った時は、相談機関を上手に利用し、悩みやストレスを一人で抱え込みません。
- 子育てに関する情報などに興味や関心を持ちます。
- 地域のサークルや家庭教育学級などに積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 「子どもは地域の宝、未来を創る力」ということを認識し、温かい言葉や目線で見守り、交流する場などを設けます。
- 支援が必要と感じたときは、相談をうけ、ちあぼーとを紹介します。
- 虐待が疑われる子どもを見つけたときは躊躇せず通報します。

【公助:行政が支援すること】

- 第2期臼杵市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、笑顔輝く子どもが育つまちづくりを目標に子育て支援施策・事業等を推進します。
- ちあぼーとの機能の強化
虐待、貧困、ひとり親など、多様化する子どもと子育てに関する課題に対応するために、ちあぼーとを拠点とした、子どもと子育ての支援機能強化を図ります。
- 情報発信の推進・強化
子育て支援の内容について「うすき石仏ねっと」と連携し、臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」の利用を促進し、きめ細かい情報発信をしていきます。
- 幼児教育・保育環境の充実
公立保育所の認定こども園化など、幼児教育・保育環境の充実や保育の質の向上に努めます。また、障がい児や医療的ケアなどの必要な児童への対応の充実を図るとともに、子育てを支える人材育成や活用、親子の絆を深める学びの場の充実に努めます。
- 児童虐待防止強化
虐待防止、早期発見、早期対応について、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を強化します。また、地域や学校、関係機関による見守りや、通報等について、啓発を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	ちあぼーとにおける相談件数	2,000 件	2,000 件	子育て支援コーディネーター及び保育士が相談対応した年間件数
2	子育て支援拠点の就学前児童の年間利用者数	14,400 人	14,500 人	子育て支援拠点からの活動報告
3	ファミリーサポートセンター事業 ³ 提供会員数【累計】	18 人	30 人	提供会員数(人)
4	臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」の登録数【累計】	350 人	600 人	「ちあほっと」の登録数(アプリをダウンロードした人の数)の累計
5	★保育所等の就園率	98.5%	99.0%	各年度の2月1日時点における3歳～5歳の保育所、認定こども園、幼稚園への就園児数÷3～5歳児数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2015(平成27)年4月～2020(令和2)年3月)
- 第2次健康日本21臼杵市計画改訂版(2019(平成31)年度～2023(令和5)年度)
- 臼杵市幼児教育基本方針(2018(平成30)年4月～2028(令和10)年3月)

³ 「子育ての手助けができる方(提供会員)」と「子育ての手助けが必要な方(依頼会員)」が会員となって、会員相互の信頼関係のもとに、子どもの世話を一時的に有料で援助しあうもの。

I-2-5 親育ち・家庭教育の推進

5年後のめざす姿

感性豊かで健全な子どもを育てていく「親育ち」をめざし、親や祖父母が持つ経験や知識を持って子や孫に伝えていくことで、子どもに「生きる」ことを学ばせる子育てを推進します。相談相手や支援者に恵まれない親子も増える中、親としての自覚と意識を持ち、子育てについての必要な知識や技術・心構えを学び、子育てに対する「喜びや楽しみ」、「不安や悩み」などについて、子育てを行う仲間同士で分かち合うことができる環境の充実を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 平成28年度に文部科学省が家庭教育支援事業として、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を推進、学習機会の提供や子育てサポーターの養成など、家庭教育支援体制の強化を図っています。

【臼杵市の状況】

- 平成28年度に作成した「臼杵市家庭教育基本方針」「家庭教育10か条(ほっとさんの教え)」の周知・啓発のため、学校等の研修会に講師を派遣しています。
- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これに基づき、家庭の子育て力を高めるという視点で家庭支援等の推進に取り組んでいます。
- 平成28年より子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」を開設し、子育てに関する相談、支援の充実を図っています。

【将来の見通し】

- 乳幼児期家庭教育学級のOBを中心とした保護者の交流の場である「ほっとプレイス」の活動を支援し、家庭教育支援のリーダーを養成することにより、切れ目ない支援を目指します。
- 学校・家庭・地域・行政が連携し、地域力を活かした子育て活動の推進を図ります。(親育ても含む)

施策の主な課題

- ① 家庭教育学級など親育ちのための学習機会の提供
- ② 家庭教育支援リーダーの養成
- ③ 学校・家庭・地域・行政が連携した子育て、親育ちの推進
- ④ 公立保育所の認定こども園化に伴う、地域との連携の強化

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 子どもは家庭で育てるという意識を持ち、積極的に関わります。
- 乳幼児期は家庭で愛情を注ぎ、感性を育む教育やしつけなどで基本的な生活習慣を家庭で身に付けます。
- ちあぽーと、臼杵市版母子手帳アプリ「ちあぽっと」などを有効活用し、子育て情報などを自ら収集します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で子どもを育てるという意識を持ち、登下校時のあいさつや見守りを行います。
- PTA活動などにおいて、学習の場や広報誌を通して情報提供・啓発の機会を増やします。
- 子ども会やスポーツ少年団、地域の行事などを通して、地域のつながりで子どもを育てます。

【公助:行政が支援すること】

- 家庭教育の場の充実
公民館や学校、保育所や幼稚園などで実施している家庭教育学級を今後も継続して行います。講座の内容についても参加者のニーズ調査や国の施策など情報収集を行い、適宜見直しを図っていきます。また、協育コーディネーターを活用し、コミュニティーセンターなどと連携した家庭教育学級の地域での実施を推進します。
- 協育コーディネーターによる家庭教育事業にかかるネットワークの確立
家庭教育学級に多くの方に参加いただけるように、学校と地域を協育コーディネーターが繋げていきます。また、地域振興協議会とも連携し、コミュニティーセンターなどでの家庭教育学級実施に向けた体制を整えます。
- 親育て・孫育てのための相談支援の充実
ちあぽーと、子育て支援拠点、公立認定こども園、公民館での相談支援の充実を図り、子育て・孫育てのための相談支援体制を整えます。
- 第2期臼杵市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、子どもの生きる力を育む教育環境の充実に向け、子育て支援施策・事業等を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	学習の場の提供箇所数	7 箇所	10 箇所	家庭教育学級など親育ちのための学習の場を提供した場所の数
2	家庭教育学級の年間参加組数	52 組	56 組	家庭教育学級に参加した親子の組数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市家庭教育基本方針(2016(平成 28 年)～)
- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2015(平成 27)年4月～2020(令和 2)年 3 月)

I-3-6 高齢者の生きがいづくりへの支援

5年後のめざす姿

元気な高齢者が増えて、様々な能力を活かして楽しく社会参加できる環境が整い、意欲と行動力が継続できるよう支援します。高齢者が自発的に介護予防を行い、地域の生きがいや、健康づくりなどを促進できる地域の拠点づくりや組織の育成・支援を行います。高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に安心して暮らせるまちを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 老人クラブ補助金で高齢者の生きがいと健康づくりの活性化を促進しています。
- 介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するため、高齢者による有償ボランティア活動団体等の立上げ支援をしています。

【臼杵市の状況】

- 老人クラブの活動に対して補助を行い、老人クラブの社会奉仕など活動の継続を支援しています。また、体操教室など健康増進活動の実施を促進することで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めています。
- 地域での運動やレクリエーション活動の支援を行うボランティア「介護予防サポーター（臼杵市ほっと！！生き生きサポーター）」の養成をして、健康づくりや介護予防活動を推進しています。介護予防サポーターは、地域での健康教室やサロン等で活動をして、地域の方の自主的な健康づくりに向けて支援しています。
- 介護予防のため、高齢者がボランティア活動を行うことを促進しています。

【将来の見通し】

- 若い頃からの学習や趣味活動、経験を活かし、地域や次世代へ継承するなど、高齢者が活躍できる環境づくりを拡充します。
- 高齢者が地域において積極的にボランティア活動が行えるよう、社会福祉協議会や老人クラブ等と連携をし、活動情報の提供、ボランティア登録の推進等、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

施策の主な課題

- ① 高齢者が活躍できる環境の整備
- ② 介護保険の理念の浸透と介護予防活動
- ③ コミュニティによる生活支援・見守り体制
- ④ 認知症の知識の普及と家族への支援

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 地域の健康教室へ参加し、運動に取り組めます。
- 健康意識の高揚に努め、自分の健康管理を行います。
- ボランティア活動に関心を持ち、できることから実践します。
- お互い様の気持ちで、地域の清掃活動などに参加します。
- 地域で実施される講座等の学習会に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域でサロンなどを開催し、集いの場を設けます。
- グループで健康意識を高める活動をします。
- 地域の行事にボランティアを活用します。
- 地域で講座などを開催し、地域住民で学習意欲の向上を図ります。

【公助:行政が支援すること】

- 高齢者が活躍できる環境づくりの拡充
老人クラブやサロンなど、地域のニーズに応じた様々な活動ができる場の立上げを支援します。継続支援として、活動内容に応じた講師を派遣し、活動に必要な情報提供をします。
- 介護予防活動の実施、継続支援
介護予防サポーターの養成など地域で活動できる人材を育成するとともに、活躍できる場を紹介し、継続的な活動を支援します。また、介護予防サポーターのスキルアップを図ります。
- 生活支援・見守り体制充実のためのコミュニティ活性化
生活支援や見守りなどの、地域におけるボランティア活動等が推進できるよう、社会福祉協議会や地域振興協議会など関係団体と協議をしながら取り組みます。
- 認知症施策の推進(正しい知識の普及啓発・家族支援)
認知症について基本的な知識を持つ認知症サポーターを養成講座により育成します。また、認知症サポーターのステップアップ講座を行い、オレンジカフェなど地域で活躍できるボランティアの育成を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	お達者長生きボランティアの活動ポイント数 (1時間 100ポイント)	820,500 ポイント	1,120,500 ポイント	年度末のポイント転換申請
2	認知症サポーター数【累計】	7,246 人	10,000 人	認知症サポーター養成講座受講者数
3	介護予防サポーター派遣回数	741 回	1,000 回	健康教室等に介護予防サポーターが派遣された回数
4	高齢者サロンの参加実人数	1,494 人	1,644 人	高齢者サロン実績報告

施策の展開に関係する個別計画

- 白杵市高齢者福祉計画及び第7期介護保険計画 2018(平成30)年4月～2021(令和3)年3月
- 白杵市高齢者福祉計画及び第8期介護保険計画 2021(令和3)年4月～2024(令和6)年3月

5年後のめざす姿

高齢者が要介護状態や認知症にならないよう予防するとともに、要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、必要な医療・介護予防・住まいと生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。団塊の世代が後期高齢者としてピークを迎える2025年を見据え、介護サービス等の充実を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2015(平成27)年度の介護保険制度改正における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の拡充により、市が主体となる地域の実情に応じた多様なサービスの充実、地域の支え合い体制づくりの推進を図ります。
- 2017(平成29)年度の地域包括ケア強化法に基づき、2018(平成30)年度、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組等を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しました。

【臼杵市の状況】

- 介護予防・日常生活支援総合事業において、従来の訪問・通所型サービスに加え、地域の実情に応じてサービスの多様化を図るため、関係機関と協議をしながら高齢者の多様なニーズに応じていく体制づくりを進めています。
- 介護保険制度の持続可能性を維持するために、利用者負担や給付のあり方を検討しながら、介護保険サービスの質と量を確保するなど、高齢者が安心して生活ができるための環境整備に努めています。
- 2010(平成22)年度に「臼杵市の認知症を考える会」が発足、2016(平成28)年度に産官学連携協定による認知症実証研究で、認知症発症予防並びに重度化予防につなげるため、関係機関と連携を図っています。

【将来の見通し】

- 元気な人が要介護状態にならないよう介護予防を推進し、自立支援に向けた取組を行います。
- 介護サービスが必要な方に、必要に応じた介護サービスを提供します。

施策の主な課題

- ① 介護予防活動組織の創設・継続支援
- ② 生活支援体制の充実、住民主体の新しいサービスの創設
- ③ 認知症支援ネットワークの構築
- ④ 地域密着型サービスの定着
- ⑤ 医療と介護の連携強化

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自立した日常生活を送ることを目的に、介護予防に努めます。
- 自分の健康に関心を持ち、健康管理を行います。
- 地域における健康教室等へ積極的に参加します。
- 自分の状態に合わせた適切な介護サービスを利用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域やグループで、声をかけ合い健康意識を高めます。
- 地域振興協議会での健康教室等の開催を進めます。
- 認知症の人とその家族を地域のネットワークで見守ります。
- 介護保険制度やサービスについて学習する機会をつくります。

【公助:行政が支援すること】

- 新たな介護予防活動組織の創設
地域振興協議会単位での運動教室の立上げ、継続を支援します。**短期集中予防サービス⁴**を作り、サービスの拡充を図ります。
- 生活支援体制の充実、住民主体の新しいサービスの創設
支援が必要な方々の生活に関する困りごとのニーズと地域資源を把握します。**生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)⁵**や地域の関係団体と協働して、地域の実情に応じた生活支援のしくみづくりを考え、実施に向けて取り組みます。
- 地域密着型サービスの定着
高齢者等が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、市の権限により適切なサービス基盤の整備や地域の実情に応じた基準等を定める「地域密着型サービス」事業所のサービスの充実や利用者の定着を図ります。
- 認知症施策の推進(支援ネットワークの構築等)
「**臼杵市の認知症を考える会⁶**」を軸に認知症の早期発見・早期診療ができるための体制づくりや介護家族への支援、及び支援ネットワークの構築を推進します。また、認知症市民フォーラムの開催など正しい知識の普及啓発を図ります。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	元気高齢者の割合	80.9%	80.9%	{65歳以上人口-(第1号要介護認定者+第1号要支援認定者+事業対象者)}/65歳以上人口×100
2	生活支援など多様な新しいサービスの利用者数	65人	115人	短期集中C(通所・訪問)、住民主体サービス、移動支援サービス利用者数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市高齢者福祉計画及び第7期介護保険計画 2018(平成30)年4月～2021(令和3)年3月
- 臼杵市高齢者福祉計画及び第8期介護保険計画 2021(令和3)年4月～2024(令和6)年3月

⁴ 保健・医療の専門職により提供される、3～6ヶ月の短期間で行われるサービス。

⁵ 高齢者の生活支援サービスの体制づくりを進めるため、コーディネート機能を有するもの。

⁶ 医療・保健・福祉など関係機関のネットワークを構築し、臼杵市の認知症対策について学習し、予防等について検討を行う会。

5年後のめざす姿

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加しながら生きがいをもって生活できるよう、社会参加機会の提供を促進します。企業や事業所の理解と協力のもと障がいのある人が自分の持つ力を最大限に発揮できる就労の場の確保を進めるとともに、就労支援事業等のサービス提供や就職に関する相談や情報提供の充実を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2016(平成 28)年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正も行われました。また、大分県が 2016(平成 28)年 4 月 1 日に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しています。

【臼杵市の状況】

- 障がい者差別解消法の基本理念に沿った「障がいのある人もない人も安心して暮らせる住み心地一番の臼杵市づくり条例(仮称)」を 2019(平成 31)年度中に制定する予定です。
- 障がいがある人もない人も共に楽しめる「カラフルカフェ」を、臼杵市地域自立支援協議会の地域生活部会の活動から独立させて、市の委託事業として展開しています。
- 臼杵市地域自立支援協議会の就労部会では、津久見市の同部会と共同で、地域と障がい者の就労を結ぶ支援など全般について、毎月協議・検討を行っています。

【将来の見通し】

- 障がいのある人が社会参加し、楽しく充実した生活を送ることができるようにするためには、さまざまな学習機会やスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、積極的に社会参加し、地域の人との交流を深める機会を充実していきます。
- 障がいのある人の就労を促進することは、自立した生活を確保するうえで、必要不可欠であり、障害者総合支援法に基づいて、障がいのある人の一般就労を支援するための「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」などの取組みを進めています。

施策の主な課題

- ① 障がいのある人と市民とのさまざまな交流
- ② 日中活動の場の確保
- ③ 就労相談と就労支援

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 各種の学習活動や講演会などに際して、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障がいのある人の就労に関する情報提供を図ります。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 生涯学習やサークル活動を支援するため、学習活動の場・情報提供の充実に努めます。
- 関係機関で連携し、障がい者の雇用受入や職場体験などを推進します。

【公助:行政が支援すること】

- 障がいのある人と市民とのさまざまな交流の促進
障がいのある人が、市や地域の行事に参加し、広く市民と交流できるよう、関連事業との連携を図り、多様な交流機会づくりに努めるとともに、障がい者団体などによる自主的な交流事業を支援します。
- 就労相談体制と就労支援の充実
障がいのある人の社会的雇用場の充実を図るため、就労継続支援事業などのサービス提供基盤整備を進めるための支援に努めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	カラフルカフェの年間参加者数	300 人	350 人	カフェ委託事業所 2 カ所×年 12 回開催×1 回あたり参加者数 12.5 人/2019 (平成 31) 年運営方針
2	臼杵市障がい者交流センター「すくらむ」の利用者数	8,200 人	8,450 人	年間延べ利用者数
3	就労継続支援利用者数	176 人	200 人	就労継続支援の年間利用者数
4	相談支援事業所による相談件数	22,914 人	23,400 人	相談支援事業所 3 カ所(「風車」「くれよん」「とよみ園」)の相談件数

施策の展開に関係する個別計画

- 第 2 次臼杵市地域福祉計画 2017 (平成 29)年4月～2022(令和 4)年3月
- 第 3 次臼杵市障がい者計画 2017 (平成 29)年4月～2022(令和 4)年 3 月
- 第 5 期臼杵市障がい福祉計画 2018 (平成 30)年4月～2021(令和 3)年 3 月
- 第 1 期臼杵市障がい児福祉計画 2018 (平成 30)年4月～2021(令和 3)年 3 月

I-4-9 生活の安定と自立への支援

5年後のめざす姿

様々な要因で生活困窮に陥って、地域での生活が困難になった人が、自身の力で自立した生活を送れる支援体制の充実を図ります。また、生活保護受給者の自立を目指します。認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で、財産の管理や日常生活等に支障のある人に対し、成年後見制度を活用し権利擁護を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2015(平成 27)年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され生活困窮者の自立支援制度が始まりました。生活困窮者自立支援制度としては、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等の事業があり、働きたくても働けない、住む所がない等の相談に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う制度です。
- 成年後見制度の利用が進まなかったため、国は 2016(平成 28)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、2017(平成 29)年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市では 2013(平成 25)年度よりモデル事業として生活困窮者の自立支援事業に取り組み始め、2015(平成 27)年4月の生活困窮者自立支援法施行後は、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等に取り組み、多様な課題を抱えた生活困窮者が自立に向かえるように支援しています。
- 2013(平成 25)年度に、寄り添った支援を行う市民後見人の養成講座を開講しました。2014(平成 26)年度の4月には、「臼杵市市民後見センター」を設立し、これにより法人後見の体制を整えました。

【将来の見通し】

- 生活するうえでの課題を抱えている市民が、どこの窓口にも相談しても最適な相談機関に繋がって、適切な支援を受けられる体制のさらなる充実を図ります。また、複数の課題を抱えている相談者に対しては、複数の機関が協力して対応できる関係を強化します。
- 市民が成年後見制度を身近に感じ、安心して、容易に制度が利用できるようにし、利用者が、「制度を利用してよかった」と感じられるようにします。また、あらゆる社会資源やネットワークを動員し、それらと成年後見制度と有機的に関連付けた体制を構築します。

施策の主な課題

- ① 生活困窮等の相談件数の増加
- ② 臼杵市市民後見センターの機能強化
- ③ 生活保護受給者の就労支援の取組強化

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 生活の困りごとがあれば、早めに各機関に相談します。
- 各家庭には様々な困りごとがあることを理解します。
- 生活の安定を心がけ、地域活動に参加して人との関わりを持ち続けます。
- 奉仕の精神を持ち続けます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 区長、民生委員・児童委員、福祉委員等に協力し、地域での見守り活動を助けます。
- 地域の人と関わりを持ち続け、声掛け等の気配りを行います。
- 社会福祉協議会や地域包括支援センター等が行っている事業内容を学習します。
- 地域内の人、モノの情報を共有し、常日頃から気にかけて万が一の時に役立てます。

【公助:行政が支援すること】

- 生活保護受給者の自立支援の強化
生活保護受給者が自立した生活を送れるように就労支援などを行います。
- 生活困窮等の相談体制と就労支援の強化
生活困窮者や引きこもりの対策として、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業、障がい者自立支援事業等の各種事業に取り組みます。また、社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業⁷の普及にも努めて、市民が自立した生活を送れる支援体制の充実を図ります。
- 臼杵市市民後見センターの機能の強化
臼杵市市民後見センターを中心として、認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための施策を強化します。
- 養護老人ホームの整備
経済的及び環境上の理由で在宅での生活が困難な高齢者が、市の措置により安心して暮らせる施設である養護老人ホームを整備し、高齢者が自立した日常生活を送れるよう援助します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	就労支援者数	19 人	24 人	1 年間に就労支援を行った生活保護受給者数
2	生活困窮者自立支援ケース数	29 人	44 人	生活困窮者自立支援ケースとして認定し支援プランを作成した人数
3	臼杵市市民後見センター受任者数【累計】	38 人	48 人	臼杵市市民後見センターが受任した人数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地域福祉計画(2017(平成 29)年4月～2022(令和 4)年 3 月)
- 臼杵市成年後見制度利用促進基本計画(2019(令和元)年 10 月～2022(令和 4)年 3 月)

⁷ 毎日の暮らしの中で、不安や疑問、判断に迷ってしまうことが生じた場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の手伝いをして、認知症高齢者等で判断能力が不十分の方が安心して暮らせるようにサポートする事業です。

Ⅱ.地域の輪で心がかよい、 市民が集うまち(地域の絆)

臼杵の魅力を再認識し、地域の連帯感が強まり、歴史と文化に恵まれたまちへの愛着心・愛郷心が育まれています。豊かで活力のある地域社会の中で、協働でまちづくりに取り組む意識が行動に移され、市民・事業所・行政が一体となって定住しやすい環境を整えるとともに、居樹の受入れ体制も充実しています。複雑かつ多様化してきた地域ごとの課題に対しても、地域で解決に向かって取り組み、地域の絆と市民力(自助・共助)が高まっています。

美しい「海」と「山」との融合により、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムが一体化し、地域の絆はさらに深まり、そこに市外からの刺激が加わることで、自然体の地域力が向上し、市としての一体感がより一層醸成されています。



＜施策の方針 5＞みんながつながり支え合う

市民同士のふれあいや地域連帯意識を高め、災害時でも地域の共助で乗り越えられるという安心感のある地域コミュニティの活性化を促進します。身近なコミュニティの助け合いを基本とし、隣の地域やその他の地域の市民とつながりを深めることで、臼杵のまち全体に交流の場が広がり、お互いの生活を支え合うことのできるコミュニティの再構築に取り組みます。コミュニティ施設や公民館・公園など市民が憩いの場として集う拠点を活用し、地域住民の情報交換の場やネットワークの場づくりを推進します。未来を担う子どもたちにコミュニティの意義やあり方を引き継ぎます。

【具体的施策】 10.地域内交流・地域間交流

＜施策の方針 6＞臼杵に魅かれ暮らす人を増やす

臼杵の魅力を市内外に伝えるような移住施策・住宅情報・求人情報などの情報を一元化して市全体で広く発信していきます。移住希望者が地域と積極的に交流できることで地域に馴染み、安心して暮らせるような配慮やきめ細かな相談体制を作るなどの支援を行います。地域の新しい担い手としても活発に活動でき、いきいきと暮らせるような仕組みをつくれます。

【具体的施策】 11.「うすき暮らし」の推進

5年後のめざす姿

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう隣近所や地域で助けあい、地域の特徴や資源を活かし活性化する「地域力」を高めるための支援に取り組みます。

地域活動として行われる祭り、伝統行事、スポーツ活動や防災活動など各種の取組を推進します。地域振興協議会を中心に、子どもから高齢者まで世代や性別を超え交流し、各種団体も連携することで地域の一体感の醸成を図り、顔の見える関係を築きながら地域活動の活性化を推進するとともに高齢者等の健康づくりや見守り、生活支援活動、児童見守りなど活動などの支え合い、助け合う仕組みづくりの構築を支援します。

また地域活動を担う人材の育成、地域の自主財源確保や生きがいつくりの推進など自立的な活動につながるよう支援を行い地域活動の拠点となる施設の整備、維持管理にも努めます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、地方創生の柱の一つとして「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を掲げており、人口減少などにより、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域があるため、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりのための取組を推進しています。
- 総務省では、地方自治体に対して、**集落支援員**⁸の設置に関し、財政措置および情報提供等を実施しています。

【臼杵市の状況】

- 市では、人口減少が進む中、世代や団体間の枠を超えて連携することで、助け合い、支え合う関係が築かれ、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりができるよう、地域振興協議会の設立および活動、運営支援を重点施策と位置づけ取り組んでいます。
- 地域振興協議会の運営のため各事務局員に集落支援員を配置しています。

【将来の見通し】

- 地方創生は今後も国が取り組むと考えられ、集落支援員を活用しながら地域活動のリーダーとしての役割を担う人材の確保を行い、地域の自立的な活動につなげていきます。

施策の主な課題

- ① 地域活動を担う人材の確保
- ② 共助の取組みの推進
- ③ 地域の自主財源の確保
- ④ 地域の拠点施設の整備
- ⑤ 地域活動の効果的・効率的な運営が図れる自治会規模の最適化

⁸ 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材。

※集落支援員を配置している地域は12地域(下ノ江、たていし(下南)、上北、戸上、あまべ、南津留、上浦・深江、市浜、都松、下北、中央、川登)

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自分の地域の魅力を再認識し、子どもからお年寄りまで、誰にでも気軽にあいさつをし、地域の中で普段から顔の見える関係を築きます。
- イベントや行事などの地域活動に積極的に参加します。
- 未来を担う子どもたちに、昔からある遊びや知恵などを伝承していきます。
- 臼杵市お達者長生きボランティア制度に加入し、地域内で暮らしに手助けが必要な人に対し、手伝いをを行い、地域内での支え合いの仕組みに参加します。
- コミュニティ施設をきれいに使用するなど維持管理に協力します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 自治会などを中心に、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。
- 地域でウォーキング大会などの軽スポーツ大会を行い、汗をかきながら地域の交流を深め、健康づくりにもつなげていきます。
- 地域振興協議会の活動で、さまざまな人とともに、体を動かす取組を行ったり、料理教室などの食に関する活動、芸術や音楽などの文化的な活動を積極的行います。
- 自治会などが主体となって、誰もが楽しく参加できるような催しを実施します。
- 地域振興協議会を中心に、自然や伝統文化などの地域の資源を活かした活動に取り組み、自主財源の確保や生きがいづくりにつなげていきます。

【公助:行政が支援すること】

- 地域活動の担い手の確保
地域活動の担い手不足の解消のため、研修会、情報提供を行います。
- 持続可能で自立した地域をめざす活動の推進
生活支援等の支え合いの取り組みや自主財源の確保など持続可能な地域に必要な活動を進めるため、補助金事業や先進事例などの情報提供及び関係機関との連携調整を図ります。
- 拠点施設の整備及び管理運営の支援
地域活動の基盤となる拠点施設の整備や管理運営などを支援し、活動の場の充実を図ります。
- 自治会の適正規模に向けた統廃合の推進
戸数が少なく自治活動に支障をきたす自治会(行政区)を中心に、適正世帯数(30～50世帯)を目安に、地理的、歴史的繋がりなどを考慮しながら統廃合に向けた働きかけを行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	地域振興協議会への集落支援員の配置【累計】	12 箇所	16 箇所	集落支援員が配置された地域振興協議会の数
2	共助の取り組み実施回数(年間)	50 回	100 回	防災関連、お年寄りの見守り活動、子どもの健全育成活動、生活支援活動(移動支援等)の実施回数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)

5年後のめざす姿

恵まれた自然環境、温かな人のつながりによるコミュニティの充実により、多くの人が臼杵の暮らしを体感し、魅せられ移住し、定住に結びつき、若者を中心とした市外への流出に歯止めをかけるための移住定住支援策を図ります。

臼杵の暮らしの魅力や情報を市内外へ効果的に発信するとともに、少子化対策、子育て支援、住宅施策、産業振興の部門および民間の受け皿となる機関と連携した移住定住サポート体制の充実を目指します。

空き家バンクの利用促進や、物件の掘り起こしのための体制整備を進め、1軒でも多くの灯りのともる家が増えていくことで、すべての市民が臼杵に住んでよかったと実感して暮らせることを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は、東京圏一極集中への対応策として、UIJターンの促進や地方の担い手不足対策を安定的、継続的な地方への支援に取り組んでおり、まち・ひと・しごと創生基本方針2019の閣議決定においても、従来の枠組みを維持しつつ、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材との多様な交流の形による地域づくりなど必要な強化を図ることとされています。
- 県は、移住定住促進を重点施策として展開し、各種支援制度のほか、「おおいた暮らし塾」など都市部での移住フェア、相談会の開催、東京のふるさと回帰支援センターに専属のコンシェルジュを配置するなど、県内市町村への移住支援に取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 2014(平成26)年度から本格的に移住支援策の取組を開始し、総合戦略における重点プロジェクトの1つに位置づけ、各種支援制度の創設や拡充を図るとともに、移住定住総合相談窓口の設置など移住定住支援体制の充実を図ってきました。
- 市外からの移住者は高い水準で推移し、移住者数は順調に伸びてきており、事業の成果が出てきています。今後はより定住を促進し、市内から都市部への若者世代の流出を抑制することが急務です。

【将来の見通し】

- 国の方針では「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加されており、人口減少は全国的にさらに進展する中で、移住者の奪い合いではなく、住みやすいまちづくりの結果として定住人口の増加につなげる施策展開が必要です。

施策の主な課題

- ① 起業、就業の機会の創出による若者世代の定住促進
- ② UIJターンおよび定住促進のサポート体制の受け皿不足
- ③ 有効活用できる空き家の掘り起こしとマッチング対応の遅れ
- ④ 効果的な「うすき暮らし」の情報発信

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 移住者に対して、あいさつや声掛けなど、地域の一員として温かく迎えます。
- 移住者は、地域活動などに積極的にに関わり、地域住民として進んでとけ込むよう努めます。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 地域の催しなどのみんなが集まれる機会に移住者の参加を促す工夫をします。
- 地域の慣習や生活上必要な情報をわかりやすく提供します。
- 空き家の情報を提供します。
- 移住者に対する移住前・移住後の相談などのサポートをきめ細かく継続的にサポートします。
- 地域での人のつながりや交流を大事にし、安心していつまでも住み続けたい雰囲気づくりに努めます。
- 臼杵での暮らしや環境の良さを地域、企業、学校等が連携して発信していきます。
- 企業は若者の地元での就業促進やUJターンにつながる面接相談会の開催や情報提供を積極的に行います。

【公助：行政が支援すること】

- 若年世代の定住促進
臼杵での暮らしや環境の良さを地域、企業、学校等とも連携して発信していくとともに、居住支援等に関する補助である定住促進補助金事業、創業支援事業の実施など市内における雇用、就業の場の創出や情報提供の推進、新たな宅地の整備や中心市街地への居住の促進に取り組むことで若年世代の市外への流出を食い止めます。女性の起業についても引き続き支援を行い、定住を促進します。また、まちづくり活動の担い手として、地域おこし協力隊を受け入れ、任期終了後の市内での起業、就業を支援し地域振興に寄与する人材を育成するとともに定住を促進します。
- UJターン、定住促進サポート体制の充実
市外へのうすき暮らしの情報発信、移住希望者向けモニターツアー等の体験機会の充実に取り組むとともに、相談体制の充実と効率化を図るため行政と連携が可能なNPO等民間の受け皿の確立を推進します。
- 空き家の有効活用を促進と情報提供の推進
空き家バンク制度について民間事業者との連携により取り組み体制の充実に努めます。また、空き家の物件登録および成約補助制度の充実のための必要な見直しにも取り組むとともに、制度の周知を図っていきます。
- 効果的な「うすき暮らし」の情報発信
より移住の促進につながるよう、臼杵への移住につながる可能性が高い方をターゲットとした、臼杵での暮らし、移住支援事業の情報発信に努めます。また、より多くの方に来臼の機会を作るため、モニターツアーやおためしハウスなどの取組について市外への効果的な情報発信により交流を促進します。また、市民に向けても定住を促進する支援およびその周知に取り組むとともに、地域、企業、学校等との連携しながら臼杵の暮らしや定住促進の取組について、発信や啓発を積極的に行い、定住の促進につなげていきます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	移住者数(累計)	861 人	2110 人	移住相談、移住者居住支援事業利用実績で把握した移住者数
2	市内の企業や事業所に雇用された移住者数(年間)	31 人	41 人	ものさし1のうち、市内の企業や事業所に雇用された移住者数(市内での起業も含む)※就業情報はアンケート調査で把握したものを含む)
3	空き家バンク制度活用による成約件数(累計)	95 件	275 件	空き家バンク事業成約実績件数
4	臼杵の体験機会を利用した移住者数(年間)	5 人	50 人	「移住希望者体験モニターツアー」および「おためしハウス」を利用して移住者数
5	臼杵とつながり隊登録数(累計)	116 人	240 人	市外に住む臼杵市出身者や臼杵に縁のある人による臼杵市を応援する会員(臼杵つながりネットワーク会員)登録数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)

Ⅲ.自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)

市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自助の精神のもと、家族や職場で防災のことを話し合い、避難経路と避難場所を認識し、常日頃から災害への備えができています。自主防災組織で、定期的に行われる避難訓練へ積極的に参加するなど、防災に対する正しい知識と行動が身についています。避難困難者の把握及び災害時の対応策が立てられるなど「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神が醸成されています。

このように「自助・共助」の精神が根付くとともに、「公助」として、災害に強い公共施設づくりが進められ、避難場所や備蓄品も充実し、市民の安心感につながっています。災害が起こる前から復興支援の準備体制が整い、災害発生後の初期段階の対応から迅速かつ円滑な活動が可能な防災体制が充実しています。これらにより、想定される南海トラフ巨大地震などの災害にも強いまちになっています。



＜施策の方針 7＞災害に強い組織・人をつくる

「自分の命は自分で守る」という「自助」の精神にたって、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、常日頃から災害などの非常事態への備えを十分に講じることが必要です。災害による被害を軽減するためには「自分たちのまちや地域は自分たちで守る」という「共助」の精神にたった地域住民相互の協力による救助・救援活動の重要性を一層認識する必要があります。そのため、地域防災計画等の策定、防災教育・防災知識の普及啓発、防災士・消防団・自主防災組織の育成・強化、災害時における要配慮者支援対策の推進に取り組めます。地域のリーダーを地域内で育成するための支援も行います。

- 【具体的施策】 12.自主的な防災活動及び防災教育の推進
13.防災に関する組織の育成・強化

＜施策の方針 8＞災害に強いまちをつくる

異常気象に伴う大雨や風水害・雪害・地震や津波などの自然災害や原発などの被害から、市民の生命及び身体を守るための施設の整備等が必要です。そのため、避難所や避難路の整備、避難経路の表示などハード面の対策に取り組めます。被害を最小限に止めることができるよう、耐震化を進めると同時に、市民生活や経済活動に必要な交通施設やライフラインの整備にも取り組めます。

災害に耐えることができる公共施設の整備を行い、災害等の緊急時に迅速な活動や情報収集、通信の場としての機能を備え、被災から早期に市民生活を復興するための機能を充実させていきます。

- 【具体的施策】 14.防災・減災のための環境整備

5年後のめざす姿

市民1人ひとりが、地震・津波・豪雨災害などさまざまな災害に対して防災意識を身に着けられる取り組みを推進します。すべての住民が「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、主体的に判断・行動し、実践できる体制づくりをめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフ巨大地震、近年発生した自然災害の教訓を踏まえた防災・減災対策を講じることにより、災害に強い人づくり、地域づくりの推進が求められています。

【白杵市の状況】

- 市民の平時における備えや災害時の役割の明確化と基本的な防災意識を徹底して身に着けることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、災害対応能力を向上させる取り組みを行っています。

【将来の見通し】

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の精神の定着を図ることに加え高齢化に伴い災害時における要配慮者支援対策が急務であり、地域でお互いが助け合う「共助」をより一層推進することが必要です。

施策の主な課題

- ① 防災意識を高めるための防災教育・学習の充実
- ② 地震発生時に自らの命を守る家具の転倒防止・家屋の耐震化

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自分の命は自分で守ること、積極的に防災訓練に参加します。
- 日頃から気象情報などの情報収集手段の確保に努めます。
- 非常持ち出し袋(3日間の非常食は備蓄)を準備しておきます。
- 災害時に備え、家具の転倒防止・家屋の耐震化などの対策を講じます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域の特性を踏まえ、訓練などを通じて万一の時でもお互いが支えあえる地域づくりを進めます。
- 防災士や自主防災組織が主体となり、学校や地域、消防団とともに防災訓練を実施し市民の防災意識の高揚に努めます。

【公助:行政が支援すること】

- 住宅の耐震化・ブロック塀の倒壊による被害の防止対策等の支援
住宅の耐震化・ブロック塀の倒壊による被害の防止及び地震発生時における家具等の転倒防止を図るため対策費用の補助を行います。
- 防災意識を高める防災教育・学習の充実
教職員が防災士の認定を受けることで本校での防災訓練や防災教育に活かせるよう継続的に防災士養成に取り組めます。
- 自主防災組織の活動支援
自主防災組織の活動を支援するため研修会や訓練時の費用について補助を行い自主防災組織の活性化を支援します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	家具の転倒防止対策をしている家庭の割合	30.5%	50.0%	臼杵市よりよいまちづくりアンケートで「あなたは家具の転倒防災対策をしていますか」の質問に「はい」と回答した市民の割合(「はい」の回答数/全回答者数)
2	防災スタンプラリー開催小学校数	1校	13校	多種多様な災害を学習する防災スタンプラリーの開催校
3	小中学校における防災訓練を実施校数	18校	18校	年3回以上防災訓練を実施した小中学校数
4	自主防災組織等の自主的な活動件数	71件	145件	自主防災組織等の自主的な訓練及び研修補助金申請件数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地域防災計画(随時更新)

Ⅲ-7-13 防災に関する組織の育成・強化

5年後のめざす姿

すべての地域で防災に関する組織が組成し、活動が行われるよう支援体制を築きます。自主防災組織や地域の防災士が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を広め、市民1人ひとりが防災活動を実践できるよう地域ぐるみで支援体制の構築を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 風水害、地震津波などの災害に備えるには、隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が、被害の未然防止、軽減に有効な対策として求められています。

【臼杵市の状況】

- 早期避難の向上を図るには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、地域住民どうしのコミュニケーションを平常時から密にすることで適切な行動が取れるよう求められています。

【将来の見通し】

- 自主防災組織は、地域の防災士と連携しながら防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練のその他の災害予防策を地域の実情にあわせて日常的に行う必要があります。

施策の主な課題

- ① 地域防災力の向上のため自主防災組織設立促進と自主防災組織活動支援
- ② 高齢化による世代交代などによる防災士養成
- ③ 教職員による学校内における防災教育の充実と各学校でのジュニア防災リーダーの育成

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 普段から地域活動に参加し、地域とのつながりを維持します。
- 防災訓練や防災講演会など学びの場に参加し、防災に対する知識・技術を習得します。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 自主防災組織が未設置の地域の組織設立を促進します。
- 自主防災組織が防災士会と連携し主体的に防災訓練を実施することでお互いが支える地域づくりを進めます。

【公助：行政が支援すること】

- 県と連携し防災士の養成を行う
県の委託先である大分県自主防災組織活性化センターと連携し防災士の養成及び防災士のスキルアップ研修に取り組みます。
- ジュニア防災リーダーの育成
防災に関する知識や技術を習得することにより、災害対応能力を身に付け、責任感・連帯感を養い、家庭や学校において防災啓発ができるジュニア防災リーダー養成に取り組みます。
- 他市との防災協定や他団体・民間企業などとの協定・連携体制を構築し災害時に備えます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	自主防災組織未結成の自治会の数	2 組織	0 組織	自主防災組織未結成の自治会の数
2	防災士の数	588 人	650 人	市主催防災士養成講座(臼杵市防災士会登録者数)
3	ジュニア防災リーダーの育成数【累計】	84 人	184 人	学校や家庭で防災啓発ができるジュニア防災リーダーの育成数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地域防災計画(随時更新)

5年後のめざす姿

自然災害から命を守るため、避難路の整備や危険箇所への対策、公共施設の維持・整備などを図り、防災・減災に取り組めます。災害発生時には、市民が安心して避難や生活ができるようライフラインをはじめとする災害に強い施設の整備を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国や県の状況は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化計画を策定し、特に減災の視点を重視し、施設設備の耐震化や、避難所として多く指定を受ける学校施設をはじめとして、長寿命化を図るよう求めています。また急傾斜地崩壊対策については、重点的に整備を進めています。

【白杵市の状況】

- 白杵市においては、本市の最上位計画である総合計画と国土強靱化地域計画の整合を図りながら防災・減災に資するハード・ソフト施策に取り組んでいます。
急傾斜地崩壊対策については、市民の要望は依然として多くあり、土砂災害ハザードマップの作成については、被害想定周知・避難の啓発を行うために整備が進められています。
- 自主防災組織による避難路については、原材料支給により整備が進められています。

【将来の見通し】

- 学校施設にあっては、少子化及び現在の教育制度に適した学校施設を、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、整備の検討を行っています。急傾斜地崩壊対策にあっては、県営事業、市営事業ともに、引き続き整備箇所数を上回る要望が続くと考えています。
- 地域での避難路整備が困難となっている状況より、公助による整備等、実施する必要があります。

施策の主な課題

- ① 原材料支給だけでは避難路の整備が困難な地域への公的支援の拡充
- ② 土砂災害を防止するため急傾斜地崩壊防止対策の継続的な実施
- ③ 地震や風水害による決壊を防ぐためのため池のハード・ソフト対策
- ④ 有事の際に備え防火水槽の耐震化
- ⑤ 避難所となっている学校施設や公共施設の改修については、防災機能の強化を踏まえた整備を検討
- ⑥ 災害発生後において、迅速な避難及び避難生活の際には安心・安全と思える施設整備

課題解決に必要な取組

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で協力し、ため池を適正に管理します。
- 一時避難場所である地域の集会所や公民館の維持管理に努めます。

【公助:行政が支援すること】

【ハード施策】

- 避難路整備に対する支援
自主防災組織による避難路整備を推進するため、助成制度の拡充を行い、避難路整備に取り組みます。
- 急傾斜地の崩壊対策
宅地周辺の急傾斜地の崩壊対策工事によって、人命・家屋の保護を行うことによって安心・安全な生活ができるようになります。
- ため池のハード対策
耐震、豪雨に対する詳細調査結果に基づき、重大な施設の変状等が確認された、ため池の改修を行うとともに、将来的な農業利用等が見込めず、決壊のおそれのあるため池を廃止するために工事を行います。
- 防火水槽の耐震化
有事の際に消火活動が行えるよう年次計画に基づき耐震化に取り組みます。
- 学校施設等の改修
避難所となっている学校施設や公共施設の改修を行う場合にあっては、避難者の安全や健康を考慮した整備に努めます。
- 災害対策の施設整備
南海トラフ地震や風水害など各種災害時に対応できる物資が分散備蓄できるよう防災備蓄倉庫の整備に引き続き取り組みます。また万一被災した場合の外部からの支援物資を集配する場所の確保に努めます。

【ソフト施策】

- 各種ハザードマップの整備
土砂災害などの危険箇所区域や津波や河川の浸水想定区域、ため池氾濫区域など住民の適切な避難行動及び被害の軽減につなげるため各種ハザードマップの見直し整備を行います。
- 災害時における災害応急対策
公共、民間を問わず、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る業務継続計画(BCP)の定期的な教育・訓練や点検等の実施に関する支援に努めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	避難路の整備箇所【累計】	35 箇所	40 箇所	自主防災組織による整備箇所数
2	急傾斜地崩壊対策事業の整備箇所数【累計】	16 箇所	26 箇所	年次計画による整備箇所数
3	ハザードマップを作成した「ため池」箇所数【累計】	19 箇所	39 箇所	ハザードマップを作成した「ため池」の箇所数
4	防火水槽の耐震化数【累計】	40 基	50 基	年次計画による整備箇所数

Ⅳ.魅力ある資源を市民が 創り活かし、人が集まりにぎ わうまち（産業・観光）

豊かな自然環境に恵まれ、先人より受け継がれてきた国宝臼杵石仏や古い町並みなど、文化と歴史に育まれ、情緒豊かなまちの風情を醸し出しています。

その中で、臼杵人の気質が伝承されており、臼杵を訪れる方へのおもてなしの想いが言動に表れ広がり、来訪者が安心してゆったりとした”とき”を楽しめるまちになっています。魅力あるふるさとの心が息づく臼杵の情報が、国内外に広く発信され、交流人口が増えるなど、臼杵らしさに磨きがかかり、にぎわっています。

農林水産業や商工業など特産品開発や6次産業化も進み、すべての産業が活気にあふれています。地場産業の活性化により、雇用が確保され、いきいきと働くことができ、潤いのある市民生活が営まれています。



＜施策の方針 9＞「おもてなしの心」を磨き、魅力的な観光資源で交流を広げる

臼杵を訪れる観光客がゆったりとくつろげる時間と場所を創り出し、観光スポット(光)を観て歩く「観光地」としてだけでなく、より多くの時間・場所で臼杵の魅力(光)を体感し、元気になって帰っていただくことのできる「感光地」をめざします。観光資源の活用・創出による地域活性化、歴史・文化遺産の活用による観光産業の発展を図り、市全体で「おもてなしの心」の向上を図ります。

【具体的施策】 15.観光資源の磨き上げと創出

＜施策の方針 10＞社会経済を潤す

既存企業及び地場産業の安定的な経営と活性化を図り、雇用の確保に努め、働く意欲のある人に働く場が提供され、安心していきいきと働くことができる環境づくりを進めます。企業誘致を円滑に推進するため、立地環境を整備します。

【具体的施策】 16.商業の経営基盤強化及び中心市街地活性化
17.地場企業の育成・企業誘致
18.雇用の確保・就労支援

＜施策の方針 11＞おいしく安全な食材を創り活かす

農業では、消費者が求める安心感・安全性・おいしい農産物を生産し、農家が安心して農業に取り組める経営基盤を強化し、魅力ある農産物生産基地づくりを進めます。水源涵養の森林づくりを進める一方で、水産資源の保全と管理を推進し、創り育てる漁業をめざします。臼杵産の有機野菜や魚介類を「ほんまもん・うすき」ブランドとして確立を図りながら、特産品の開発や 6 次産業化を推進します。豊かな自然に恵まれた臼杵産の有機野菜や新鮮な魚介類を食材とした料理を、多くの来訪者に提供できるよう、安心安全な臼杵の「食」全体の魅力発信、流通の拡大を図ります。

【具体的施策】 19.農林業の経営基盤強化と担い手の育成
20.「有機の里うすき」の実現
21.安定的な水産業経営の実現
22.うすきブランドの強化と 6 次産業化の推進

5年後の施策のめざす姿

貴重な歴史資源・自然資源と、それを守り育んできた先人の遺産を継承するとともに、観光及び文化遺産を磨いて「臼杵」を国内外の多くの人に認識してもらいます。

臼杵で暮らす人、働く人と臼杵を訪れる人とが多様な交流を深め、臼杵の旬な食材や地域資源を求めて訪れる人が滞在できるまちをめざします。

「臼杵」に想いを寄せてくれている市外の方々とこれまで以上に縁を深め、国内外に関わらず、訪れる人や遠方で暮らす人が臼杵を第2の故郷と思ってもらえる観光形成を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「国民文化祭おおいた 2018」や「ラグビーワールドカップ 2019 大分大会」が開催され、交流人口及び関係人口の増加につながりました。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、歴史的文化遺産の積極的な公開に向け、2019(平成 31)年 4 月に文化財保護法の一部改正が行われました。

【臼杵市の状況】

- 災害の影響により臼杵石仏の観覧者数は減少していましたが、回復傾向にあります。
- 全体の観光客数が伸び悩んでいる中、欧州からの外国人観光客が増加していることから、2018(平成 30)年度は、在日フランス人のモニターツアーやエールフランスの機内誌に臼杵市の紹介記事を掲載するなどのプロモーションを行いました。

【将来の見通し】

- 「2020 東京オリンピック・パラリンピック」を大きな契機ととらえ、アジア圏だけでなく、欧米及びオセアニアを主なターゲットとして、さらなるインバウンドの充実を図ります。

施策の主な課題

- ① 国内外への積極的な誘客活動
- ② 観光及び文化施設の効果的な活用
- ③ 国宝臼杵石仏の年間観覧者数の増加
- ④ 国宝臼杵石仏、下藤キリシタン墓地、二王座歴史の道、臼杵城址などの歴史的価値の向上及び連携強化
- ⑤ 外国人観光客の受入れ体制、組織強化
- ⑥ グリーンツーリズムの推進による農業振興との連携

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自分の住むまちに誇りを持ち、臼杵を積極的にPRします。
- おもてなしの心で観光客に積極的に接します(話しかけます)。
- 地域の祭りやイベントに積極的に参加します。
- 外国人観光客を温かく迎えることができるように語学を身につけます。
- フェイスブック、インスタグラムなど、SNSを通じて市民自らが情報発信します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 各種民間団体の特色ある素材を活用して、滞在時間の延長につなげます。
- 地域の祭りやイベントを開催し、多くの人が交流できる環境をつくれます。
- 飲食店、観光施設で外国人観光客を受け入れる体制を整えます。
- 地元の人が安心して好んで通う店という印象を観光客に与えます。
- 町並みの景観などを地域で残す努力をします。
- グリーンツーリズムなどを促進し、地域で温かく受け入れます。

【公助:行政が支援すること】

- 国内外への誘客活動の強化
国内外の誘客を行う観光推進体制(組織)をつくれます。
臼杵の旬の情報を集約してデイリーに発信します。
県内有数の観光地である別府、湯布院などと連携して、国内外からの観光客が臼杵に流入する仕掛けづくりを行うとともに、港でつながる八幡浜を中心に四国地方との交流促進を図り、四国方面からの誘客を進めるなど、広域観光をめざします。
- 観光施設の磨き上げ
既存の観光施設を情報発信しながら、引き続き国内外からの入館者数増加につなげます。
観光施設のさらなる価値を見出し、魅力ある施設として磨きをかけます。
- 歴史的文化遺産を有機的に結んだ周遊ルートづくり
国宝臼杵石仏、下藤キリシタン墓地、二王座歴史の道、臼杵城址などの歴史的背景を踏まえて有機的な周遊ルートづくりをめざすとともに、外国人観光客が円滑かつ安全に市内を回遊できるような誘導サインや現地での説明板、パンフレット等の充実を図ります。
- 来訪者と地域の人々の交流が深まる観光地づくり
観光施設の有効活用及び観光客の市内周遊を促進するとともに、多様な観光体験を提案し、帰着後も物産交流などにより来訪者との縁を継続させます。
- グリーンツーリズムの推進による農業振興との連携強化
農泊家庭への負担感を軽減し、新規農泊家庭の登録推進や体験メニューなどを通じて協力者を増やすなど、農泊活動が地域で継続されるための仕組みづくりをめざします。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	国宝臼杵石仏年間観覧者数	111,551 人	150,000 人	石仏事務所窓口調べ
2	臼杵石仏を訪れる外国人年間観光客数	4,686 人	10,000 人	国宝臼杵石仏年間観覧者数のうち外国人の観光客数
3	観光ガイドが案内した観光客数	10,000 人	11,000 人	各ガイドの実績報告
4	フリーWi-Fi アクセスポイント設置数	6 箇所	12 箇所	市が整備したフリーWi-Fi アクセスポイントの設置数
5	市内に宿泊した観光客延べ数(グリーンツーリズムを含む)	不明	50,000 人	農泊家庭への宿泊者数(グリーンツーリズム研究会からの報告)

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市観光振興戦略(2018(平成30年)4月～2021(令和3年)3月)

IV-10-16. 商業の経営基盤強化及び中心市街地活性化

5年後の施策のめざす姿

武家屋敷や町家、寺院などが立ち並ぶ商業と観光の中心である中心市街地の活性化が図られており、商店街、まちづくり会社、行政等が連携した取り組みを進めまちなか賑わいの創出及び商業経営基盤の強化を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進しています。「中心市街地活性化基本計画」を策定し認定を受けた自治体に対し重点的な支援を行っています。

【臼杵市の状況】

- 中心市街地においては、後継者不在による廃業店舗が増加傾向にあります。これまでの空き店舗対策事業に加え2018(平成30)年度よりチャレンジショップ事業による創業希望者の人材育成や起業の促進を図っています。また、サーラ・デ・うすきと臼杵市観光交流プラザとが連携したイベントを定期的に開催し、中心市街地の賑わい創出を図っています。
- 野津地域では、「野津中心市街地活性化実施計画」に基づき、13 のアクションプランにより中心市街地の活性化に取り組んでいます。

【将来の見通し】

- 事業存続を希望する店舗と創業希望者とのマッチングを充実させるなど、事業承継に関する施策や空き店舗バンクを創設し、空き店舗の情報を広く発信できる仕組みづくりを行っていきます。

施策の主な課題

- ① 中心市街地空き店舗対策および事業承継
- ② サーラ・デ・うすきを活用した賑わい創出

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 地元で生産されたものを消費します。
- 「臼杵の地もの」など地元で生産されたものの魅力を市外へ発信します。
- おもてなしの心でお客さんに接することでイメージアップにつなげます。
- 中心市街地で行われるイベントに参加します。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 商工会議所・商工会、商店街、まちづくり臼杵などの関係団体と連携して事業間の連携を強化します。
- 地域の学生が、地域の人との交流を深め中心市街地を盛り上げます。

【公助：行政が支援すること】

- 空き店舗対策の強化
「空き店舗バンク」による空き店舗情報の発信やチャレンジショップ事業の実施等により出店しやすい環境整備を行います。また、長期間、空き店舗・空き地となっている物件の活用について商店街と検討を行ってまいります。
- 事業承継の支援
事業存続を希望する店舗と創業希望者とのマッチングを充実させるなど、事業承継を支援します。
- 野津中心市街地の活性化
「野津中心市街地活性化実施計画」や新たに建設される「野津市民交流センター（仮称）」が地域住民市外から訪れた方々が憩い集える場となるよう野津まちづくり推進協議会とともに取り組んでいきます。
- サーラ・デ・うすきを活用した賑わい創出
中心市街地の賑わい創出施設であるサーラ・デ・うすきが周辺の臼杵市観光交流プラザや商店街との連携を強化し、交流人口の増加に繋がる魅力あるイベント等を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	中心市街地の空き店舗の活用数(臼杵地域)【累計】	21 店	35 店	臼杵地域中心市街地の空き店舗を活用した数
2	中心市街地の空き店舗の活用数(野津地域)【累計】	5 店	8 店	野津地域中心市街地の空き店舗を活用した数

施策の展開に関係する個別計画

- 野津町中心市街地活性化実施計画(2013(平成 25)年4月～2023(令和5)年 3 月)

5年後の施策のめざす姿

雇用機会の確保や後継者などの人材育成を行い、醸造業、造船業など地域資源を活かした伝統的産業の振興が行われており、また、工場用地の確保及び環境整備による企業誘致の促進を図られています。地場企業と誘致企業がともに産業振興へ寄与することを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 県では自動車関連企業等をはじめとする製造業を中心に企業誘致をすすめ、2017(平成 29)年には過去最高となる 51 社の企業誘致を達成しています。

【臼杵市の状況】

- 造船業や醸造業をはじめとする地場企業や進出企業の設備投資に対し企業立地促進条例による支援を行っています。
- 地酒による乾杯の習慣を広めることにより、地酒の普及促進を図るとともに誇るべき伝統産業を後世に引き継ぎ、さらなる産業振興につなげるため、「臼杵の地酒による乾杯条例」を制定しました。
- 造船業の技術の継承や造船技術者の育成を行う大分地域造船技術センターに対し支援を行っています。
- 野津東部工場用地について、基本計画を策定し基本計画に基づく実施設計が完成しました。また、工場用地への進入路整備に着手しました。
- 地元経済団体等の関係者と行政による臼杵市企業誘致促進期成会が 2018(平成 30)年度に発足し、企業誘致に対する機運の高まりがみられます。

【将来の見通し】

- 造船技術者の育成・支援を行い、基幹産業である造船業の人材確保に努めます。
- 大分県及び関係機関との連携を密にするとともに臼杵市企業誘致促進期成会による活発な誘致活動を進めます。

施策の主な課題

- ① 技術の継承
- ② 地場企業の振興
- ③ 企業誘致のあり方
- ④ 野津東部工場用地の情報発信

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 地元で生産された産品や商品を消費します。
- 「臼杵の地もの」など地元で生産されたものの魅力を市外へ発信します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 商工会議所・商工会等の中小企業支援団体は、事業活動に必要な情報提供を行うとともに、経営改善及び創業の支援を行います。
- 金融機関等は、企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めます。
- 学校は、社会見学、職場体験活動等を通しキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人事の育成に協力するよう努めます。

【公助:行政が支援すること】

- 伝統技術の継承支援
基幹産業である造船業の造船技術者の育成を行う大分地域造船技術センターに対し支援を行います。
- 地場企業への支援
ものづくり産業促進事業による製造事業者が行う規模拡大に伴う設備投資や販路拡大の取り組みに対し支援を行います。
- 企業誘致のあり方の検討
大分県や臼杵市企業誘致促進期成会と連携した誘致活動に取り組みます。また、野津東部工場用地造成に向けた企業立地ビジョンを策定し早期の造成着手に繋げていきます。
- 野津東部工場用地の情報発信の推進
野津東部工場用地の情報や企業立地ビジョンを東京・関西臼杵人会等、様々な機会を捉え情報発信の強化に取り組みます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	企業立地促進条例助成件数【累計】	10 件	20 件	企業立地促進条例助金を支給した件数
2	ものづくり産業促進事業による年間設備投資件数	8 件	10 件	ものづくり産業促進事業に設備投資した件数

5年後のめざす姿

若者や高齢者の雇用の場が確保されるとともに、起業による新たな雇用も創出します。地場産業の設備投資への支援や基幹産業の技術伝承者育成のほか、創業支援により、雇用機会の拡大を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国においては、ハローワークが職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん等を行うほか、障害者の雇用率達成指導、雇用維持に係る支援・指導、求職者に対する住宅・生活支援等を行っています。
- 労働人材不足が深刻化するなか、出入国管理及び難民認定法が改正され労働現場への外国人受入れ政策が見直されました。

【臼杵市の状況】

- 市においては、市ホームページ等を通じて地域の求人情報の発信を行っています。また、若年者の地元就職に繋げるためインターンシップ等への支援や基幹産業への設備投資や人材育成の支援を行っています。
- 造船業の技術の継承や造船技術者の育成を行う大分地域造船技術センターに対し支援を行っています。
- 高齢者の雇用の場の確保やこれまで培った能力・技術を活かした社会参加を推進するため(公社)臼津地域シルバー人材センターに対し支援を行っています。

【将来の見通し】

- 人口減少が進むなか、特に若年層の市外流出を抑制するための施策の強化が必要です。
- 生産年齢人口が減少傾向にあり労働力不足が深刻化するなか、女性や高齢者の労働参加の拡大による雇用の確保が必要です。

施策の主な課題

- ① 若年就労人口の減少
- ② 市内企業等の情報発信
- ③ 後継者不在による廃業店舗の増加

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 個々の仕事への意識を高めます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 企業・関係団体・商工会議所・商工会等がお互いに連携を強化します。
- 女性の働く場の確保等、企業や関係機関と連携し女性の活躍する社会の実現に向けた取り組みを行います。
- 外国人雇用を円滑に行うため「臼杵市外国人材雇用事業所連絡協議会」による官民一体となった取り組みを行います。

【公助:行政が支援すること】

- 若年労働力の雇用の場の確保対策及び情報発信
高校生や大学生等の若年層に対し地元企業を知ってもらうため、市内企業 や商工会議所・商工会、学校関係者との連携によるインターンシップやホームページHP等を活用した企業紹介、地元企業合同説明会を開催し雇用の場の確保、定住促進を図っていきます。
- 野津東部工場用地の施設整備を進め、新たな進出企業による雇用の場の確保に努めます。
- 外国人を雇用する企業に対し、外国人の方が地域で安心して生活ができるよう研修会の開催等、支援を行います。
- 創業支援
地域で起業する方に対し、市と商工会議所、金融機関等の創業支援機関との連携により創業の実現及びフォローアップを行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	企業立地促進条例による雇用者数【累計】	47 人	67 人	企業立地促進条例を活用した新規雇用者数
2	新規創業による件数【年間】	7 件	10 件	創業支援事業等による新規創業件数
3	シルバー人材センター会員数	418 人	418 人	
4	空き店舗対策事業による雇用者数【年間】	10 人	10 人	空き店舗対策事業を活用し雇用に至った人数

5年後のめざす姿

「地域の農地は地域で守る」という意識を高め、継続的に就農者の確保や農地集積を図り、集落単位の農業の強化を図ります。農業後継者グループの育成や農業・農産物に関する啓発活動など、地域の実情に応じた生産性の向上や安定的な農業収入の確保を目指します。

林業においては、健全で豊かな森への整備促進を図りながら効率的な施業に繋げることで、森林所有者の所得向上と森林整備への意欲増進を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国・県は企業の農業参入や新規就農支援などで農業規模を拡大できるよう、また、遊休農地の発生防止のため、農地の集積及び水田の畑地化を推進しています。
- 森林整備の団地化の促進と、手入れの行き届いていない森林の整備を推進しています。林業の担い手育成については、資格取得や教育実習の研修を行っています。

【臼杵市の状況】

- 「ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」に基づき、水稻、ピーマン・甘藷・ニラ・トマト・イチゴなどの野菜、カボスなどの果樹・花き、葉たばこ・茶などの工芸作物、畜産の生産性の向上・販売促進・収益性の向上に努めています。
- 農業者の高齢化や担い手の不足に伴う遊休農地の増大が懸念されています。
- イノシシやシカなどの被害による生産意欲の低下を軽減するため、防護柵の設置や捕獲などの対策を進めています。
- 林業においては、手入れの行き届かない荒廃した山林・竹林が増加し、生産の場としての山林が減少しています。

【将来の見通し】

- 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者を確保しながら、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を加速化する必要があります。
- 有害鳥獣被害対策として捕獲により個体数を減少させるとともに、今後も引き続き防護柵の設置を行うことにより、農作物被害の軽減を図る必要があります。
- 各林業事業体の経営計画を継続させるとともに、一方で自ら山の手入れを行う山主や、山の仕事に関心を持つ市民を増やすため、研修や講習会などの啓発活動により、森林の整備促進を図る必要があります。

施策の主な課題

- ① 担い手不足の解消
- ② 遊休農地の発生防止及び解消
- ③ 有害鳥獣被害対策
- ④ 山林・竹林の再生
- ⑤ 農業・農産物の啓発

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 農業の担い手を育成する組織などの会合に出席します。
- 農業や農地の保全に対する意識を養います。
- 子どもの頃から農業体験により農業に親しみ、農業への理解を深めます。
- 地産地消を意識し、地元で生産されたものを買って食べます。
- 農業者は、後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 森林所有者は、森林整備に対する意識を養います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農地の集積や農作業受委託などの地域の共通認識を高め、地域の農地は地域で守ることに努めます。
- 集落ごとに有害鳥獣の追い払い対策を行います。
- 森林整備の施業コストの削減をするため、団地化の拡大を行います。

【公助:行政が支援すること】

- 新規就農者育成の推進
農林業技術取得のための研修等により、新規就農者の育成を図ります。
- 農業後継者グループ育成の推進
農業後継者グループの育成により農業振興を図ります。
- 遊休農地の発生防止及び解消の促進
中間管理機構を通じた担い手への農地集積により、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。
- 有害鳥獣対策の強化
防護柵の設置支援及び猟友会による追い払い対策の強化により有害鳥獣被害の軽減に努めます。
- 山林・竹林再生の啓発
林業分野への就業希望者を対象に、林業の知識や技術を習得できる研修会に参加することにより、後継者育成を図ります。
優良竹林化への対策として、竹林整備に対する啓発を行います。
- 地産地消・食農教育の推進
消費者に対する農業・農産物についての学習会や啓発活動を行い、地産地消・食農教育を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	新規就農者数【累計】	31 人	76 人	農林業技術取得のための研修等卒業生の新規就農人数
2	中間管理機構を通じた利用 権設定面積【累計】	140ha	240ha	認定農業者・認定新規就農者への新規の利用権設定(農地の賃貸借契約)面積
3	有害鳥獣被害を軽減させる ための防護柵設置距離【累 計】	380km	480km	防護柵の設置距離
4	竹林整備面積【累計】	16ha	26ha	竹林整備面積
5	食農教育の推進(学習会) 及び植付・収穫体験実施回 数	50 回	75 回	学校や個人を対象とした学習会の実施回数

施策の展開に関係する個別計画

- ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022 年 3 月)
- 臼杵市森林整備計画(2017(平成 29)年 4 月～2022(令和 4)年 3 月)

5年後の施策のめざす姿

「うすき夢堆肥」による「土づくり」に重点を置いた有機農業に取り組みやすい環境を整備し、生産者と消費者がともに「食」に関する重要性の理解を深めます。臼杵市長が認証する「ほんまもん農産物」⁹(以下「ほんまもん農産物」という)や「有機 JAS 認証による農産物」¹⁰(以下「有機農産物」という)を、気軽に手に入れることができる環境を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「有機農業の推進に関する法律」により国及び地方公共団体は、有機農業に関する施策を実施する責務を有するとされており、現在は、「有機農産物安定供給体制の構築」「有機農業・環境保全型農業の拡大」を優先課題として取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 土づくりセンターを有機農業の核となる施設と位置づけ、「有機の里うすき」の確立に取り組んでいます。ほんまもん農産物生産者数は担い手育成の取組みなどにより増加傾向にあり、市民への「ほんまもん農産物」認知も進んでいます。

【将来の見通し】

- 国や県も「有機農業」に関する施策の充実を図っていることから「食」に関する住民ニーズも高まると想定されます。これらを見据えて、安定的な生産体制・栽培技術の向上・販路構築が必要となります。

施策の主な課題

- ① 「ほんまもん農産物」の理解促進
- ② 学校給食の「ほんまもん農産物」使用率の向上
- ③ 有機農業の担い手育成・確保

⁹ 完熟堆肥「うすき夢堆肥」で土づくりを行った圃場で、栽培期間中に化学肥料・化学合成農薬を使わずに栽培した農産物。臼杵市が生産工程記録を審査し臼杵市長が認証した農産物。

¹⁰ 化学合成農薬や化学肥料に頼らず土壌の持つ力を活かして環境への負荷をできる限り少なくする農法に基づいて生産された農産物。国の認可した第三者機関が証明した農産物。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 地元の「ほんまもん農産物」や有機農産物を消費します。
- 生産者は化学肥料や化学合成農薬に依存せずに農作物をつくります。
- 「ほんまもん農産物」や有機農産物に関連したイベントに積極的に参加します。
- 有機農業に関する理解を深めます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 「ほんまもん農産物推進ネットワーク」組織の活動を活発にします。
- 生産者・消費者・加工業者・流通業者・販売業者の連携を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 「うすき夢堆肥」安定生産の推進
有機農業に取組みやすい環境づくりとして必要な良品の「うすき夢堆肥」の安定生産のため管理体制の明確化に努めます。
- 有機農業の担い手育成・確保
有機農業の担い手育成・確保として、地域おこし協力隊制度・ファーマーズスクール制度への支援を行い、経営支援のため環境保全型農業直接支払交付金制度の啓発を行います。
- 新規販路開拓の推進
「ほんまもん農産物」や有機農産物の生産拡大を図るため、先進地の視察や巡回指導等により生産技術の向上を図り、安定的かつ継続的な販路の確立と商談等により新規販路の開拓を推進します。
- 「ほんまもん農産物」の理解・利用促進
 - ・各地で開催される有機農業のドキュメンタリー映画「100 年ごはん」上映会の支援及び「旬食フェスタ」などのイベント開催により「ほんまもん農産物」の利用促進と有機農業への理解促進を行います。
 - ・乳幼児健診での「ほんまもん農産物」の試食・PR、市民を対象としたオーナー農園及び児童生徒等を対象とした植付・収穫体験を行います。また、うすき CATV 番組「ほんまもんごはん」の放送を行うことにより地産地消への推進と利用促進を行います。
- 学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の利用促進
生産技術の向上や流通システムの構築により、学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の使用率向上を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	「ほんまもん農産物」と有機農産物栽培生産戸数	54 戸	80 戸	「ほんまもん農産物」及び有機農産物認証生産戸数
2	学校給食での「ほんまもん農産物」と有機農産物の使用割合	12.0%	24.0%	学校給食の野菜使用総量に対する「ほんまもん農産物」及び有機農産物の使用割合
3	「ほんまもん農産物」と有機農産物の利用店舗数	20 店	50 店	「ほんまもん農産物」及び有機農産物取扱い店舗数
4	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培圃場面積	88.1ha	100.0ha	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培面積数

施策の展開に関係する個別計画

- ほんまもんの里みんなで作る臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4 年)年 3 月)

5年後の施策のめざす姿

臼杵産の魚介類が地元で消費され、市内外で知名度が向上し消費が拡大する取り組みを強化します。地元で消費する仕組みづくりや流通ルートの確立、魚価の向上などにより、安定的な漁家経営を実現するとともに新規就業者の確保を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、資源管理の推進、加工・流通・移出の促進、漁村の活性化、経営安定・担い手対策、増養殖対策などの主要課題に取り組んでいます。
- 安定した水産業の実現に向けた漁港施設の機能を保全、または強化する事業については国が補助金を交付しています。

【臼杵市の状況】

- 水産資源確保のため、クルマエビ・マコガレイ・アワビなどの放流や、休漁日・禁漁区を設定して資源管理を進めています。また、うすき海のほんまもん漁業推進協議会において地魚の知名度向上・消費拡大のためのPR活動や、担い手育成交付金制度を創設して担い手の確保に努めています。
- 漁港施設の整備に関しては、既存の施設に対する付帯的工事等が発生し、事業費が増大傾向にあるため全体事業費も予定より多くなっています。

【将来の見通し】

- 今後も、漁獲量の減少や高齢化による漁協組合員の減少が進むと考えられ、臼杵産魚介類をより消費してもらうようにPR活動や海鮮朝市などのイベントを漁協や漁業者と連携して行っていく必要があります。
- 漁港施設の整備に関しては事業期間を延長し、事業費を適切かつ効率的に確保するとともに確実な事業実施をめざします。

施策の主な課題

- ① 担い手の確保
- ② 漁獲量の減少
- ③ 地魚の知名度向上と消費拡大
- ④ 漁港施設整備費の増大

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 地元で生産されたものを消費します。
- 環境保全に対する意識を強く持ち、山・川・海を大切にします。
- 漁港施設を大切に使います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 漁業関係者と海岸の清掃活動をしします。
- 漁業者同士が協調し、連携を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 担い手確保の促進
市内の担い手候補者(漁業後継者、海洋科学高校生など)に臼杵市担い手交付金の説明や相談を行います。また、漁業担い手の受け入れ先を確保するとともに、漁業就業支援フェアや大分県主催の就業フェア等に積極的に参加します。
- 漁獲量の減少対策
種苗放流を行い、水産多面的機能発揮対策事業による藻場の清掃等を行います。また、海の日一斉清掃による海岸清掃を行います。
- 地魚の知名度向上及び消費拡大の推進
地魚が食べられる店を認定し、PR することで知名度の向上・消費拡大を図ります。
- 漁港施設の機能保全
港内の環境を改善し、台風や高波の際に漁船の破損等を軽減します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	新規就業者・漁業後継者の数【累計】	5 名	15 名	臼杵市漁業担い手交付金申請数
2	臼杵ん地魚認定店 ¹¹ の数【累計】	32 店	37 店	臼杵ん地魚認定店の数
3	漁港機能保全計画の進捗率【累計】	56%	100%	漁港機能保全計画(泊ヶ内漁港)の事業費ベースによる進捗率

施策の展開に関する個別計画

- 漁港機能保全計画(泊ヶ内漁港)(2012(平成 24)年 4 月～2025(令和 7)年 3 月)

¹¹ 臼杵産の魚介類が食べられる飲食店

5年後の施策のめざす姿

臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用した特産品を増やし、うすきブランドの強化を図ります。使う人・食べる人のことを考えた魅力ある特産品を臼杵ブランド「うすきの地もの¹²」として認証するしきみを拡大します。地場企業や市内飲食店などと連携・協力し、安心安全な臼杵の「食」の魅力を創出し、販路の拡大を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国や県では、6次産業化に関わる様々なセミナーや成功例を紹介するなど、6次産業化の推進に取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 6次産業化をめざす事業者や、既存の特産品をバージョンアップしようと考えている事業者と密に連絡を取り合い、補助金を活用するなどの支援を行い、6次産業化を進めています。
- 販路拡大のためのセミナーなどを開催しています。また、県が主催する6次産業化セミナーの案内を事業者に知らせるなどの情報発信を行っています。商品の販路拡大については、東京などの大市場ではなく、事業者の生産規模などを考慮しながら県内や九州内の市場をターゲットに組み立てています。

【将来の見通し】

- 「うすきの地もの」として認証している特産品の販路拡大の支援を強化していく必要があります。

施策の主な課題

- ① 「うすきの地もの」の情報発信
- ② 「うすきの地もの」の販売店確保
- ③ 6次産業化の支援
- ④ ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発

¹² 臼杵産の資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 臼杵産の農林水産物を積極的に消費します。
- 地元のお店を積極的に活用します。
- 安心安全な臼杵産の農産物・水産物について情報発信します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農林水産資源を守ります。
- 事業者間で販路拡大について連携します。
- 農林業者・漁業者などの事業者間で連携強化を図ります。

【公助:行政が支援すること】

- 臼杵ブランド「うすきの地もの」の情報発信
「うすきの地もの」を中心に、ほんまもん農産物や臼杵ん地魚についてホームページや Facebook、市報などを利用し情報発信を行います。また、作成したパンフレットなどを様々な場所に設置し、観光客や市民の目に触れるようにします。
- 臼杵ブランド「うすきの地もの」販売店の拡大
「うすきの地もの」の販売ブースを市内のスーパーなどに設置してもらう働きかけを行うとともに、市外の百貨店、スーパーなどで「うすきの地もの」フェアの開催を行っていきます。
- 6次産業化の支援
臼杵市の農林水産物を活用した加工品の開発、販売促進に取り組めます。また、**臼六オープンラボ¹³**を活用し、加工機器を持たない事業者や団体でも加工品の開発に取り組めるようにします。
- ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発
臼杵市独自の認証野菜「ほんまもん農産物」を利用した加工品、特産品の開発に取り組めます。「ほんまもん農産物」そのものの販売だけでなく、加工品にすることで、「ほんまもん農産物」を気軽に手に取れない方にも「ほんまもん農産物」の魅力を広げます。また、臼杵ブランド「うすきの地もの」認証を目指すことで、商品のPR、販路拡大に取り組めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市外でのうすきブランドフェアの開催回数【累計】	4 回	15 回	
2	うすきの地もの販売店数【累計】	0 店	5 店	
3	うすきの地もの認証品数【累計】	68 品	100 品	
4	臼六オープンラボの年間利用回数	150 回	200 回	サーラ・デ・うすき業務報告書

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市有機農業推進計画(2017(平成 29)年 4 月～2025(令和 7)年 3 月)
- ほんまもんの里 みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4)年 3 月)

¹³ 地元の農林水産物を活用した新たな加工品の開発や商品化を行うための食品加工施設

V.磨き輝き続ける市民が つながり、臼杵っこが育つまち (学び)

生涯にわたり、市民一人ひとりが向上心や好奇心を持ち、人と人との交流を保つために必要な知恵や行動力、人としての温もりが身についています。生きるために大切な「豊かな心」「健やかな身体」「確かな学力」を育むバランスのとれた教育が、子どもたちの中でしっかりと根付き、生涯を通じて、学び続けることができる環境にも恵まれています。地域の拠点施設に集い、高齢者が子どもや若い世代に歴史や文化・技術などを伝えることで、地域の力やふれあいが大切にされ、伝統文化も継承されています。

老若男女がお互いを認め合う人間関係を築き、自分らしく生きることができる安心感のあるまちになっています。人の優しさ・思いやりと同時に歴史や文化・伝統にふれ、臼杵のまちの心を次の世代に引き継ぎ、臼杵が大好きな「臼杵っこ」が育っています。



＜施策の方針 12＞ふるさとを担うたくましい人材を育てる

子どもたちは基本的な生活習慣がしっかりと身につく、親が安心して子育てができる環境を整えられるように支援します。子ども一人ひとりが、団体生活の中で人と人との和を大切にし、基礎的な学力をつけるとともに、人を思いやる心・健やかな体を育て、充実した学校生活を送れるような教育内容の充実と環境の整備に取り組みます。学校・家庭・地域・行政が一体となって進める「郷育」「協育」「響育」の「3つのきょう育」のもとで「生きる力」をより一層育んでいきます。

- 【具体的施策】 23.乳幼児教育の充実(関連施策:施策 No26、5、3、4)
24.基礎学力の定着と向上
25.教育環境の整備・充実
26.幼(保)小中高連携の推進(関連施策:施策 No23、5)
27.学校と地域、家庭の連携の推進

＜施策の方針 13＞ひとり 1 スポーツの実践

健康づくりの一環だけでなく地域の輪づくりとしても、身近にできるウォーキングや軽スポーツを日常生活で楽しみながら行える環境づくりに取り組みます。市民の趣味や活動・能力に応じたスポーツが実践できる環境を整えます。次世代を育てる指導者の育成に対する取組も充実させます。

- 【具体的施策】 28.スポーツ環境の充実
29.スポーツで健康づくり・体力づくり

＜施策の方針 14＞輝き続ける自分をつくる

市民が自らを成長させ、地域に貢献できるための学びの場づくりや学習内容の充実に取り組みます。図書館の機能の充実を図り、読書をする機会を増やすなど心豊かな人材育成を推進します。生涯現役の実現や地域コミュニティの推進のため、一生涯を通じた学びを推進します。

- 【具体的施策】 30.生涯を通じた学びの推進
31.読書のまちづくりの推進

＜施策の方針 15＞文化を守り伝承する

地域に残る歴史文化遺産や祭り・伝統文化など、先人が守り育んできた貴重な財産を守り、後世に引き継ぎます。地域に残る祭り・伝統文化を伝承していく活動を支援することで地域や人々の交流を増やし、市民一人ひとりの文化レベルを向上させ、文化・芸術活動を活発化します。

- 【具体的施策】 32.市民の文化・芸術活動の活性化及び伝承
33.歴史・文化遺産の保存・活用・継承

＜施策の方針 16＞一人ひとりの人権が尊重されるまちをつくる

地域の絆を育む活動を通じて、お互いを認め合い尊重しあうことで、心のつながりが生まれてきます。お互いを敬うと同時に、個々人にとって自分らしい生き方を選択する「自己決定」が尊重され、男女それぞれが社会の対等な立場の構成員であるという意識を持つことができ、自分らしく生きる「自己実現社会」をめざします。

- 【具体的施策】 34.人権意識の高揚
35. 同和問題(部落差別問題)に対する正しい理解

5年後の施策のめざす姿

乳幼児教育に携わる大人は、子どもを一人の人間として尊重し信頼関係を十分に築き、子どもが発達段階にふさわしい経験を積み重ね、子どもが自主的・主体的に「しらしけん遊ぶ」ことのできる環境づくりに取り組みます。発達の特性に応じた「遊び」の中で、その子らしく「こころもからだもいきいきと真珠のように輝く子ども」育ての乳幼児教育をめざします。しらしけん遊ぶ子どもの学びに向かう力を小学校へつなぎ、自ら学び生きる力を身につけた子どもの育成につなげていきます。

臼杵市のどの場所で育っても、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と身につけたい力、そのために必要な乳幼児教育の内容・大人の役割を、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・保護者・地域が認識し、家庭教育(親力)を土台にして乳幼児教育を推進します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は「幼児教育振興アクションプログラム」を、大分県は「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、幼児教育センターを設置して幼児教育の充実を図っています。
- 平成30年度に改訂された「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」に示す「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が同じ表現で明記され乳幼児教育関係者と小学校教諭が共通の土台にたって子どもを見る「視点(見方・考え方)」が明確に示されました。

【臼杵市の状況】

- 平成28年度に「臼杵市家庭教育基本方針」を策定し、『ほっとさんの教え10か条』により家庭教育(親力)の向上のための学習会等を開催しています。
- 平成29年度に「臼杵市幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)」を策定し、子どもの自主的・主体的な遊びによる育ちを推進し、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校とのつながりを大切にした乳幼児教育の充実を図っています。

施策の主な課題

- ① 基本的な生活習慣を身に付けるための研修
- ② 臼杵市家庭教育基本方針の普及啓発
- ③ 臼杵市幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)の普及・啓発・実践
- ④ 幼保小連携の推進

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を家庭においてしっかりと育みます。
- 地域などの行事には、子どもと積極的に参加します。
- 保育参観行事などに積極的に参加します。
- 幼児期までに身につけたい力を意識して日常での会話や行動を大切にします。
- しらしんけん遊ぶことの大切さを理解し、子どもの自主的・主体的な遊びができる家庭環境を整えます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で子どもを育てるという意識を持ち、登下校時のあいさつや見守りを行います。
- 地域振興協議会を中心に、子どもは地域の宝として、地域全体で子どもを見守り育てる機運を高め、実践していきます。
- 地域で、しらしんけん遊ぶことの大切さを理解し、子どもの自主的・主体的な遊びができる環境を整えます。
- 幼児教育の大切さを理解し、読み聞かせや身体を動かすことを地域行事の中で取り組みます。

【公助:行政が支援すること】

- 家庭教育の場の充実
公民館や学校、保育所や幼稚園などで家庭教育学級(親育てのための学習会)を行い、乳幼児期に身につけた力を保護者が理解し、保育所や幼稚園等と協力して乳幼児教育を充実させていきます。
- 臼杵っこ育ての羅針盤の活用・実践
学校・家庭・地域がつながりあって、真珠のように光りかがやく子どもを育てるための“道しるべ”として「臼杵っこ育ての羅針盤」を活用し、すべての保育所・認定こども園・幼稚園・小学校でつながりあう教育の実践につとめます。幼児教育推進協議会や幼保小連携推進委員会を通して、臼杵で育つ子どもが幼児期に身につけたい力や育てたい力を共通認識し、養護と教育が一体的に、一人ひとりの子どもが自立に向かって生きる力を身につける基礎作りを行います。合同で行う研修会を継続し、21世紀を生きる子どもの教育に必要なことを保育者と教職員で学び、実践します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	家庭教育学級など親育ちのための学習の場の提供	7 箇所	13 箇所	事業実績
2	幼保小交流事業実践小学校数	2 校	13 校	幼保小交流事業実践数
3	幼児教育アドバイザー・幼保小連携推進コーディネーターを活用した園数	0 園	12 園	保育所・幼稚園・認定こども園のすべてで、幼保小のつながりある教育の実践のためにアドバイザーやコーディネーターを幼児教育に活用した園数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市家庭教育基本方針(平成28年～)
- 臼杵市学校教育指導方針(毎年見直し)
- 臼杵市幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)(平成29年～令和8年)
- 臼杵市第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年～令和6年)

5年後の施策のめざす姿

幼保小中が一体となって、子どもの自立につなげる15歳の臼杵市の子どもの姿『「学ぶ力」「誠実さ」「たくましさ」を身につけた臼杵大好き“臼杵っこ”』をめざす教育を推進しています。そのため、

- ①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と問題解決に必要な思考力・判断力・表現力・創造力、学びに向かう力・人間性を育てる授業力の高い学習指導
- ②豊かな心を育て、相手を思いやる人間関係を築く道徳教育
- ③内面を磨くための読書活動
- ④基本的な生活習慣を築き、健やかな体を育てる体育・健康教育・食育指導
- ⑤自らの命を守りともに支え合う防災教育・環境教育・ネットモラル教育
- ⑥一人ひとりの教育的ニーズに応えられるような特別支援教育
- ⑦臼杵に誇りと愛着を持ち、感動体験を大切にする特別活動
- ⑧心の結びつきを深める生徒指導・いじめ対策・不登校支援
- ⑨望ましい勤労観・職業観を育て、自らの生き方を考えるキャリア教育
- ⑩人権尊重の精神を貫く人権・部落差別解消推進教育
- ⑪グローバル社会を生き抜く英語教育
- ⑫AI(ソサエティ5.0)の時代を生き抜く子どもたちへのICT教育・プログラミング教育
- ⑬家庭教育力・地域力を活用した「信頼される開かれた学校運営」「放課後子ども教室」
- ⑭時代の進展・変化に対応する教育

をすすめます。

学校では、管理職のリーダーシップのもとでの芯の通った学校組織による学校運営をめざします。コミュニティ・スクールの推進により、家庭と地域と学校が一体となった教育活動を推進します。また、教育への熱意と情熱を持ち、高い指導力と学級経営力を身につけた教師の育成に努めます。校長会等が主催する学力向上プロジェクトを中心に、子どもの可能性に気づき・引き出し・伸ばし、信頼される教師をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 小学校の英語活動・外国語教育や小中学校での道徳教育などが教科化されました。学習指導要領も改訂され、思考力・判断力・表現力など「生きる力」を育むために新たな資質・能力が求められています。AI時代を生き抜く人材育成のためにICTを活用したプログラミング教育の充実が求められています。同時に、子どもたちの心の豊かさやたくましさ育てる教育が求められています。
- 自ら学びに向かう力・生きる力を育むための幼児教育の重要性から、県に幼児教育センターが設立されました。
- 個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成・活用が義務付けられ、個に応じた教育の提供がさらに求められています。
- 家庭内暴力や育児放棄(虐待)など養育力の低い保護者への支援や経済的な困窮家庭など、専門家による支援が必要な家庭が増えています。
- いじめによる自殺対策及びその対応の強化が求められています。

【臼杵市の状況】

- 学力向上・体力向上・特別支援教育の充実・郷土愛を育成する臼杵っこ輝きのさらなる充実が求められています。
- 学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員を活用して授業力の向上を行っています。体育専科教員による体力向上にも取り組んでいます。小学校へ英語専科教員を配置し、英語好きな小学生を育てる教育を実践しています。幼児教育推進アドバイザーや幼保小連携推進コーディネーターを活用して乳幼児教育の充実に努めています。ICT教育環境の更なる充実が必要です。
- 訪問型通級教室指導員による個別の指導を行っています。特別支援教育相談員や特別支援教育支援員を活用し児童生徒の困りに応じた支援体制を築いています。不登校支援教員やSSWの配置により、チーム学校として活動しています。特別支援学級担任への指導や相談体制、個別の支援計画・指導計画に添った教育内容の充

実が求められています。

- いじめを見逃さない教育体制や早期対応・解決に向けたコミュニケーション能力の向上など、いじめ対応の仕組みを構築しています。
- 育児放棄を含めた家庭の問題への対応が必要であり、専門家や関係機関と連携し、チームとして問題行動や不登校に対する組織的対応や保護者への支援を行っています。

施策の主な課題

- ① 「授業力向上」及び 21 世紀を生き抜く子どもに必要な学力向上の取組み
- ② 体力向上・健康づくりへの取組(食育・肥満対策含む)
- ③ 特別支援教育・いじめ対策・不登校支援の充実
- ④ 郷土愛を育成する教育の実践
- ⑤ 地域と共につくる学校組織の運営(コミュニティ・スクールの実践)
- ⑥ 子どもの教育内容充実のための教職員の働き方改革

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 教師は、すすんで子どもの思いや気持ちに寄り添えるように、子どもとしっかり向き合い、子どもの理解に努めます。
- 教師は、教科指導力・学級経営力を持つ個性豊かな教師をめざします。
- 教師は、日々の教材研究や研究授業・互見授業を通して、授業力を高めていきます。
- 校長会を中心とする教職員が主催する学力向上プロジェクトの取組を充実させます。
- 保護者は、子どもに「あいさつ」「早寝早起き」「三食食べる」「排便」などの基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 保護者は、家庭教育基本方針及びほっとさんの教え10か条で親力を高めます。
- 保護者は、子どもの家庭学習状況を把握します。
- 保護者は、金銭教育やネットモラル・防災教育に強い関心と知識を持ちます。
- 子どもは、テレビやゲームなどはルールを守り、時間を決めて利用します。
- 子どもは、家庭学習や運動の習慣を身につけます。
- 子どもはネットモラルを守りIT機器を学びのために有効に使います。
- 子どもは、自ら興味関心を持ち、失敗を恐れずチャレンジし、様々なことを学びます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- コミュニティ・スクールを理解し、学校行事や運営に協力・参加します。
- 地域の子どもは地域で見守り育てる気持ちを持ち、児童生徒の教育活動へ協力します。
- いじめや虐待などの心配がある家庭や児童生徒の情報を関係機関へ知らせ、共有します。

【公助:行政が支援すること】

- 幼保小中一体教育の推進による授業力向上及び授業規律の徹底
 - ・乳幼児教育の方針である「臼杵っこ育ての羅針盤」に基づき、乳幼児教育の充実を図り、幼保小のつながりをつくれます。
 - ・小学校の教科担任制度導入に向けて、教育内容や教員の配置などを検討します。
 - ・小中一体ブロックごとの定期的な研修の実施や研修内容の充実等、9年間を見通した授業規律の徹底を図ります。
 - ・芯の通った学校組織の確立の1つとして、若年者・ミドルリーダー・管理職等の研修を充実します。
 - ・ICT教育・プログラミング教育の充実や英語教育の推進による学力向上を行います。児童生徒による授業評価を活かした授業改善により、偏差値50を超える基礎学力の定着を図ります。
 - ・キャリア教育により児童生徒が自らの生き方を考え、そのために必要な学力を自らの学びで身につけることができる授業力向上を図ります。
 - ・健やかな体を育てる体育や健康教育、発達段階に応じた性教育や心の教育、命を守る防災教育・環境教育、薬物乱用防止に関する指導、ネットモラル教育、交通安全教育を充実します。
- 基礎的・基本的な学習内容の定着を目的とした「放課後子ども教室」「中3生教室」の実施
 - ・地域人材を活用し、各小学校において水曜日の放課後に、小学校2・3年生を中心に、基礎学力の定着を図り

ます。

・地域人材の活用により、各中学校において水曜日の放課後を中心に、基礎学力の定着を図る学習を行うとともに、土曜日に公民館で中学3年生を対象に「中3生教室」を実施し、学校とは異なる環境の中で受験に向けた意識づけや復習を行い、自分の夢の実現に向けた学びの一助を担います。

- 運動習慣の定着及び健康増進を目的とした「体力向上」「食育」の取組
 - ・持久走などの体力に課題がある子ども、肥満傾向にある子どもがいるため、体育専科教員等を活用した体育の授業を充実させます。
 - ・体力向上に向けた一校一実践の充実や休み時間を活用して楽しく身体を動かす習慣作りにより、体力向上の仕組みを構築します。
 - ・学校において、栄養教諭や栄養職員・管理栄養士・保健師等が生活習慣病予防・対策のための「食」や「運動」に関する教室、歯の健康づくり、心の健康づくり、がん教育について実施します。
- 学校・家庭・地域が一体となってすすめる「チーム学校」の取組
 - ・協育コーディネーターを活用した協育ネットワークづくりの一環として、地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」をすすめ、学校家庭地域が協働で地域の子どもの見守り育てる体制づくりを強化します。
- いのちや郷土を大切にする道徳教育等の充実
 - ・特別な教育的支援を必要とする子どもへ個々に応じた教育内容の提供に心がけます。
 - ・いじめ対策や不登校支援について、関係団体とチームとして取り組む体制を確立し、組織的対応を行います。
 - ・人権・部落差別解消推進研修の充実を図ります。
 - ・道徳や総合の学習・生活科(食育体験)の授業・農泊などにより命を大切にする教育・生きる力を身につけるための教育を行います。
 - ・山内流実技教室を全ての小学校で実施し、臼杵の伝統文化にふれ郷土愛を育てます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	臼杵市学力定着状況調査で全教科で偏差値50を超えた学校の割合	88.9%	100.0%	臼杵市基礎基本テスト
2	平日に1日1時間以上、家庭などで学習する小学6年生の割合	74.0%	80.0%	全国学力・学習状況調査
3	平日に1日2時間以上、家庭などで学習する中学3年生の割合	39.0%	45.0%	全国学力・学習状況調査
4	「健康でいるために運動・食事が大切」と答える児童生徒の割合	運動 小 97.3% 運動 中 96.6% 食事 小 99.3% 食事 中 97.3%	運動 小 98.0% 運動 中 98.0% 食事 小 99.8% 食事 中 98.0%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
5	学校で食に関する授業を受けた児童・生徒の割合	70.0%	80.0%	栄養教諭・栄養士等により、年1回以上食育授業を受けた市内小中学校の児童生徒の割合実績報告

施策の展開に関係する個別計画

- 学校教育指導方針(毎年見直し) 社会教育方針(毎年見直し)
- いじめ防止基本方針(毎年見直し)
- 臼杵市における運動部活動の在り方に関する方針(平成30年度～)
- 臼杵市部活動ガイドライン(平成30年度～)
- 読書のまちづくり計画(平成28年度～令和2年度)
- 臼杵市幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)(平成29年度～令和8年度)
- 家庭教育基本方針(平成28年度～)
- 第3期臼杵市食育推進計画(平成31年度～令和5年度)
- 第2次健康日本21臼杵市計画(改訂版)(平成31年度～令和5年度)

5年後の施策のめざす姿

教育施設を適切に維持管理することにより、安全で快適な教育環境をめざします。さまざまな教育効果のある小中一貫教育(義務教育学校及び小中一貫校)の導入の検討や、学校の適正配置、安全な通学路や通学方法など、少子化の動向などを見極めながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 猛暑対策として教室等へのエアコン整備や、ブロック塀倒壊対策が、特例の補助制度による緊急の対策事業として行われています。
- 少子化の進展に伴い、小学校や中学校単独では、教育上望ましい集団規模を確保できない地域が増加しています。
- 中学進級時の勉強や心理面でのギャップ、「中1ギャップ」の解消等の効果的な、9年間の義務教育を行う「義務教育学校」の設置や、既にある小中学校を組み合わせで一貫教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」制度の導入校が増加しています。
- 地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能の弱まりも指摘されています。
- AIの時代を生き抜く子どもたちのために必要な学習環境の整備(パソコンルームやICT器具・教材等)の充実を指摘しています。

【臼杵市の状況】

- 教員の超過勤務時間も含めた客観的かつ簡易な方法での労働時間の把握を行う出退勤システムや、今後の業務改善に繋がる校務支援システムの導入が望まれています。
- 適正配置の対象となった地域は、登下校の通学距離が遠距離になり、登下校時間に利用できる公共交通機関がないために、市内運行委託事業者によるスクールバスや通学タクシーを利用した通学支援を行っています。
- 国の交付金で普通教室及び特別教室のエアコンを整備しました。既存のエアコンについては、故障したものから修理・更新しています。
- ICT教育の推進やプログラミング教育の充実のために、パソコン教室や普通教室・特別教室の情報機器の充実を図っています。
- 急激に進む少子化により、将来的に学校の適性配置を検討する必要があるとあり、それに伴い、スクールバス等による通学支援の拡大が必要です。
- 学校給食センターの建物や大型機械設備が老朽化し、対応が必要な状況です。

施策の主な課題

- ① 学校施設の改修・修繕等における維持管理
- ② 少子化の加速化と将来的な学校施設の整備方針、通学路の見直し、通学支援の検討
- ③ 学力向上及び教員の働き方改革推進のための情報機器の導入・充実
- ④ 特認校制度の見直し ※特認校とは:小規模校で、自然とふれあう体験学習を通じ、豊かな人間性を培い、きめ細やかな教育指導を受けることができる学校です。
- ⑤ 学校給食センターの建物や大型機械設備の計画的な整備

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- コミュニティ・スクールである学校からの依頼等には、できる範囲で協力します。
- 児童・生徒が困っている時や危険な時は、子どもの相談に応じ、助けます。
- 学校の施設や備品を大事に使用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 学校運営に関心をもち、地域と連携した学校行事には積極的に参加します。
- 児童・生徒の通学時の見守りを行います。
- 学校の施設整備や備品管理に協力します。

【公助:行政が支援すること】

- 修繕(改修)要望への対応
毎年学校からの要望に対して、緊急度や危険度、所要額等を考慮しながら、適宜修繕を行います。
- 設備・備品の更新
- イスや机、黒板やプリンター、情報機器、印刷機等の事務機器及び幼稚園における図書や乗り物などの遊具等、授業等に必要な設備や備品を配備します。
- 総合教育会議の充実
臼杵市の特性を活かした教育や諸条件の整備について、市長と教育委員会が協議し、教育の充実を図ります。
- 小中一貫教育の検討
小中一貫教育(義務教育学校及び小中一貫校)の導入の検討を行います。また、学校の適正配置を検討する中で、全体的に老朽化が進んでいる市内小中学校の校舎等について、改修や長寿命化等を計画的に行います。
- 学校給食センターの整備に向けた検討
市内に2ヶ所ある学校給食センターの建物や機械設備の老朽化が進む中、将来を見据えた給食センター整備の検討を行っていきます。
- 通学費補助や奨学金制度の継続
奨学金制度を充実させるなどにより経済的支援を行い、教育環境の充実を図ります。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	小中一貫校の整備に向けた検討	0校	1校	小中一貫校の整備を検討する対象数(ブロック数)
2	ICT機器(タブレット)整備割合	18.2%	50%	小中学校整備実績(国の指針:3クラスに1クラス分の整備)

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市公立学校施設個別施設計画整備計画(令和2年4月～令和4年3月)
- 公共施設等総合管理計画(平成28年4月～令和6年3月)

5年後の施策のめざす姿

自己実現に向けて、自立した社会人となるための基礎学力及び基本的な生活習慣の定着を図るために、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校 18 年間を通した一体教育をめざします。情緒豊かな人間性に加え、郷土に誇りと愛着を持ち、将来の臼杵を支える人材として成長するように、幼保小の連携、小小・小中の連携、中高の連携及び家庭や地域との連携の更なる強化を図ります。幼児教育の充実と小学校とのつながりが強化されることにより、子どもが自ら考え学ぶ力を育てるとともに、優しさやたくましが育ち、真珠のような輝きある子どもの育成をめざします。

子どものこころと身体 の健康状態に加え、子どもの特性に応じた相談や支援内容の継続を図り、より具体的に自分の将来を考え、保護者の願いもあわせて希望の進路へと進むことができるキャリア教育の充実をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 幼児教育の充実及びアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムのなめらかなつながりが求められています。
- 小1プロブレムや中1ギャップの解消をめざした取組が必要とされています。
- 中学校と高等学校は、中高連携教育推進協議会を組織し、連携が求められています。

【臼杵市の状況】

- 15の春を見据えた一貫した教育内容・教育環境の充実を行っています。
- 幼児教育の充実と小学校へのなめらかな接続、幼保小中一体教育の定着と深化のための取組を強化しています。
- 健康管理システムの導入により、継続した健康管理体制を築いています。
- 人材育成の視点による中学校と高校の連携のあり方を検討します。
- 臼杵市人材育成市民連携会議で、将来の臼杵を担う人材育成の視点から小中学校・地域・保護者が一堂にあつまり、協議を行っています。

施策の主な課題

- ① 幼児教育の充実と幼保小の連携・接続の充実
- ② 小学校の教科担任制を意識した小規模校の小学校同士の連携
- ③ 中高の連携強化及び進路指導への情報提供の充実
- ④ ネットワークを活用した連携のあり方検討

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 高校生が出身中学校へ学習サポーターとして参加し指導します。
- 保護者は、幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)と家庭教育基本方針(ほっとさんの教え10カ条含む)を理解し、実践に心がけます。
- 保護者や幼児教育関係者は、幼児期に身につけさせたい力を意識し、自主的・主体的にしらしけん遊ぶ子どもを育てます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 幼保小中一体教育を理解し、協力します。併せて、必要な情報の提供や共有を行います。
- ゲストティーチャーとして、学校の求めを理解し、協力します。
- 幼保小や小小連携で行う行事を理解し、協力します。

【公助:行政が支援すること】

- 幼児教育の充実
小学校とのスムーズなつながりを構築するための幼児教育推進協議会や、年長児の担任と小学校1年の担任が実務的につながるための幼保小連携推進委員会を開催し、情報交換・意見交換など積極的に行います。
- 小学校の教科担任制を意識した小規模校の小学校同士の連携
小規模校が多いため、小小の連携の中で教科担任制を行う可能性等について研究し、小規模校でも連携して深い学びができる環境づくりを行います。また教員の働き方改革や専門性を伸ばす教育環境の充実が必要です。(ICT機器を活用した交流等による小小の連携等を検討します。)
- 特別支援教育・家庭支援の連携推進
子どもの特性に応じた教育の実現のために、幼保小の連携・小中の連携・中高の連携を強化し、継続的な支援ができる個別の支援計画を作成します。計画作成への支援や教員の相談・計画に基づいた教育の実践に対する、専門家を配置し、組織的な体制を構築します。
- 中学校と高等学校の連携推進
高校卒業まで「臼杵の子どもは臼杵で育てる」を実現するため、臼杵市のめざす子ども像を共通理解し、必要となる学力を保障します。将来、臼杵を担う子どもの育成のため、キャリア教育を充実させ、臼杵で伸ばし臼杵で輝く子どもの教育を中学校と高校で連携しながら実践します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市内の高校の市内生徒率	46.0%	50.0%	進路調査結果
2	小中一体教育ブロック別学習会に幼保を入れて行った研修の実施回数	0回	5回	ブロック別学習会の報告書

施策の展開に関係する個別計画

- 幼児教育基本方針(臼杵っこ育ての羅針盤)(平成29年度～令和8年度)
- 学校教育指導方針(毎年見直し)
- 臼杵市子ども子育て支援事業計画(平成27年度～令和6年度)

5年後の施策のめざす姿

「子どもは地域の宝」であることを地域の大人が再認識し、温かく、時には厳しく声かけや見守りができるように、学校・地域・家庭の役割分担を明確にし、連携しながら子どもを育てる地域力の向上を図ります。これにより、住み慣れた地域や地域の大人に対する感謝の心を育て、地域に愛着と誇りを持つ「臼杵大好き“臼杵っこ”」を育てます。

学校や公民館・地域コミュニティセンターなどを拠点として、高齢者など地域人材がそれまでに培った知識や経験・技能など、その能力を最大限に生かし、子どもや地域へ還元する仕組みをつくります。子どもから高齢者まで世代や性別の枠を超えて連携し、活動することで地域の一体感を醸成し、地域力の向上へつなげ元気な地域づくりを推進します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は、全ての小中学校をコミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校づくりを推進しています。
- 国は、協育ネットワークづくりを推進しています。

【臼杵市の状況】

- 2020(令和2)年度中には、すべての小中学校がコミュニティ・スクールとして、学校・地域・家庭の連携を強化します。
- 協育コーディネーターを中学校ブロックごと・分野ごとに配置し、学校・家庭・地域の連携の推進役として協育ネットワークづくりを推進し、地域力・家庭力の向上とともに、地域とともにある学校づくりを推進しています。

施策の主な課題

- ① 全小中学校でのコミュニティ・スクールの実施
- ② 地域とともに行う「ふれあい学校」の実施
- ③ 地域人材を活用した放課後子ども教室の実施
- ④ 学校・家庭・地域の連携を深める協育ネットワークの構築
- ⑤ まなびりすとの充実・活用

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 学校行事に親や地域住民が参加します。
- 地域に住む一人ひとりが「地域の子どもは地域で育てる」「子どもは地域の宝」という意識を持ちます。
- 生活習慣やコミュニケーション力はまず家庭で身につけます。
- 家族とのつながりを深め、家庭の日・読書の日・教育の日など家族行事を楽しみます。

【共助：お互いに助け合うこと】

- 地域の文化・伝統の担い手を育てるため、子どもへ伝える場や子どもが活躍できる場をつくります。
- 学校運営協議会や学校行事、3つのきょう育推進フォーラム等に積極的に参加します。
- 地域振興協議会等で世代間交流事業を実施します。
- 地域振興協議会等の活動の中で、地域で子どもを見守り育てる機運を高めます。
- 退職教員は、地域人材として放課後子ども教室や中3生教室などで学習支援を行います。

【公助：行政が支援すること】

- 協育ネットワーク推進事業
地域振興協議会や健全育成会、PTA連合会とともに、「地域の宝」である子どもを共に育てます。そのため、協育コーディネーターを活用して学校・家庭・地域の連携を深める協育ネットワークを構築し、地域人材の育成・活用、地域活性化につなげ、学校・家庭・地域の連携を強化する取組を行います。
- うすきふれあい学校の実施
家庭や地域とのふれあいを深める「ふれあい学校」を実施します。学校運営協議会や地域振興協議会・PTAと連携し、ふれあい学校の企画段階から地域と連携して実施します。
- 地域人材を活用した放課後子ども教室・中3生教室の実施
学校での学びに加え、地域人材の知識と経験により、子どもの基礎学力定着のため、小学生は水曜日の放課後に学校内で「放課後子ども教室」を、中学生は学校内の放課後や土曜日に公民館内で「中3生教室」を実施します。
- まなびりすとの充実・活用事業
身についた知識や技術を地域社会に還元する仕組みである「まなびりすと」の登録制度を活用することで地域力の向上や生きがいがいづくりにつなげます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	うすきふれあい学校に参加した地域の方、保護者、外部指導者の延べ人数	12,459 人	10,000 人以上	うすきふれあい学校 実施報告書(各校から)
2	放課後子ども教室及び中3生教室の参加率	54%	54%	「協育」ネットワーク連携促進事業の実績報告
3	まなびりすと登録者数【累計】	128 人	135 人	まなびりすと登録名簿
4	コミュニティ・スクールとなった学校数	11 校	18 校	実施報告書(各校から)

施策の展開に関係する個別計画

- 社会教育基本方針、学校教育指導方針(毎年見直し)

5年後の施策のめざす姿

子どもから高齢者までが「ひとり1スポーツ」を推進し、諏訪山体育館をはじめとする体育施設や総合公園運動施設等、健康づくり・体力づくりができる環境及び競技スポーツ推進のための環境を整備します。

誰でも気軽に取り組むことができ、地域のコミュニティーづくりにもつながるスポーツとしてウォーキングを推進するため、各地域の身近な環境にウォーキングコースを順次整備します。

市民に夢や希望、感動を与える競技スポーツの振興と競技力向上を図るため、各種スポーツの環境整備・充実に努めます。障がい者スポーツ推進のための環境整備について検討します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 令和元年度に大分県でラグビーワールドカップが開催され、スポーツ施設及び周辺環境が整備されました。

【臼杵市の状況】

- 平成28年度にスポーツ推進計画を策定し、「ひとり1スポーツ」の実践として、誰もが実践できるウォーキングを推進しており、ウォーキングコースを整備しています。今後は、多くの市民に利用してもらう工夫が必要です。
- 市民がスポーツに親しみやすく利用しやすい体育施設の整備が必要です。競技スポーツ推進のための施設整備や体力・筋力向上のためのトレーニング施設や器具の整備も求められています。諏訪山体育館トレーニング室の器具を整備したため、利用促進に努める必要があります。

施策の主な課題

- ① スポーツ施設・トレーニング室・ウォーキングコース等の整備
- ② 体育協会を中心とした競技スポーツ推進のための環境整備
- ③ 障がい者スポーツ推進のための環境整備

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- スポーツ施設の使用後は、片づけや掃除を行い、次の人が気持ちよく使用できるようにします。
- 施設や施設の備品を大切に使用します。破損した時または見つけた時は申し出をします。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域でウォーキングコースの草刈りなどの整備を行います。
- 地域で囲碁ボールなどの軽スポーツ大会を、学校体育館で開催します。

【公助:行政が支援すること】

- スポーツ施設の充実
スポーツ施設の拠点となる諏訪山体育館の施設や設備について、老朽化や施設の充実も含めて計画的に整備します。他の施設においてもスポーツに親しみ、活躍できる環境づくりとして整備することを検討します。また、指定管理者と連携し、利用者のニーズへの対応や施設内でのマナー向上に努め、誰もが快適に利用できるようにします。トレーニング室で体力・筋力向上の指導ができる環境を整えます。
体育協会を中心とした競技スポーツを中心に、練習や試合会場の確保・整備について検討します。
社会体育や学校部活動の活動内容を把握し、環境整備に努めます。
- ウォーキングコースの整備
各地区の身近な環境で、ウォーキング教室や大会を開催できるよう、ウォーキングコースを設定・整備し、歩いた距離や消費カロリーがわかる表示などの看板を設置します。
ウォーキングの効果や必要性について、健康づくりの大切さも併せて周知・啓発するための情報発信環境も充実させます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	スポーツ施設の利用者数	176,000 人	186,000 人	市民球場、多目的グラウンド、テニスコート(人工芝)、市民グラウンド、東中・南中グラウンド 夜間照明施設、諏訪山体育館、臼杵市テニスコート、柔剣道場、吉四六ランド(球場・陸上競技場・テニスコート・ゲートボール場)の利用者合計
2	ウォーキングコースの設置数	6か所	20か所	市が設定したウォーキングコースの数
3	トレーニング室利用者数	16,737 人	18,000 人	諏訪山体育館トレーニング室利用者実績報告

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市スポーツ推進計画(平成28年度～令和7年度)
- 第2次健康日本21臼杵市計画(改訂版)(平成31年度～令和5年度)

5年後の施策のめざす姿

市民一人ひとりが、生涯にわたり「ひとり1スポーツ」を実践し、健康づくり・体力づくり・地域づくり・生きがいづくりにつながる大切が必要です。

特に、子どもの頃からのスポーツ習慣を身につけることが必要です。子どもたちは、学校や家庭・地域の中で遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体感し、体力や運動能力の向上を図るとともに、友達や大人・地域とのふれあいを通して、豊かな社会性や人間性を養います。

また、誰もが無理なく継続して行うことができる「ウォーキングで健康づくり」を推進し、日常的にスポーツに親しむことの定着をめざします。ウォーキングの前後に行うストレッチやウォーキングの正しい方法を普及・啓発し、地域交流を促進しながら生活習慣病の予防や介護予防、ストレス解消にも効果的な運動習慣の徹底に努めます。

スポーツ大会で活躍するスポーツ選手やその指導者は実績を残すことで生きがいを感じ、豊かな人生を送ることができます。技能を高め記録に挑戦する姿は、人々に大きな夢や希望・感動を与えるため、競技者の育成・支援を行います。一人ひとりの能力や生きがいにつながる各種競技スポーツやユニバーサルスポーツの推進・発展に努めます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 平成 28 年 3 月に大分県スポーツ推進計画が改定され、「スポーツ力を構成する 3 つの要素」のイメージ【人間的な能力】【社会的な影響力】【文化的な存在力】を基に、計画がすすめられています。

【臼杵市の状況】

- 平成 28 年度に臼杵市スポーツ推進計画を策定し、「ひとり 1 スポーツ」の推進を掲げ、実践に取り組んでいます。特に誰もが実践できるウォーキングを推進しています。
- 子どもの頃からの肥満出現率が高いため、幼少時から身体を動かすことが楽しいと感じる経験や習慣づけが必要とされています。平成30年度に市をあげて立ち上げた「子どもの生活習慣病対策プロジェクト」により、子どもの頃からの生活習慣病予防・対策のため、家庭や地域・学校での運動・食事の習慣づくりに取り組み始めました。
- 社会体育と連携した学校部活動の在り方や部活動指導員・外部指導者の活用について検討が必要です。

施策の主な課題

- ① スポーツの必要性の啓発・周知及びウォーキングで健康づくりの推進
- ② 体力・筋力づくりで健康維持・増進への取組
- ③ ユニバーサルスポーツの推進
- ④ 競技スポーツ推進に向けた取組や指導者の育成

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 自分から身体を動かす意識を持ち、習慣として行動します。
- 地域や市が行う各種スポーツイベントやウォーキング大会に積極的に参加します。
- 子どもや親、家族と一緒に身体を動かす習慣など、生活習慣の改善に取り組みます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で声をかけ合いウォーキングやラジオ体操などを楽します。
- 地域でスポーツイベントを開催し、健康づくり、世代間・地域間の交流を行います。

【公助:行政が支援すること】

- ウォーキング教室・スポーツ大会の開催・支援
臼杵さくらマラソン大会や臼杵市さくらウォークを継承します。地域振興協議会が主催するウォーキング大会において、前後のストレッチや正しいウォーキング方法について普及啓発します。生活習慣病の予防や介護予防、ストレス解消にも効果的な運動習慣の徹底のために、スポーツ教室や大会開催を推進し、支援します。
- 各種の競技団体活性化のための支援
各競技団体に対する支援により活性化を図ります。指導者や競技者に対する研修会等を行います。スポーツ少年団の継承に向けた支援や研修等も行います。体育協会や各種社会体育団体・学校との連携を図りながら、適切な実施、指導体制の充実・強化、選手の発掘・育成・強化を図ります。
- ユニバーサルスポーツの推進
健常者や障がい者誰もが参加できるスポーツとして、ボッチャの普及を図ります。
- 臼杵市健康マイレージ事業の実施
市民の健康づくりを応援し、健康寿命を延ばすことを目的に「臼杵市健康マイレージ事業」を実施します。健診受診やイベントへの参加などによる運動習慣確立のための仕組みづくりを強化します。
- 運動習慣の現状把握
特定健診の問診により「1回30分以上週2回以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施」している者の割合(男/女)を把握します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	ウォーキング大会の開催回数	13回	20回	市および地域振興協議会主催のウォーキング大会回数
2	ウォーキング教室・ウォーキング大会参加者数	1,400人	1,650人	臼杵市さくらウォーク、臼杵市ウォーキング大会、各振興協議会大会・教室の参加者の合計
3	1回30分以上週2回以上の運動習慣がある市民(18歳以上)	43%	60%	臼杵市保険健康課が実施する特定健診の問診

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市スポーツ推進計画(平成28年度～令和7年度)
 - 臼杵市における運動部活動の在り方に関する方針(平成30年度～)
 - 臼杵市部活動ガイドライン(平成30年度～)
- 第2次健康日本21臼杵市計画(改訂版)(平成31年度～令和5年度)

5年後の施策のめざす姿

市民の誰もが輝き続ける自分づくりのために、心の豊かさや生きがいを持ち、生涯を通じて学び続けることができるよう、「いつでも・どこでも・だれでも」主体的に学習できる社会教育施設などの環境を整備し、学習内容の充実を図ります。

年代別や地域別の課題を解決するため、身近な公民館やコミュニティセンターで学習活動を行い、これまでの経験や学習によって得られた知識や経験・技術を、学校や地域などで次世代に還元し、自らの生きがいにつながる循環型社会に活かし活躍できる協育ネットワークの仕組みを確立します。

地域住民が、主体的に地域課題の解決や学習活動が展開されるよう、子ども会・青年団・PTA・女性団体・高齢者団体など、社会教育を推進する団体の育成及び活動の活性化並びに団体活動を支える人材育成を行います。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国の「第3期教育振興基本計画」によると、「生涯学び、活躍できる環境を整えること」が今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとなっています。

【臼杵市の状況】

- 人材登録と生きがいづくりを推進する仕組みである社会教育委員が推薦する「まなびりすと」を各学校・地域振興協議会等に配布し、生きがいづくりや学習のために活用しています。
- 2015(平成 27)年度から協育ネットワークづくりを推進し、協育コーディネーターを各中学校区及び家庭教育・読書活動推進などの分野ごとに配置し、地域・家庭・学校のつながりある学びを推進しています。
- 協育ネットワークの確立により、地域人材の活用や地域・家庭・学校が協働で学ぶ環境づくりにつなげます。
- 「まなびりすと」の登録者が増えることで、学習の機会を広げ、人材育成につなげます。

施策の主な課題

- ① 協育コーディネーターの活用による協育ネットワークの確立
- ② 自分の知識や技術が地域で貢献でき、活躍できる場の拡大
- ③ 「まなびりすと」の登録者数の増加及び人材確保

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- さまざまな行事や地域のことに興味・関心を持ち参加します。
- 学習意欲を持ち自ら学習の場に出向きます。
- 新たなことを学ぶ喜びと発見する楽しさを実感する体験教室に参加します。
- 社会の最小集団は家庭であり、家庭の中でのコミュニケーションと信頼関係を築きます。
- 公民館教室で学んだことが継続できる自主教室、OB教室を開設して自己研鑽に努めます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 学んだ人が活躍できる場をつくります。
- 地域で学び・体験する学習会を企画し実行します。
- 地域や次世代に対し知識や技術を伝達する「まなびりすと」を積極的に活用します。

【公助:行政が支援すること】

- 学習内容・学習環境の充実
郷土愛の育成や響きあいの「響育」を進める学習内容・環境の充実を行います。
- 公民館教室(講座)の維持・向上
あらゆる世代が利用しやすい時間帯や、参加しやすい生涯学習内容などを検討し、生涯学習を推進する公民館等の学習環境の充実を図ります。
だれもが先生・誰もが生徒の考えから、生徒の中から次代の講師を育成します。利用者のニーズにあわせた講座の開設について検討し、興味関心を持つことのできる広報を行います。
- 協育ネットワークの確立
協育コーディネーターを核に、学校・地域・家庭が連携した協育ネットワークを確立し、学校のコミュニティ・スクール化を推進します。学校や地域振興協議会などへ「まなびりすと」の周知を行い、登録者の増加を図ります。さらに協育ネットワークの推進による地域総ぐるみの”臼杵っこ”育てのため、学校や地域での活動における「まなびりすと」登録者の活用を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	公民館などが主催する教室(講座)への参加者数	2,104 人	2,150 人	臼杵市中央公民館および野津中央公民館の開設講座の参加者数
2	公民館教室(自主教室・OB教室)開設数	47 団体	47 団体	各年度における「自主教室・OB教室」の開設団体数
3	「まなびりすと」への登録者数	128 人	135 人	各年度における「まなびりすと」の登録者数

施策の展開に関係する個別計画

- 社会教育基本方針(毎年見直し)

5年後の施策のめざす姿

子どもから高齢者まで市民総ぐるみで読書に親しみ、本が大好きな情緒豊かな人間性あふれる人が育つよう、市立図書館が、「読書のまちづくりステーション」として、読書のまちづくりを推進します。

読書活動を通じて、豊かな感性・思いやりの心・ふるさとを愛する心を育む臼杵の子どもたちを育て、一人ひとりが自分の気持ちや考えをしっかりと伝えることができ、文字や言語による表現力が向上し、自ら調べ学ぶことが習慣化する取り組みを進めます。そのために、市立図書館や学校図書館、保育所や幼稚園などが連携し、読書環境を充実させ、乳幼児期からの読書習慣の定着に取り組むことで、本が大好きな“臼杵っこ”の育成を推進していきます。

様々な人にとって、心穏やかに過ごす空間と時間が保障され、本の世界を堪能できる拠点として、また知識や情報を得る情報センターとして、市立図書館と学校図書館とが連携しながら読書環境の充実を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 文部科学省から示されている第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、①発達段階に応じた取組により読書習慣を形成②友人同士で行う活動等を通じた読書への関心を高めるための方策が課題となっています。
- 大分県では、第四次大分県子ども読書活動推進計画を作成中であり、①乳幼児期からの読書習慣づくり・中高校生の読書離れの解消 ②障がいのある子どもへの読書活動の推進 ③親子読書の推進などを第三次計画の見直しとともに検討しています。

【臼杵市の状況】

- 国の課題や県の方針を踏まえ、行政だけでなくボランティア団体、保育所、幼稚園、学校、PTA等が市民総ぐるみで読書活動を推進しています。乳幼児期から読書習慣や本と親しむ機会をもち、横の連携を取りながら読書習慣の定着に取り組んでいます。
- 図書館が、「読書のまちづくりステーション」として、各市民団体と連携を深めながら取組を定着させ、読書に親しむ環境整備と本が大好きな“臼杵っこ”の育成を推進しています。
- 県立図書館・市立図書館・学校図書館のネットワーク化や郷土史についての情報提供の質の向上が必要です。

施策の主な課題

- ① 親子読書の取組などによる幼児期からの読書習慣の定着
- ② 郷土史についての情報提供など、本を通じた先人や先哲との出会いによる郷土愛の育成
- ③ 県立図書館・市立図書館・学校図書館のネットワーク化等による連携強化
- ④ 読書感想文・読書感想画コンクール、エッセイコンテストの充実

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 市立図書館や学校図書館・移動図書館を利用し、本と親しみ、読書習慣を身につけます。
- 子や孫と読み聞かせの会に参加したり、読み聞かせボランティアとして活動します。
- 学校や施設などで行う読み聞かせにボランティアとして参加します。
- 大人も子どもも読書感想文・エッセイコンクールに応募します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- PTA活動の中で読み聞かせやビブリオバトルを行い、本と親しむ機会を持つなど、読書活動を推進します。
- 地域の拠点に移動図書館を受け入れ、地域振興協議会や地区の交流会の中に読書活動を取り入れます。
- 地域行事の会場内に、子どもや地区住民が書いた読書感想文や読書感想画、エッセイを展示します。

【公助:行政が支援すること】

- 読書のまちづくり推進事業
生涯を通じて「読む」「書く」「話す」「聞く」に親しめる機会を提供し、「本が好き」な市民を育てる取組を行います。乳幼児期からの読書習慣の定着を図るため、幼児期からの子ども図書館の定期的な利用ができるしくみをつくります。地域の読み聞かせボランティアや史談会などの協力で、野上弥生子・荘田平五郎・二孝女(つゆととき)など、臼杵の先人や偉人の子ども向け伝記を刊行し学校で活用します。読書感想文・読書感想画コンクールを継続し、郷土愛の育成に取り組みます。
- 子ども読書リーダー「子ども司書」育成・活用事業
本好きな小学生が読書推進リーダーとして活躍できるよう学びの場を作り、子ども司書として認定し、読書活動推進役としての活躍ができるよう育成します。
- 学校図書館の運営・連携
小中学生の読書習慣の定着及び読書好きな子どもの育成のために、市立図書館との連携を強化し、学校図書館の蔵書管理や学校図書館専門員の研修等の充実を図ります。図書館だよりの発行や掲示物の充実及び子ども司書の活躍の場の推進を図ります。支援を必要とする子どもや不登校の子どもの安心できる場所としての機能を充実させます。
- 臼杵っこ文庫の充実
ふるさと納税などを活用し、臼杵の子どもたちに読んでほしい本を幼稚園・保育所・学校に計画的に配本し、読書環境の充実を図ることで、子どもの読書習慣の定着を促します。
- 読み聞かせ・親子読書の推進
保護者による読み聞かせや中学生が小学生に対する読み聞かせ活動・小学校高学年が低学年児童へ、子ども司書が乳幼児へ読み聞かせを行うことにより、異年齢の交流や心のつながりをつくる活動を推進します。またこの取組により、「読む」「聞く」「話す」の能力向上を図り、感想文を書くなどの「表現力」を伸ばします。学校や高齢者学級と連携しながら、読み聞かせボランティアの育成も行います。
- 県立図書館・市立図書館・学校図書館のネットワーク化の推進
県立図書館、市立図書館及び学校図書館のネットワークを協議会などにより推進するとともに、市立図書館の図書司書と学校図書館専門員や学校教職員が協力し、読書活動を推進します。
- 読書活動団体を支援
読書活動を行っている団体に図書館にある会議室を開放し、収集した図書や文献等の活用による教養や調査研究などを深める読書活動の支援を行います。
読み聞かせボランティアの活動を支援し、ボランティア育成のための取組を行います。
学校における読み聞かせグループの活動に対して、学校図書館専門員や協育コーディネーター・市立図書館司書が支援します。
- 地域で誰もが読書に親しむことができる移動図書等の環境整備
地区公民館だけでなく地域振興協議会における活動の拠点など、地域で誰もが読書ができるように、移動図書館等により環境を整備します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市立図書館の年間貸出冊数	117,119 冊	119,500 冊	市立図書館(野津分館・こども図書館を含む)の年間貸出冊数
2	こども図書館図書貸出冊数(ひと月当たり)	4,093 冊	4,500 冊	図書管理システム(Rics)
3	移動図書の貸出冊数	8,953 冊	10,000 冊	図書管理システム(Rics)
4	学校図書館一人当たり図書貸出冊数(年間)	120 冊	120 冊	学校図書館専門員による集計の総合計(スクールプロ)

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市子ども読書活動推進計画(2016(平成28)年4月～2021(令和3)年3月)
第3次臼杵市子ども読書活動推進計画(2021(令和3)年4月～2026(令和8)年3月)

5年後の施策のめざす姿

市民が臼杵市の文化や芸術・伝統芸能に興味・関心を持ち、これを伝承し振興させることにより感性を高め、心を豊かにし、郷土への愛着を醸成する環境づくりを行います。感性豊かな子どもたちが多様な価値観を創出できるよう、地域や学校で文化活動や伝統芸能にふれる機会を確保し、伝承活動に参加できる機会を創設します。

多くの市民が、自分の嗜好に合った文化活動に積極的に参加できるよう、臼杵市民会館などの拠点の整備を行い、文化活動団体のPR等の強化にも努め、文化団体の育成や支援を行います。また、地元出身者や地元に住む芸術家を支援するとともに、臼杵にゆかりのある芸術家やその作品とのつながりを大切にし、臼杵の宝としてその実績・功績を伝承します。

無形文化財である山内流や各地区の祭り・神楽・獅子舞などの継承にむけた支援を行います。文化財を身近に感じ、保存継承するために、市民や観光客向けに定期的に公開する体制をつくります。文化・芸術活動を身近に感じることができまちなみづくりに向けて、地域文化の創造を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで確実な継承に取り組むことが必要です。平成31年度の文化財保護法改正により、県では文化財保存活用大綱の策定に取り組んでいます。
- 平成17年に大分県の文化振興基本方針として「大分県文化振興基本方針 ～感動を今、そして未来に～」が制定され、平成28年3月に一部を改訂しました。

【臼杵市の状況】

- 令和2年度より「臼杵市文化財保存活用地域計画」を策定する予定です。未指定文化財である伝統芸能を含め、伝統芸能継承団体の在り方の検討や伝統芸能や文化財の保護・伝承について計画します。無形文化財である伝統芸能や「山内流」の継承管理についても、継続的な保存伝承体制をつくる必要があります。
- 文化を振興し、伝統芸能活動を伝承するための指導者の高齢化や文化振興団体数の減少が深刻化しており、後継者の育成や文化団体の育成が必要な状況です。臼杵に誇りと愛着をもつ“臼杵っこ”の育成に向けて、関係機関と連携していく必要性があります。

施策の主な課題

- ① 無形民俗文化財の保存と伝承
- ② 市民会館を拠点とした文化活動の振興
- ③ 文化・芸術活動を行う団体や市民の育成

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 市民一人ひとりが趣味を持ち、同じ趣味の人と交流し、レベルを向上させます。
- 地域の伝統芸能伝承のためのボランティア活動に積極的に参加します。
- 文化・芸術活動に興味・関心を持ちます。
- 全国でも貴重な文化財である日本泳法山内流の游泳所への入所を推進します。(子どもたちは、一度は体験します)

【共助:お互いに助け合うこと】

- 世代間交流事業を実施し、地域で伝承している文化・芸能活動への参加を促します。
- 各地区の祭り・神楽・獅子舞などの継承にむけて、学校や地域で協力します。
- さまざまな団体が各地区で文化・芸能活動ができるよう受入れを行います。
- 地域でリーダーや指導者の育成に取り組みます。

【公助:行政が支援すること】

- 無形文化財(伝統芸能含む)の保存と伝承を推進
継承者が伝統芸能の保存伝承に誇りをもって取り組むように働きかけます。200周年を迎える山内流についても積極的に保存継承に取り組み、情報を発信します。
- 文化活動拠点としての市民会館の利用を促進
文化活動団体や児童生徒の文化的活動の場として、市民会館の運営方針を定め、計画的に施設整備を進め、広く利用できるように呼びかけ、展示や公演等の場としての活用を促進します。
- 文化・芸術活動を行う団体や市民の育成
文化団体の育成や支援を行うとともに、地元出身や地元に住む芸術家を支援し、地域文化の創造を図り、地域振興や観光振興などにつなげます。特に子どもの郷土愛育成や臼杵に誇りと自信を持つ機会の創設についても検討します。また、地域に伝わる物語や民話を伝承するための場を提供するとともに、文化を振興し、芸能活動を継承するため、指導者の育成のための社会教育活動を充実します。
- 臼杵市歴史資料館や文化財管理センターの活用
臼杵の歴史・文化を広く市民へ継承するため、各保育所・幼稚園・学校等と連携して、臼杵市歴史資料館や文化財管理センターを活用します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市民会館全体の利用申請件数	415 件	470 件	市民会館利用者数の日誌
2	伝統芸能の数	7団体	7団体	伝統芸能の数の維持(県・市指定無形民俗文化財)
3	山内流入所者の数	98 人	100 人	夏休み中に開催される山内流游泳所への入所者数
4	文化活動団体の数	73 団体	73 団体	文化連盟及び吉四六の里文化推進協議会への加入団体数

5年後の施策のめざす姿

全国の中でも有数の歴史的価値のある「国宝・特別史跡臼杵磨崖仏」や「国史跡下藤キリシタン墓地」などの文化財を保存し、文化財の持つ歴史的情報を整理し、情報発信することにより観光振興を図ります。文化財の大切さを知り・見守り・臼杵の歴史や風土・文化に誇りと愛情を持つ市民を育成するとともに、これらを文化財保護・文化振興の仏教遺産とキリシタン文化遺産を「祈りの回廊」構想としてつなげ観光振興を図ります。

臼杵の歴史や文化・風土を永遠に臼杵の魅力としてまちづくりの根本に置くことができるよう、また大切な文化資源・観光資源としての価値や魅力を失うことなく、保存対策を十分に行之い、魅力ある資源として活用できるよう、後世へ継承します。自然環境の影響を受け劣化しやすい文化財に対しては、日々の観察や適切な対処を行い、県指定有形文化財近世絵図資料群など室内において保管される歴史資料についても、良好な保存環境を維持していきます。

臼杵の将来を担う子どもたちが、生まれ育った臼杵を心から愛し、自信を持って臼杵を語り、自ら進んでまちづくりに参加したいと思えるように、ふるさと臼杵の文化や歴史と出会い・ふれ合える学習環境の充実を図り、継承者としての人材育成につなげていきます。子どもたちが臼杵の歴史や風土・文化を語り、観光振興に貢献する“臼杵っこガイド”“臼杵っこ学芸員”も充実させます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、平成31年4月に文化財の保存を前提とした活用を行うよう、文化財保護法を改正しました。国の認定計画としての「文化財保存活用地域計画」の策定方法や内容など、制度も改正されました。
- 県では文化財保護法の改正を受けて、「文化財保存活用大綱」を令和2年度に定めます。

【臼杵市の状況】

- 人口減少と地域住民の高齢化・地域のコミュニティ維持の困難さから、地域で文化財を守る人材が減少する傾向にあります。
- 文化財の修理・整備や保存・活用の方向性、文化財の維持管理を行う体制づくりのための指針として、「臼杵市文化財保存活用地域計画」を策定が必要です。
- 未指定の文化財調査により、文化財の保存と活用のバランスを取り、文化財の劣化や損傷をきたさないための体制と基準づくりが必要です。
- 文化財を守ることができなくなった所有者・地域に代わる体制の構築が必要となります。

施策の主な課題

- ① 文化財の保存活用・管理対策とその計画策定
- ② 文化財の展示公開・情報発信
- ③ 「歴史の守り人(もりびと)」創出
- ④ 「臼杵市文化財保存活用地域計画」の策定
- ⑤ “臼杵っこガイド”“臼杵っこ学芸員”の養成

課題解決に必要な取組

【自助：自分で取り組めること】

- 講座や講習を通して文化財の価値とその取扱いについての知識を持ち、情報発信します。
- 身の回りの文化財の監視と管理を行います。
- 文化財が破損や汚損した場合は、市の担当部局と相談し、その修復を可能な限り行います。

- 文化財に関する学習活動や展示会などに積極的に参加します。
- 臼杵の文化財について興味・関心を持ちます。
- 臼杵の歴史に関する認識を深め、文化財の保存と必要性について正しく理解します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域の文化財を守る意識を高め、自治会や地域振興協議会などを通して文化財の保存管理に努めます。
- 地域の伝統芸能や祭事の伝承に努め、人材の育成を行います。
- 地域の文化財の活用のため、案内板や解説板等の設置を行います。
- 地域にある文化財をみんなで守り伝えていきます。
- 子どもたちが学んだ臼杵の歴史に関する内容を地域話題にとりあげます。

【公助:行政が支援すること】

- 臼杵市文化財保存活用地域計画の策定(令和2年度～令和5年度)
大分県の文化財保存活用大綱を勘案し、未指定文化財を含む文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「臼杵市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- 市内文化財保存活用計画の策定
「臼杵市文化財保存活用地域計画」に記載されている文化財について、歴史と価値のある臼杵の財産の保存対策を図りながら、活用できるよう整備を行い後世につないでいきます。
・特別史跡臼杵磨崖仏保存活用計画(令和2年度)の策定
・県史跡臼杵城跡保存活用計画(令和5年度～令和6年度)の策定
・国史跡下藤キリシタン墓地保存活用計画(令和元年度～令和2年度)の策定
・国史跡下藤キリシタン墓地保存整備基本計画(令和3年度～令和4年度)の策定
- 文化財の公開・情報発信の促進
文化財台帳を整備し、臼杵市所蔵の歴史資料や考古遺物を可能な限り、臼杵市歴史資料館や臼杵市文化財管理センターで展示公開し、多くの人が学べる体制を整備します。公民館や地域、特に学校への出前講座を行うなど、市民がさまざまな視点から郷土の歴史を体感できるよう情報発信に工夫します。
- 「歴史の守り人」の育成
文化財の管理が困難となった所有者に代わり、臼杵市が育成した「歴史の守り人」が文化財の管理を行う制度を設立します。「歴史の守り人」は将来的にNPO法人として組織化し、市と連携を図りながら市内の文化財の保存・活用を行います。
- 「祈りの回廊」構想の実現に向けた検討
「臼杵城跡」「国宝・特別史跡臼杵磨崖仏」「下藤キリシタン墓地」の保存活用の文化振興とこれらをつなぎ多くの観光ツアーを受け入れる観光振興を行う「祈りの回廊」構想の実現に向けた計画を検討します。マレガプロジェクトによる臼杵藩史料やキリシタン遺跡等を融合させた魅力あるまちとして情報発信し、文化振興・観光振興を図ります。
- “臼杵っこガイド”“臼杵っこ学芸員”の養成等による郷土愛の育成
臼杵の歴史や風土・文化を語ることで臼杵の良さを再認識し、観光振興に貢献する“臼杵っこガイド”“臼杵っこ学芸員”を養成し、「臼杵大好きうすきっこ」を育成します。小中学生とともに、教職員も保護者も一緒に学び、臼杵っこ検定に挑戦し、市内の文化や歴史・風土に誇りと愛着がもてる人材を育てます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	臼杵市歴史資料館の年間入館者数	6,660 人	9,500 人	歴史資料館日誌
2	「歴史の守り人」の育成	0 人	25 人	「歴史の守り人」認定名簿
3	文化財公開点数	700 件	750 件	文化財の歴史資料館や文化財管理センターにおける文化財の公開点数
4	臼杵っこ検定受験者数	108 人	150 人	検定受験者数

5年後の施策のめざす姿

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に豊かでゆとりのある社会の実現をめざします。そのため、「当事者との出会い」や「当事者の思いや願い」を大切にした人権教育を推進します。

人権・部落差別問題や男女共同参画社会に関する教育・啓発の充実を図ります。

学校においても、発達段階に応じた系統的な人権学習を確保し、確かな知識と実践力・感性豊かでお互いを尊重し合える児童生徒を育てる教育内容の充実を図ります。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」などの法律を制定し、差別の解消をめざしています。

【臼杵市の状況】

- 2016(平成 28)年 3 月に「第 2 次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」を 2017(平成 29)年 3 月には「第 2 次臼杵市男女共同参画基本計画」を策定し、市民の人権意識の向上をめざしています。

施策の主な課題

- ① 関係機関と連携した人権啓発
- ② 女性委員の登用率の向上
- ③ 犯罪被害者等の支援

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 差別をしない・差別を許さない心を持ちます。
- 人権講演会や学習会に積極的に参加します。
- 男女共同参画における意識改革を行い、家庭や職場で実践します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- PTA 活動や社会教育活動、地域で積極的に人権学習会を開催します。
- 地域で、固定的役割分担意識の解消に向けた取組を行います。
- 女性の就労促進・継続就労のためにできることを行います。

【公助:行政が支援すること】

- 関係機関と連携した人権教育・啓発
人権教育・啓発は、当事者の思いや願いを大切にすることが大切です。一人ひとりの人権意識の醸成や人権についての理解を深め、自他の人権を尊重できるようになるために、日々の継続した取組が必要です。
女性に対する総合相談事業やDV・虐待のない社会づくりの啓発活動を強化します。
子どもの人権を守るために相談窓口の啓発や対応を柔軟に行います。
- 部落差別解消推進・人権教育室としての人権・部落差別解消推進教育
学校教育の中で、児童生徒・保護者・地域の実態を踏まえた人権教育を計画的に実践します。
教師の人権意識を高め、子どもたちへの教育内容充実に向けて、定期的な研修を行います。
人権作文・標語・ポスターの取組を行います。
- 社会教育としての人権・部落差別解消推進教育
公民館などで人権8課題等に対する学習会を定期的に行います。
地域やPTA活動等が行う人権学習や講演会に対して講師の派遣などの支援を行います。
- 各種委員会における女性の登用率
女性委員登用率向上のため、各委員会条例及び規則の委員任命条項等の改正の働きかけを継続していきます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用率	32.6%	40.0%	第2次臼杵市男女共同参画基本計画
2	人権学習会を実施した学校の割合	100.0%	100.0%	PTAと連携して開催する学習会を実施した学校の割合
3	人権・部落差別解消推進教育研修会などの開催回数	63回	66回	臼杵市人権・部落差別解消推進教育啓発推進協議会
4	基本計画を策定した企業・団体数	0社	10社	部落差別解消推進・人権啓発課事業実績

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画(2016年4月～2026年3月)
- 第2次臼杵市男女共同参画基本計画(2017年4月～2027年3月)

5年後の施策のめざす姿

多くの市民が同和問題(部落差別問題)に関心を持ち、正しい理解により差別を許さない意識を広めていくことで部落差別の解消をめざします。

誰もが平等に生きる権利を保障するために、部落差別解消を目的とし、不当な差別を許さない社会を築くため、学習の機会を確保し、確かな知識と実践力を身につけることのできる教育・啓発及び指導者の充実を推進します。

学校においても、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を理解し、必要な教育及び啓発に努めます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2016(平成 28)年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行し、部落差別がいまだに存在すること、日本国憲法に照らして許されないものであること、国と地方公共団体の責務などを明記し、部落差別の解消をめざしています。

【臼杵市の状況】

- 2016(平成 28)年 3 月に策定した「第 2 次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」 2018(平成 30)年 4 月に策定した「部落差別の解消の推進に関する基本方針」に沿った教育・啓発を行い、部落差別の解消をめざしています。

2019(平成 31)年 4 月には部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する審議会と臼杵市議会の議決を経て「部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例」改正と、市民にわかりやすくするため課名も「部落差別解消推進・人権啓発課」として取り組んでいます。

施策の主な課題

- ① 関係機関との連携した人権啓発
- ② 登録型本人通知制度の推進
- ③ 部落差別解消推進法の周知及び部落差別解消に向けた教育・啓発

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 同和問題(部落差別問題)に関心を持ち、正しい知識を持って行動します。
- 同和問題(部落差別問題)や学習会に積極的に参加します。
- 登録型本人通知制度へ登録します。
- 就職・結婚時での身元調査などはいりません。

【共助:お互いに助け合うこと】

- PTA 活動や社会教育活動で積極的に同和問題(部落差別問題)学習会を開催します。
- 地域で同和問題(部落差別問題)研修会や学習会を定期的に開催します。
- 地域で思いやりの心をもって人と接します。

【公助:行政が支援すること】

- 関係機関との連携した人権啓発
2014(平成26)年度に実施した「人権・同和問題(部落差別問題)に関する市民意識調査」の結果によると、20歳代で、同和問題(部落差別問題)の認知度の低下が見られました。小中学校や公民館、教育委員会などの関係機関と協力しながら、若年層が人権・同和問題(部落差別問題)に関心を持つような取組を充実することが重要です。
- 部落差別解消推進・人権教育室としての部落差別を正しく理解する教育
学校教育の中で、児童生徒・保護者・地域の実態を踏まえて、同和問題(部落差別問題)について正しく理解する教育を行います。
教師の同和問題(部落差別問題)に対する正しい理解を深める学びの場として、フィールドワークをはじめとする研修を実施します。
- 社会教育としての部落差別を正しく理解する教育
公民館などで部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を正しく理解するための学習会を定期的に行います。
地域やPTA活動等が行う学習や講演会に対して講師の派遣などの支援を行います。
臼杵市人権・部落差別解消推進教育集会所を活用した学習会を企画し実践します。
- 登録型本人通知制度の推進
制度の周知を行い、事前登録を勧めることで、差別につながる身元調査を未然に防ぎます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	登録型本人通知制度の事前登録者数【累計】	3,600 人	5,000 人	市民課及び市民生活推進課の登録台帳
2	企業・団体で行う研修会の実施回数	66 回	66 回	部落差別解消推進・人権啓発課事業実績
3	同和問題(部落差別問題)についての授業を実施した小・中学校の割合	100.0%	100.0%	市内の小・中学校の中で、同和問題(部落差別問題)についての授業を実施した学校の割合
4	新たに臼杵市に赴任または、管理職に昇任した教員のフィールドワーク参加者率	100.0%	100.0%	新たに臼杵市に赴任または、管理職に昇任した教員のうち、フィールドワーク参加した者の割合

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画(2016年(平成28)4月～2026(令和8)年4月)

VI.社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち（社会基盤）

市内のあらゆる場所から人・物・情報が循環し、地域の特性に応じて、道路や上下水道などが整備されています。計画的な景観保全や住居対策により住環境が向上しています。情報通信サービスの高度化により、情報の受発信が容易な情報基盤が確立され、市民生活の利便性が高まり、生活の幅が広がり豊かに暮らしています。

交通基盤は陸路だけでなく海路でも整備が進み、近隣市との交流が促進され、活気ある住みやすいまちになっています。これら利便性が高まることで、企業立地を促すための基盤整備も進み、社会経済を潤すことにつながっています。



＜施策の方針 17＞交通基盤を整える

各商業施設や公共施設などの暮らしに必要な地域と市街地域とを結ぶ広域幹線道路を整備するなど、市民の行動範囲を広げるために効果的な道路網を構築します。新たな港湾と東九州自動車道を効果的に活用できるような道路を整備し、四国・関西方面との広域流通ルートを確立します。生活道路の円滑性を高める道路整備や公共交通手段の利便性の向上に努めます。

- 【具体的施策】 36.適正な道路整備と維持管理の推進
37.公共交通の利便性の向上
38.港湾の整備と活用

＜施策の方針 18＞市民の暮らしと調和した生活空間を形成する

市民の意向を尊重し、安全で快適な生活環境を確保するため、総合的かつ計画的な市街地整備を推進し、大規模風水害に備えた河川改修や治山・治水対策を行います。魅力ある景観形成や多様なニーズに対応した居住環境や緑化・公園整備により潤いのある快適な生活空間を創出します。

- 【具体的施策】 39.まちづくりの計画的推進(関連施策:施策 No16)
40.魅力ある公園整備と適正な維持管理
41.快適な住環境の確保
42.安全な水の管理・提供
43.生活排水処理対策・推進対策の推進

＜施策の方針 19＞情報基盤を整え使いこなす

市民ニーズに対応する行政情報の拡充を図ります。高機能化による高速大容量通信により市民が情報通信技術の発展を享受できるだけでなく、市民が安心安全に暮らせるためのシステムを構築します。災害時に対する情報伝達手段を確保するためネットワーク施設の強じん化を図ります。

- 【具体的施策】 44.情報基盤の整備
45.広聴・広報機能の充実

5年後のめざす姿

概ね20年後を目標とする臼杵市都市計画マスタープランに掲げる、「防災・減災対策の充実したまちづくり」及び「都市施設の充実による利便性が高く快適なまちづくり」を支える道路網構築の促進を図ります。

特に、東九州自動車道の4車線化、臼杵港の新たな埠頭の整備、中九州横断道路へのアクセスに向けた道路の整備などについては、計画的な整備を目指します。

また、身近な道路の整備、橋梁やトンネル等の道路施設の定期的な点検も行い、大雨、風水害、雪害、津波などから市民の生命および財産を守るため、災害に強い道づくりを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- トンネルや橋梁などの道路施設の老朽化に伴う事故防止と継続的な維持管理を促進させるため、今後は積極的な道路整備事業よりも適正な施設の維持管理に重点がシフトしていきます。

【臼杵市の状況】

- 主要な道路整備を行いながら、5年ごとに見直しを行うトンネル・橋梁の維持管理計画に基づき維持補修事業に継続的に取り組んでいます。

【将来の見通し】

- 継続的な道路整備を進めながら、道路施設の定期点検の実施と点検結果を踏まえた維持管理計画に基づく適正な維持・補修が求められます。

施策の主な課題

- ① 主要道路以外に生活に密着した道路においても整備を要するものが多い
- ② 継続的に利用するための補修工事を必要とする橋梁が多い
- ③ 臼杵港に新たな埠頭が整備されることに伴う広域的な道路ネットワークの見直しに関する方針の策定

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 異常個所の通報を行います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 原材料支給による道路舗装等を行います。
- 草刈・清掃活動を行います。
- 広域的な道路ネットワーク構築に向けた取り組み
将来を見据えた広域的な道路網等の調査・研究に取り組み関係機関と情報の共有を図り検討する組織の結成を行う。

【公助:行政が支援すること】

- 道路事業の計画的な実施
長期計画に基づき事業を実施することにより、計画との差異がないかを確認しながら道路整備を行います。
- 道路施設の維持管理計画に基づいた計画的な補修事業
既存の道路施設を安全に長期間利用できるように、道路施設の適正な維持管理を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	道路整備の完成路線数【累計】	6 路線	18 路線	社会資本整備総合交付金事業(7 路線)、過疎債事業(16 路線)、辺地債事業(2 路線)における全 25 路線の令和元年度を基準とする5年間の累計完成路線数(市道総数:1394 路線、市道実延長:617km)
2	橋梁長寿命化事業の整備橋梁数【累計】	4 橋	9 橋	整備橋梁数の累計、2020 年度は測量設計のみの予定(橋梁総数444 橋の内、健全性の診断の判定区分3以上の橋梁について整備する。)
3	都市計画道路の見直し路線数【累計】	5 路線	6 路線	都市計画街路全11路線のうち改良済み5路線を除いた残りの街路の見直しを行う

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市橋梁長寿命化修繕計画 2020(令和 2)4 月～2025(令和 7)3 月
- 臼杵市トンネル長寿命化修繕計画 2020(令和 2)4 月～2025(令和 7)3 月
- 臼杵市都市計画マスタープラン 2020(令和 2)3 月～2039(令和 21)2 月

VI-17-37 公共交通の利便性の向上

5年後のめざす姿

高齢者の生活支援としての外出機会と安全な移動手段の確保のため、公共交通機関の利用を促進します。「地域の交通は地域住民が主体となって守る」ルールを設定するとともに、公共交通に対する市民のニーズを的確にとらえ、地域の実情に合った路線の見直しなどにより新しい交通網の構築を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- バス路線について、運行赤字を補てんするため、国から補助金が交付されていますが、交付基準は1便あたり1人以上の利用者がある路線が対象とされており、年々基準が厳しくなっています。

【臼杵市の状況】

- 可能な限り地域の実情に即した地域公共交通網を構築するため、新しい交通網として期待できるデマンドタクシー¹⁴実証運行を行っています。既存路線については、地域に出向き、自主的な利用促進の取り組みを促しています。

【将来の見通し】

- 国の補助金交付基準が現行より厳しくなるため、市の財政負担の増加が予想されます。
- デマンドタクシー制度の拡充については、運行事業者の運転手不足等の課題があり、拡充範囲に限界があります。今後バス事業者を活用した交通網の見直しが必要です。
- JR便が減少傾向にあるため、駅舎のバリアフリー化、コミュニティバスとの乗り継ぎ調整等、市外への移動手段の利便性向上が必要です。

施策の主な課題

- ① 公共交通利用者の減少
- ② 既存のコミュニティバス路線の見直し
- ③ 地域の実情に応じた新たな交通網の検討
- ④ JRを活用した移動手段の利便性向上

¹⁴ 居住地区から指定の目的地まで、乗り合いで運行する事前予約制のタクシー

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 地域の交通は地域住民が主体となって守る意識を持ちます。
- 積極的にコミュニティバスを利用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域独自の移動手段の確保について検討を行います。
- お出かけ体験等、地域での自主的なコミュニティバスの利用促進活動を行います。
- 移動手段を持たない方の把握を行い、公共交通の利用の声かけを行います。

【公助:行政が支援すること】

- デマンドタクシーの実証運行を踏まえ、より効果的な交通手段を検討します。
- 中型バス路線において、地域と十分協議を行いながら、車両の変更等、効率的な運行方法を検討します。
- ジャンボタクシー路線において、地域と十分協議を行いながら、新規路線の検討を行います。
- 野津地域は、野津中心部までの移動手段の確保を行い、臼杵地域は、郊外からのコミュニティバスが、ふぐバスのバス停を乗り継いで移動する体系を構築するために、乗り換え拠点バス停の整備を行います。
- 臼三線をはじめとする幹線路線の維持に向けた検討を行います。
- JRと連携し、駅舎のバリアフリー化等、利便性の向上について検討します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	コミュニティバスの年間乗車人数	12,000 人	12,000 人	臼杵市コミュニティバス運行実績
2	コミュニティバス1便あたりの乗車人数	2.7 人	2.7 人	利用者数÷運行便数／臼杵市コミュニティバス運行実績
3	臼三線1便あたりの乗車人数	6.2 人	6.2 人	利用者数÷運行便数／臼津交通(株)調査

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地域公共交通網形成計画(2017(平成 29)年 4 月～2022(令和 4)年 3 月)

5年後のめざす姿

臼杵港に新しい埠頭が整備され、「九州の東の玄関口」として港が賑わうことによりフェリーの利用者が増え、人や物の流れが活発になります。また、本市の情報を効果的に提供することで、市内の観光地へ来訪者を誘導します。港の緑地は安心して快適な空間として市民に親しまれ、災害の発生時において防災の拠点施設としての機能を発揮することを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 新しい埠頭の整備は、県により事業が進められています。フェリーターミナルや緑地の整備の計画については、整備の規模や賑わいの創出に向けた活用方法など、様々な視点でフェリー会社や関係する各機関と協議を進めています。

【臼杵市の状況】

- 港湾の利活用については、ハード事業とソフト事業の両面の視点から大分県や関係機関と連携を図りながら、港湾の利活用を市内の活性化につなげる検討をしています。

【将来の見通し】

- 新しい埠頭のインフラ整備が完了した後は、全市的な賑わいの創出に向けてソフト事業を重点的に取り組むことが求められます。

施策の主な課題

- ① フェリーを利用する大型貨物車両による交通渋滞
- ② 港湾施設の有効な利活用

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- より快適で利用価値の高い、海の玄関口となる港湾のあり方を考え、関心を持ちます。
- 港を清潔に保つように心がけます。
- 港を利用する際はルールを守り、フェリーの利用を妨げないようにします。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 港湾における催しなどの開催や運営など、港湾の付加価値を高める取り組みに協力します。
- 本市の賑わいを創出するために、本市のPR活動を積極的に行います。

【公助:行政が支援すること】

- 大型貨物車両による交通渋滞の解消
新しい埠頭の供用開始後の交通量の変化に対応するため、大分県との連携を図りつつ、アクセス道路について既存道路の改良や整備に取り組めます。
- 港湾の有効な利活用
フェリー事業者との連携及び新しく整備されるフェリーターミナルの有効的な活用により、本市の効果的なPR活動や情報の発信を行い、市内の観光地へ誘導する取組みを進めます。また、防災機能を併せ持つ緑地で、幅広く多くの市民や観光客に憩いの場として提供し、本市の活性化に繋げていきます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	フェリー乗降車の年間台数	217,000 台	250,000 台	港湾統計

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市都市計画マスタープラン¹⁵(2020(令和2)年4月～2040(令和22)年3月)
- 九州の東の玄関口としての拠点化戦略(大分県)(2016(平成28)年4月～2025(令和7)年3月)
- 臼杵港港湾計画(大分県)(2016(平成28)年12月～)

¹⁵ 本市の「都市計画」に関する基本的な方針

5年後のめざす姿

都市計画マスタープラン¹⁶に基づき、歴史的な景観の保全・形成や都市施設¹⁷の見直しにより白杵らしいまちづくりを推進します。また、地域ごとの自然・歴史・文化・産業などの特色を活かし、また大切にし、人口減少や少子高齢化が進む中でも将来に渡り市民が「住みやすい、住みたい」と感じ、幸せが実感できるまちづくりを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 歴史的な景観の保全や形成に関しては、文化財を「保全」するだけでなく「活用」という流れのなか、歴史的な資源を活かしたまちづくりについて、各分野の横断的な支援制度が創設されています。
- 「中心市街地活性化」に関する取り組みについては、認定市町村数の減少や目標達成率の低迷など全国的に停滞している状況にあります。

【白杵市の状況】

- 白杵地域における中心市街地では、人口の減少などにより空き家・空き地が増えている状況のなか、景観形成の取り組みについては、建築物の保全やまちなみの形成だけではなく、利活用の面からも検討しています。
- 野津地域における中心市街地活性化の取り組みについては、2022(令和4)年を節目として取組んでおり、アクションプラン¹⁸のメニューが多岐に渡ることから、長期的に効果が現れることを見込んでいます。

【将来の見通し】

- 白杵地域の歴史的な景観の保全については、継続的に取組む必要がありますが、今後は建物の修景整備や道路の美装化などのハード整備に加え、空き家などを有効に活用したソフト事業の取組みを展開していくことが必要です。
- 野津地域の中心市街地活性化の取り組みについては、野津庁舎の整備を機に、地域の賑わい創出に取り組むことが期待されています。
- 人口減少や少子高齢化が進む中、コンパクトで持続可能なまちづくりと交通ネットワークの充実を図る必要があります。

施策の主な課題

- ① 歴史的な景観の保全や形成に対する市民への意識付け
- ② まちづくりに関する人材の確保・発掘・育成
- ③ 地域の実情に合った都市計画施設の見直し
- ④ 人口減少などによる民間活力の低下
- ⑤ 都市のコンパクト化と、交通ネットワークの構築

¹⁶ 本市の「都市計画」に関する基本的な方針

¹⁷ 道路、公園、駐車場、用途地域など法律に位置づけられている施設

¹⁸ 野津町中心市街地活性化実施計画における施策内容や実施期間を明記したもの

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- まちづくりを行政だけに任せるのではなく、市民ひとりひとりが当事者であるという意識を持ち、地域のまちづくりに参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- まちづくりに関する計画の策定や取組みについて、地域ぐるみで協力します。

【公助:行政が支援すること】

- 歴史的な景観の保全や形成
歴史的な景観の保全や形成を推進していくために、地域住民や新規の居住者に対する周知と啓発を積極的に行い、建物等の修景整備に対しては補助金による支援をします。
- 都市施設の見直し・検討
地域の特色を把握し、市民の生活にあわせた道路や公園などの都市施設の配置について、見直しと検討の作業を行います。
- 野津庁舎整備による賑わいの創出
「誰もが気軽に利用しやすい市役所」を目指して、野津地域の中心市街地にある市庁舎を整備することで、市役所としての機能に加え、バスの待合・観光情報の発信・さまざまなイベント開催等、市民が気軽に立ち寄れる仕組みと空間作りで賑わいを創出します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	景観形成実施家屋軒数【累計】	264 軒	289 軒	景観条例による「臼杵市景観保全形成事業補助金」の交付軒数の累計
2	景観形成重点地区内の空き家活用軒数【累計】	一軒	15 軒	景観計画の「景観形成重点地区」内における空き家の成約軒数の累計

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市都市計画マスタープラン(2020(令和2)年4月～2040(令和22)年3月)
- 野津町中心市街地活性化計画(2013(平成25)年4月～2023(令和5)年3月)
- 臼杵市景観計画(2008(平成20)年12月～)
- 臼杵市空き家等対策計画(2018(平成30)年4月～2028(令和10)年3月)
- 臼杵市立地適正化計画(策定予定)

5年後のめざす姿

公園であらゆる世代が交流し、憩い、遊べる場になるよう、適切な維持管理を行うことで市民が安心・安全に利用できる魅力ある公園を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国土強靱化計画のなかで、避難場所としても重要視されており、公園施設については、適正な維持管理や防災機能を拡充する整備などが求められています。

【臼杵市の状況】

- これまでに整備した公園を適切に管理、運営することが地域課題や財政的に難しくなってきていますが、施設の老朽化による事故を未然に防ぐ取組を重点的に進めています。また、民間団体と連携したイベントの開催などの公園の活用により、公園利用者が増えてきています。

【将来の見通し】

- 公園施設の維持管理については、利用者の安心・安全を確保するために、継続的に取組んでいく必要があり、今後も利用者にとって楽しく、魅力ある公園を目指してリニューアル等の検討と整備を行っていくことが求められています。

施策の主な課題

- ① 公園施設の日常的な安全性の確保
- ② 公園の魅力づくり

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 公園などの施設を使用する際は、ルールを守り大切に使います。
- 地区の公園を利用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地区にある公園の維持管理を行います。
- 施設を見守り、危険が予測される遊具などがある場合は市に連絡します。

【公助:行政が支援すること】

- 計画的で適正な維持管理
公園施設を常に安全な状態に保てるように適正な維持管理を実施します。
- 公園施設の継続的、計画的な整備
利用者のニーズを的確に把握し、周辺施設の状況を踏まえた包括的な整備方針や配置計画を立案します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	遊具施設の安全性	100%	100%	保守・点検された遊具数／その他公園の遊具総数
2	臼杵市総合公園の子供広場の利用者数	66,616 人	67,000 人	指定管理者調べ報告書

施策の展開に関係する個別計画

- 公園施設長寿命化計画(2013(平成 25)年 4 月～2023(令和 5 年)3 月)
- 臼杵市都市計画マスタープラン¹⁹(2020(令和 2)年 4 月～2040(令和 22)年 3 月)

¹⁹ 本市の「都市計画」に関する基本的な方針

5年後のめざす姿

地域の住環境を悪化させる危険老朽家屋等が減るとともに、空き家の有効活用を行います。民間の既存木造住宅の耐震化の推進や、市営住宅の長寿命化や適正な管理により、災害に強く、安心して生涯を送ることができる住環境の整備を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 空き家バンクの活用、老朽危険家屋等の除去、市営住宅の長寿命化による改修に伴う国の支援は縮小方向にありますが、新たな支援の検討も行われています。中でも、空き家対策においては、「市町村が行う地域のまちづくりを主眼においた取組支援」から空家対策特別措置法に基づく「空家等対策計画の実施支援」を目的としたものに移行されています。

【臼杵市の状況】

- 市営住宅の長寿命化については、今後も少子高齢化が進んでいくと想定されるため、大分県と連携し事業の実施を進めていく必要があります。
- 「小郡の丘」は、分譲区画の環境整備が終了し、ほぼ完売しました。

【将来の見通し】

- 若年層の移住・定住に向けた整備・支援の充実を図る一方で、所有者等が不明な老朽危険家屋への対応が求められています。

施策の主な課題

- ① 若年層が移住・定住しやすい住宅環境の整備
- ② 市営住宅の長寿命化に向けた計画的な改修
- ③ 所有者、相続者、管理者が不明な老朽危険空家の対応
- ④ 有効活用ができる空き家の掘り起こしとマッチング対応の遅れ
- ⑤ 家屋の耐震診断及び耐震改修工事の促進

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 快適な住環境を守っていくため、マナーアップに努めます。
- 耐震診断や耐震改修工事に努めます。
- 空き家を適切に管理し、空き家の提供について協力します。
- 市営住宅入居者は、住宅を公共物であるとの意識を持って生活し、住宅使用料を滞納しません。
- 地域の美化運動に積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で把握した空き家情報を提供します。
- 地域で定期的に美化活動やコミュニティ活動を実施します。

【公助:行政が支援すること】

- 若年層が移住・定住しやすい住宅環境の整備
移住に伴う初期費用(住居)及び市内に居住する若年世帯への住宅取得に対する支援制度の充実及び見直しと、県外・市外での移住促進PR、地場や地域に対し、支援制度や住みやすさの情報発信に取り組んでいきます。
- 市営住宅の長寿命化に向け計画的な改修
「臼杵市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会への対応、更新期を迎えた老朽化したストックの効率的かつ円滑な長寿命化工事に努めます。
- 周辺環境に影響を及ぼす老朽危険家屋の除去
「空家対策特別措置法」並びに「臼杵市空家等対策計画」に基づき、防犯、安全性の向上、景観対策等として空き家の適正管理の周知を図ります。また、倒壊等により周辺環境に危険な影響を及ぼす恐れのある空き家については、「臼杵市老朽危険家屋等除去促進事業」の支援対策により市民の安全で良好な居住環境の確保に努めます。
- 空き家バンク制度の充実と情報提供
空き家の有効活用を促進するため、民間事業者との連携により取組み体制の充実を図ります。また、空き家の物件登録および成約補助制度の充実のための必要な見直しにも取組むとともに、制度の周知を図っていきます。
- 家屋の耐震診断及び耐震改修工事の促進
「臼杵市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化の啓発及び情報提供を図ります。なお、支援制度の周知を基本とした所有者への耐震診断並びに耐震改修の促進を図ります。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	空き家バンク登録物件数 【累計】	193 件	543 件	空き家バンク事業登録物件数
2	老朽危険家屋の除去件数	24 件	74 件	「臼杵市老朽危険家屋等除去促進事業補助金」の除却実績件数
3	公営住宅長寿命化計画に基づく改修工事を実施した市営住宅の延べ管理戸数の割合【累計】	45.0%	97.0%	「臼杵市公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修実績管理戸数の割合

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市公営住宅等長寿命化計画(2018(平成 30)年 4 月～2028(令和 10)年 3 月)
- 臼杵市空家等対策計画(2018(平成 30)年 4 月～2028(令和 10)年 3 月)
- 臼杵市耐震改修促進計画(2021(令和 3 年)4 月～2031(令和 13)年 3 月)

5年後のめざす姿

安心・安全な水を持続的・安定的に供給しています。水道施設の老朽化や地震、大雨、落雷などの自然災害に対応するため、計画的に水道施設の更新を行うとともに、漏水などのトラブルが発生した場合にも迅速に対応できる体制の構築を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 水道法の改正により、今まで以上に管路の更新、水道施設の耐震化に積極的に取り組むように指導されており、水道事業の基盤強化に取り組むように進めています。
- 2016(平成 28)年度より県内の水道事業所の広域連携の検討を始めており、大分県水道ビジョン²⁰に基づいて、県内を4ブロックに分けて将来に向けた取り組みが検討されています。

【臼杵市の状況】

- 未普及地域への拡張事業が終わり、今後はアセットマネジメント²¹による水道施設の更新計画のもと、水道施設と老朽管の更新及び耐震化を行っていくこととなります。また、地域の簡易水道や小規模給水施設については、高齢化等により施設の維持管理に苦慮している状況が見受けられます。

【将来の見通し】

- 経営の健全化を進めるためには、効率的な維持管理が必要不可欠であり、水道施設の更新や耐震化にあわせて配水体系の見直しや施設の統合・縮小化などの検討が求められています。また、水道料金収入が減少していることから、水道施設の更新等に必要な財源確保が危惧されるため、水道料金の見直しも必要となることが予想されます。

施策の主な課題

- ① アセットマネジメントによる施設更新と水道施設台帳整備
- ② 老朽施設と老朽管の更新及び耐震化
- ③ 漏水対策による有収率の向上と経費の縮減
- ④ 地域の簡易水道や小規模給水施設の統合及び支援

²⁰ 将来にわたって水道事業が持続・発展していくことを目的とした水道事業の指針

²¹ 持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 市民一人ひとりが節水意識を持ちます。
- 漏水などの可能性がある箇所を発見した場合は市に連絡します。
- 口座振替やコンビニ収納を利用し、納期内に水道料金を納め、滞納等をしないようにします。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域の簡易水道や小規模給水施設は地域で維持管理を行います。

【公助:行政が支援すること】

- アセットマネジメントによる施設更新と水道施設台帳の整備
水道法の改正により水道施設台帳を整備する必要があり、アセットマネジメントによる施設更新等があれば、台帳の更新を行い、効率的な維持管理につなげていきます。
- 水道施設と管路の更新及び耐震化
高度成長期以降に急速に整備された施設の大規模な更新ピークを迎えつつあり、老朽化した水道施設と管路の更新が必要となっています。一方、国の指導により耐震化に対する努力目標も設定されており、耐震化についても早急に行う必要があるため順次整備を進めていきます。
- 漏水対策による有収率の向上と経費の縮減
定期的な漏水調査を行い無駄な水を減らすことで、収益となった水の割合を示す有収率を向上させ、経費の縮減に努めます。
- 地域の簡易水道や小規模給水施設の統合及び支援
維持管理に苦慮している地域の簡易水道や小規模給水施設については、上水道への統合や支援を検討していきます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	有収率	86.3%	90.0%	料金徴収の対象水量÷浄水場より水道管に送った水量×100(%) 作った水量と収入になった水量の割合で高いほど良い
2	配水池の耐震化率	17.9%	21.0%	各配水池のなかで耐震性がある配水池の割合

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市水道ビジョン(2009(平成 21)年 3 月～)
- 臼杵市水道事業経営戦略²²(2018(平成 30)年度～2028(令和 9)年度)
- アセットマネジメントによる更新計画(仮称)(令和元年度策定中)
- 小規模給水施設整備事業計画(令和元年度策定中)

²² 財政的な裏付けのもと、将来にわたって安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画

5年後のめざす姿

家庭からの生活排水は、**集合処理施設²³**エリアの接続促進と合併処理浄化槽による個別処理方式への切替えを推進することで、海や河川の水質を保全します。また、効果的な浸水対策を行うことで、台風等の集中豪雨による浸水被害を最小限に抑えます。

施策の背景

【国や県の動向】

- 汚水処理事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、担当職員数減少による運営体制の脆弱化や、老朽化に伴う施設の大量更新期到来等により、その運営環境は厳しさを増すことが予測され、今後、適正規模に応じた見直し、広域化、共同化による効率的な事業運営が求められています。
- 2018(平成 30)年 7 月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において浸水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済への甚大な影響が発生していることから、計画的に実効性のある災害防止対策を講じています。

【臼杵市の状況】

- 集合処理施設への接続や合併処理浄化槽への切り替えには個人の負担が発生するうえ、人口減少や高齢化等の影響もあり、接続や切り替えが進んでいないことから、接続促進等を計画的に行っています。
- 異常降雨による家屋の浸水被害を軽減するため、浸水対策の取り組みを効率的に進めています。

【将来の見通し】

- 人口減少や高齢化の進展に加え、厳しい財政事情等、下水道を取り巻く環境は厳しくなることから、今後は将来人口の推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据えた適切な見直しが不可欠となります。
- 浸水対策整備には多額の費用を要することから、計画的な事業実施とともに財源確保を国や県に働きかけることが重要になります。また、近年の豪雨による浸水実態に応じた雨水計画の前倒しや見直しが求められています。

施策の主な課題

- ① 接続率、普及率の向上
- ② 下水道施設の適正な維持管理
- ③ 浸水対策の整備費用の確保

²³ 複数戸からの汚水を管渠で集約的に処理する下水道処理方式

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 集合処理施設エリアにおいては、集合処理施設への接続を行います。
- 集合処理施設エリア以外においては、汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えることで適正な生活排水処理を目指します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地区内の排水路へ生活排水が流入しない衛生的で快適な住環境整備を自ら進めるため、集合処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換に地区をあげて取り組みます。

【公助:行政が支援すること】

- 汚水処理の必要性の情報発信
集合処理施設または合併処理浄化槽への接続・転換がされていない住宅に対し、市報、HP 等での啓発活動や戸別訪問等を行い、接続・転換の促進に取り組みます。
- 長寿命化計画による施設の更新
下水道施設のサイクルコストの低減化、予防保全型施設管理の導入による安全性の確保、戦略的な維持・修繕及び改築等に効率的・効果的に取り組みます。
- 浸水対策の充実
安心して暮らせるように、浸水対策施設(ポンプ施設)の適正な管理を行うと共に、引き続き浸水対策整備にも効果的に取り組みます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	生活排水処理率	68.0%	71.4%	汚水処理人口の普及に係る総括表(生活排水処理施設整備人口÷行政人口)
2	公共下水道の接続率	83.0%	86.0%	汚水処理人口の普及に係る総括表(接続人口÷接続可能人口)
3	合併処理浄化槽の普及率	16.2%	18.5%	汚水処理人口の普及に係る総括表(接続人口÷行政人口)
4	浸水対策進捗率	18.9%	57.1%	浸水対策累計事業費÷浸水対策総事業費

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市公共下水道事業計画(1978(昭和 53)年 1 月～2023(令和 5)年 3 月)
- 臼杵市生活排水処理施設整備構想(2016(平成 28)年 3 月～2036(令和 18)年 3 月)
- 臼杵市公共下水道ストックマネジメント計画(2017(平成 29)年12 月～2023(令和 5)年 3 月)

5年後のめざす姿

市内全域の光化²⁴により4K・8K²⁵放送の受信環境を構築し情報基盤の強靱化及び高機能化を図ります。災害時等でも簡単確実に情報収集・発信を行うことができるようケーブルネットワークの活用を推進するとともに、最新技術の導入を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2020 東京オリンピックまでに4K・8K 放送の視聴環境や5G²⁶・IoT²⁷等の高度な無線環境の整備及び RPA²⁸、人工知能(AI)等の研究検討が行われています。
- 豊の国ハイパーネットワーク²⁹の強靱化のために2ルート化等の構築を行っています。

【臼杵市の状況】

- 市内の光化が完了することで BS パススルー方式³⁰による4K・8K 放送が全戸受信可能となります。
- 家野センターを最上位とし、臼杵庁舎・野津庁舎・消防署等の災害時等においても重要拠点となる施設に対して、別のルートでそれぞれ接続を行う、2ルート化を構築しています。

【将来の見通し】

- 5G・IoT 等の最新技術を活用し、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、人口減少・高齢化社会の課題や困難に対応することが求められています。
- 必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題に対応することが求められています。

施策の主な課題

- ① ケーブルネットワーク施設接続率の増加
- ② 公共施設における公衆無線 LAN の整備
- ③ 5G・IoT・RPA・人工知能(AI)等の最新技術の導入を行える施設の構築

²⁴ 光ファイバ網による整備

²⁵ 次世代の映像規格で現行ハイビジョンを超える超高画質の映像。4K は現行ハイビジョンの 4 倍の画素数で、高精細で、臨場感のある映像が実現できます。そして、8K は現行ハイビジョンの 16 倍の画素数です。立体感も加わり、さらに臨場感のある映像を体感できるようになります。

²⁶ 高速大容量通信・低遅延・多接続など今後の IoT 社会をより進展させるネットワーク、モノのインターネット。

²⁷ すべてのモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できるという仕組み

²⁸ 「RPA」とは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ロボットによる業務自動化をするシステムのことです。

²⁹ 県と市町村を高速・大容量の光ファイバで結ぶネットワーク

³⁰ BS デジタル放送電波の周波数や形態を、視聴者がお持ちの BS 対応テレビやレコーダーで直接受信出来るよう、そのまま送信する方式

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 市民一人ひとりが、その生命や財産を守るため、災害等から身を守る手段・情報を手に入れます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 「誰が」「いつも」「どこにいるか」「どのような行動が必要か」など、地域(隣近所)で把握し共有できるような連携体制をつくり、災害時にも備えます。

【公助:行政が支援すること】

- ケーブルネットワーク施設接続率の増加
臼杵市内全域の光化工事を完了します。また、市民が必要とする情報を常時発信できるよう接続世帯の増加を目指します。
- 観光・公共施設における公衆無線 LAN の整備
インバウンド対策及び災害時でも市民が情報収集・発信できるようアクセスポイントを増やします。
- 5G・IoT・RPA・人工知能(AI)等の最新技術の導入できる施設の整備
今後の人口減少に伴う職員数の減など、持続可能な自治体等を構築するための研究を行い、窓口等様々な部分で活用できる環境を整備します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	ケーブルネットワーク世帯接続率【累計】	82.5%	85.0%	臼杵ケーブルネット株式会社及び臼杵市(ケーブルネットワークサービスに加入している一般世帯の割合)
2	ケーブル光化率【累計】	76.4%	100.0%	臼杵ケーブルネット株式会社及び臼杵市

5年後のめざす姿

市民が市役所に伝えたいと思う意見や要望を気軽に届けられる仕組みを構築します。「市民が必要とする情報」「市として伝えたい情報」をあらゆる媒体を通じて適切に発信し続けることを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 広報媒体として、テレビ、新聞の役割は依然大きいですが、インターネットの影響力が大きく拡大しています。特に、いつでも情報取得が可能なスマートフォン向けのサイトやSNS（LINE や Facebook など）の影響は著しくなっています。
- 外国人や聴覚・視覚障がい者などへの情報のバリアフリー化の取組み、情報機器を所有していない方に対する対応の検討が求められています。

【臼杵市の状況】

- ケーブルテレビやインターネット環境の整備が進み、普及していますが、高齢化率の高さなどから、依然として紙媒体である広報紙の役割が大きいです。
- 広報分野については、市民に市の取組みや必要な情報を伝えるだけでなく、観光や移住情報の充実による交流人口、移住定住人口の増加といった役割を担っています。

【将来の見通し】

- 若者を中心に、SNSにより情報収集する時代となっています。また、スマートフォンによりニュース動画、ニュース検索をする割合が更に増加していくと見込まれます。

施策の主な課題

- ① 広聴機能の充実と市民意見等への迅速な回答
- ② 既存広報媒体の更なる有効活用
- ③ マスメディアに対する市情報の発信不足
- ④ 防災情報の的確な伝達

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 行政や地域の取組みなどに興味・関心を持ち、参加します。
- 行政への意見や要望は区長を通じて提出するほか、電話、ハガキ、市ホームページも活用します。
- 積極的に行政情報を取り入れ、活用します。
- 防災情報の緊急度や重要度を平時において把握し、活かします。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域の改善事項について、地域で取りまとめ市に提出します。
- 市からの情報提供については、地域内で回覧し共有に努めます。

【公助:行政が支援すること】

- 広聴機能の充実と市民意見等への迅速な回答
市民や地域から市に対するご意見等をいただきやすい体制の充実を図るとともに、迅速な回答を徹底します。
- 各広報媒体の効果的・有効的な活用
毎月1回発行する「広報うすき」や市公式ホームページなどの主要なツールの充実により、効果的・有効的な情報発信に取り組みます。
- マスメディアに対する市情報の効果的な発信
市に関する出来事や取組みなどをテレビや新聞などの各種マスメディアに取り上げてもらえるよう、効果的な情報発信に取り組みます。
- 防災情報の的確な伝達
頻発、大規模化する災害に対応するため、リアルタイムで適切な防災情報が提供できる体制を構築します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	個人意見や地区要望に対する2週間以内の回答率	92.0%	100.0%	
2	1日あたりの市ホームページへのアクセス件数	1,730 件	2,250 件	
3	1カ月あたりの市公式 SNS の更新回数	20回／月	30回／月	

VII.豊かな自然環境で市民 が潤い、活力あふれるまち (生活基盤)

市民一人ひとりが消費生活の知恵を身につけ、犯罪や事故に巻き込まれない安心安全な生活環境が整っています。環境に対する教育や啓発も施され、環境美化や環境保全活動を行っています。これらとともに、山林や水田の維持と海の持つ浄化作用によって、豊かな自然の機能を維持していくことにつながっています。

市民・事業所・行政が一体となって、景観に配慮しつつ資源やエネルギーを効率的・効果的に利用し、地球環境に負荷の少ない経済活動や市民活動を行っています。

市民それぞれが知恵を出し合って直面する困難を乗り越え、豊かな自然環境を守り、安心して生活できる環境が整うことで、心が潤いのびのびと活動できるまちになっています。



＜施策の方針 20＞環境にやさしい資源が活かされ循環するまちをつくる

豊かな自然環境の中で生活することの大切さを市民とともに考え、ゴミの不法投棄対策や排出量の抑制、分別収集などの啓発に取り組み、人と自然が共生できる生活環境を守り続けていきます。山林や水田による水源涵養機能をはじめ、農山村地域が持つ多面的機能を守り活かし、かけがえのない自然環境と資源を次世代へつないでいきます。下水道の整備等により、川・海の浄化を行うことによって、水環境を守ります。市民や事業者、地域、行政が一体となって、ゴミの発生抑制、再利用、再資源化を意識し、持続可能な循環型社会の実現をめざします。景観と調和したうえで再生可能エネルギーの活用を推進し、節電やエコカー導入、公共交通の利用や有機農業の推進などの施策とあわせて、質素・倹約・勤勉である臼杵人の精神を貫いたまちづくりを推進します。

- 【具体的施策】 46.ごみの適正処理・減量化の推進
47.CO₂削減に向けたまちづくりの推進
48.多様で健全な森林への誘導

＜施策の方針 21＞安心安全な暮らしを守り支える

市民一人ひとりが安心安全に暮らせるよう、消防力の強化や救急体制の充実を図り、犯罪や交通事故のない明るいまちづくりに取り組みます。

虐待(DVなど)、消費者被害などの課題に対応できる相談体制を確立し、それぞれの状況に応じた対応を行うとともに、問題を未然に防ぐための啓発活動を推進します。

- 【具体的施策】 49.救急体制・消防力の充実
50.防犯・見守り体制の充実
51.交通安全対策の推進
52.安心安全な消費生活の実現
53.虐待(DV・子ども・高齢者・障がい者)予防・対策

5年後のめざす姿

循環型社会の形成を図るため、ごみの減量化や資源化を進めます。市民、事業者・各種団体及び行政が連携・協力し、ごみの適正処理を行うことによって、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 生ごみの排出抑制策として、生ごみを排出する際の水切り等を推奨する啓発を行うとともに、食品ロス削減のため、宴会時の開始 30 分間と終了 10 分前は出された食事を食べましょうという『3010 運動』を推進しています。
- プラスチックごみの排出による海洋汚染が問題となっていることから、プラスチックごみ排出抑制策としてレジ袋の有料化が法制化されようとしています。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市で生じるごみのうち、臼杵地域の燃やせるごみは大分市へ、野津地域のごみすべてを豊後大野市に処理委託しています。
- 道路や地区内清掃等を行うボランティアの増加に伴い、道路や街中のごみの散乱が減少しています。さらに、道路やまちをきれいな状態に保つことによって、ごみをポイ捨てする人が減少しています。しかし、人目の付きにくい山間部等では、不法投棄が後を絶ちません。

【将来の見通し】

- ごみ処理に係る経費を削減するため、ごみの排出抑制並びにごみ処理の広域化に向けた取り組みを進めており、大分市を中心とした 6 市(大分市、由布市、豊後大野市、竹田市、津久見市、臼杵市)による新環境センター(仮称)の建設を計画しています。
- 清掃ボランティアの育成及び支援並びに継続した環境啓発及び学習の機会の充実により、ごみのポイ捨て減少や排出抑制等に係る意識の醸成が期待できます。

施策の主な課題

- ① ごみの排出抑制及び適正処理の推進
- ② 3R運動(Reduce:節約、Reuse:再利用、Recycle:再資源化)の推進
- ③ ポイ捨てや不法投棄の抑制対策
- ④ 清掃ボランティアの育成及び支援
- ⑤ 一般廃棄物(ごみ)広域処理の検討
- ⑥ 一般廃棄物(し尿)単独処理の検討

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- ごみの排出を少なくするようなライフスタイルに見直します。
- ごみの分別は、地域ごとに定められたルールに沿って、正しく分別して出します。
- ごみの野外焼却や不法投棄をしません。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 取り残されたごみがあれば、区長やゴミステーションの管理者などと協力して、そのゴミの排出者への指導を行います。
- 地区内のごみ拾いや草刈りを定期的に協力して行います。
- 体の不自由な方のごみ出しのお手伝いをします。

【公助:行政が支援すること】

- ごみの排出抑制及び適正処理、3R 運動の推進
ごみの排出抑制のため、3R運動を推進するとともに、ごみを正しく分別できるように、ごみ辞典やごみ収集カレンダー等を通じて啓発を行います。
- ポイ捨てや不法投棄の抑制対策
ポイ捨て等の不法投棄を根絶するため、**臼杵市クリーンサポーター制度**³¹を活用し、まちをきれいにしたいという市民意識の醸成を図ります。また、不法投棄をさせないための監視体制を強化します。
- 広域処理の検討
ごみ処理においては、6市による新環境センター（仮称）の建設を計画しています。広域処理に向けた取り組みの進捗状況については、市民にお知らせするとともに、スムーズに広域処理が実施されるための検討を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	一般家庭からのごみの焼却量	143.8 kg(2018年度)	140.3 kg	1人当たりの家庭系可燃ゴミの年間収集量
2	ごみ収集時の分別不良による取り残し件数	6,011 件(2018 年度)	4,500 件	臼杵市内(臼杵地域のみ)の各ステーションで回収時の取り残し実績数

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市一般廃棄物処理基本計画(2020(令和 2)年 4 月～2025(令和 7)年 3 月)
- 臼杵市環境基本計画(2019(平成 31)年 4 月～2029(令和 11)年 3 月)

³¹ 清掃ボランティアとして臼杵市に登録する制度

5年後のめざす姿

地球温暖化対策への意識を高め、二酸化炭素排出量の抑制を図ります。

市民や地域の団体、事業者などが、日常生活における冷暖房の適正な温度管理、移動時の公共交通機関の利用などの促進を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 電力の固定価格買取制度の終了により、再生可能エネルギーとりわけ太陽光発電については、設備投資が鈍化すると見込まれています。
- 地球規模で進行するオゾン層破壊や地球温暖化の問題に対応するため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に基づく、フロン類の適正処理を推進しています。

【臼杵市の状況】

- エアコンの利用を抑制するための「クールビズ」や「ウォームビズ」の取組みは定着してきています。
- 健康づくりも兼ねて公共交通機関や自転車等を利用して通勤を推奨するノーマイカーデーの運動も広がりつつあります。
- 市内に事業所用の太陽光発電設備が乱立しはじめ、土地利用に関するトラブルが増加しています。

【将来の見通し】

- 電気代が年々高くなることに伴い、省エネに対する市民意識は高くなってきました。これに乗じて、省エネに対する正しい知識や家庭でできる省エネ対策について、啓発及び教育の機会の充実を図ることが求められています。

施策の主な課題

- ① 「クールビズ」や「ウォームビズ」の実践
- ② エアコン使用について適正な温度管理の啓発
- ③ 電化製品使用時のこまめな電源オフの啓発
- ④ エコ製品や低公害車等の環境にやさしい製品購入の推奨

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- エアコンは、必要な時だけ使用し、適切な温度管理に努めます。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めます。
- エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。
- 外出の際には、公共交通機関を利用するなどして、自家用車の使用抑制に努めます。
- 車の運転はエコドライブを励行し、短距離の使用を控え、健康のためにも歩きます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- マイカーでの乗り合わせや日用品の共同購入利用でマイカー使用頻度を減らします。
- 打ち水や緑のカーテンづくりを共同で行います。
- 地域や学校で地球温暖化防止に関する情報を共有します。

【公助:行政が支援すること】

- 環境に関する啓発
環境問題に対する関心を持ってもらうために、各世代に対して、様々な視点から環境について学習する機会の創出を図ります。
- エコ製品や低公害車等の環境にやさしい製品購入
市が使用する設備は、エネルギー効率の良い環境にやさしい商品を購入します。
- 再生可能エネルギーの有効活用と自然環境の保全の両立
開発を伴う大規模再生可能エネルギー施設の建設については、環境保全や災害防止等の観点を踏まえ、指導・監督体制を整えるとともに、再生可能エネルギーの有効活用と自然環境保全の両立を図ります。
- バイオマス産業都市構想の推進
農業、林業、漁業及び醸造業を軸に市民・事業者と連携して市内にある未利用材・焼酎かす・天ぷら油等の資源を活かして循環型社会の構築をめざします。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	環境出前講座の開催回数	3 回	18 回	大分県や九州電力等による講師派遣回数並びに環境課職員による出前講座回数(累計)
2	臼杵市役所における温室効果ガス排出量	5,893t	5,593t	臼杵市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)

施策の展開に関係する個別計画

- 臼杵市地球温暖化対策実行計画(第3期計画)(2018(平成 30)年 5 月～2023(令和 5)年 3 月)
- 臼杵市環境基本計画(2019(平成 31)年 4 月～2029(令和 11)年 3 月)
- 臼杵市バイオマス産業都市構想(2015(平成 27)年 7 月～2025(令和 7)年 6 月)

5年後のめざす姿

地域で森林を守る意識を高め、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図り、健全で豊かな森を増やします。森林を地域で守り、育て、次世代に伝えていくため、「森林・林業の再生」「地域社会の活性化」「森林環境保護」を進めることを目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 活動支援交付金等の活用で、森林の施業集約化³²などの補助を行っています。
- 森林環境譲与税³³の活用により、森林整備に対する手入れ不足の未整備林の把握及び整備を進めています。

【臼杵市の状況】

- 各地区での説明会・報告会などにおいて、森林所有者及び関係者への整備の必要性などを説明することで、森林整備の重要性の理解を進めています。
- 森林環境譲与税を利用した未整備林の選定、及び森林所有者への整備の促進・経営委託に関する説明を行い、今後の森林整備の推進を図っています。
- 森林環境の大切さについて、森林教育の推進を図っています。

【将来の見通し】

- 森林の団地の拡大及び集約化を行い、森林経営計画の促進を図るとともに、自ら山の手入れを行う山主などを増やし、森林整備を進めていきます。
- 森林教育の推進により、健全な森林環境の拡大に繋げていきます。

施策の主な課題

- ① 森林の多面的機能の維持・増進のための森林整備面積の拡大促進
- ② 森林教育に関して、市民への啓発活動及びボランティア活動の推進
- ③ 森林内での、ごみの不法投棄の抑制
- ④ 森林所有者の高齢化による後継者の減少

³² 安定した事業量を確保し作業のコスト削減を図るため、施業地をまとめ、事業規模の拡大をはかること

³³ 手入れ不足で管理できていなかった森林に対して、森林整備・人材育成・木材利用の促進などの事業推進のために、国から各市町村及び県に分配された予算

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 不法投棄をせず、ルールに従ってゴミを出します。
- 市が収集しないゴミは、事業系ゴミ処理業者へ処理を依頼します。
- 森林浴や山歩きを楽しみます。
- 自分の山は自分で守り、持続的な森林経営を行います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 共有林の管理を適正に行います。
- 山林・山道での見慣れない車両などを地域で監視し、声かけを行うなど不法投棄を許さない地域づくりを行います。
- 植林や清掃などボランティア活動に参加します。

【公助:行政が支援すること】

- 民有林の森林整備の促進
民有林等の団地化が進めば、有効な作業路の整備が行えるため、森林整備の促進が図られます。民間事業者からの、森林経営計画の新規及び変更の申請に対して、指導を行うとともに、一方で自ら山の手入れができるように研修会などで啓発活動を行い、森林整備の促進を図ります。
市有林整備による多面的機能の維持・増進
市有林整備を促進することにより、森林の持つ多面的機能の維持・増進が図られます。計画の更新を行うにあたり見直しを行い、今後の更なる森林整備の推進を図ります。
- 森林教育の推進
不法投棄常習箇所などへの定期的なパトロール活動や、市有林を活用した森林教育を通して森林の果たす重要な役割について、子供たちをはじめ、多くの市民に学んでもらう機会をつくれます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	民間事業者と協働して森林管理を行う森林面積【累計】	530 ha	1,030 ha	年間で、森林経営計画の森林所有者との同意形成がとれた面積
2	森林の多面的機能の維持・増進のための森林整備面積【累計】	239 ha	639 ha	市有林を整備した面積

施策の展開に関する個別計画

- 白杵市森林整備計画(2017(平成 25)年4月～2022(令和 4)年3月)

5年後のまちの姿

小さなころから火災の怖さや命の大切さについて学び、防火意識の向上、応急手当の普及、救急車の適正な利用につなげます。消防施設などを活用した訓練や研修により消防職員・消防団員の現場活動対応能力の向上を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「新大分県消防広域化推進計画」が2019(平成31)年3月に策定され、消防の広域化や連携・協力についての検討・協議を継続していく出発点としています。
- 多様化する消防団の役割を踏まえ、救助活動用資機材等の整備や消防団員の確保、処遇改善に向けた取り組みを進める必要があるとしています。

【臼杵市の状況】

- 新消防庁舎の建設、消防救急無線のデジタル化、消防指令センター等、ハード面が整備され、ソフト面として、現場対応力の向上・人材育成に努めています。
- 人口減少や就業形態の変化に伴い、消防団員の確保を推進しています。

【将来の見通し】

- 消防の広域化や連携・協力については、県下消防本部や県と検討・協議を行い、市民サービスの低下を招かないことが求められています。
- 各分団・部において、団員数が確保できず消防力が低下する恐れがあります。

施策の主な課題

- ① 現場対応能力の向上
- ② 消防通信指令業務の体制強化
- ③ 火災予防対策
- ④ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- ⑤ 救急救命士育成
- ⑥ 市民への応急手当の普及

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 119 番の利用方法を理解し、救急車の適正な利用を心がけます。
- AED の取り扱いや心肺蘇生法、応急手当など、救命講習を受講します。
- 防火・防災教育を受けます。
- 家庭に消火器や住宅用火災警報器を設置し、日頃から「火の用心」に心がけます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域ぐるみで救急車の適正利用について学びます。
- 防火・防災訓練を行い、地域防災力の向上に努めます。
- 「火の用心」の活動など地域で声かけを行います。

【公助:行政が支援すること】

- 現場対応能力の向上
消防学校等に入校し知識・技術習得に取り組めます。また、災害現場の指揮、消防活動能力の更なる向上を目指し、救急、救助資機材及び消防機械器具等を活用した実動訓練に取り組めます。
- 消防通信指令業務の体制強化
機器取扱い等に関する研修・訓練を継続して取り組み、通信指令業務の強化を図ります。
- 火災予防対策
広報車や消防訓練等で防火広報を行い、防火意識の向上に取り組めます。特に、高齢者については住宅火災での死亡率が高いことから、高齢者宅を訪問し防火意識の向上に取り組めます。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
消防団員の定数確保に向け、**消防団協力事業所表示制度**³⁴の普及や、消防団離れが著しい若者の入団に対して周知活動に取り組めます。また、各分団・部の現状を把握し、団員数が確保できず消防力が低下する恐れのある分団・部については、消防力を保持するため統廃合も検討します。
- 救急救命士育成
計画的に救急救命士の育成に取り組めます。
- 市民への応急手当の普及
高齢者福祉施設等に働きかけ、**救マーク制度**³⁵の普及と救急救命講習会の実施に取り組めます。また、命の大切さについて学んでもうため、小学生への救命入門コースの実施に取り組めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	火災、救急、救助訓練の実施回数(年間)	100 回	150 回	各年度における訓練実施回数
2	救急車の現場到着時間の短縮	7.8 分	7.3 分	救急年報
3	火災発生件数(年間)	19 件	14 件	火災年報
4	消防団協力事業所認定数【累計】	7 件	17 件	消防団協力事業所の認定数
5	救急救命士資格の取得人数【累計】	22 人	27 人	救急救命士資格取得者数の累計
6	学校や地域における救急救命講習会への参加者数	1,500 人	1,500 人	救急救命講習会への参加者数の累計
7	安心安全お届けサービスの実施件数【累計】	3,500 件	4,100 件	安心安全お届けサービスの実施件数の累計(野津地域のみ)

³⁴ 消防団活動にご理解いただける事業所を、市長がその社会貢献を認める制度です。

³⁵ 迅速な救急車の手配や適切な応急手当等を施す体制が整っている施設であることを認める制度です。

5年後のめざす姿

市民が自らを守る防犯意識を向上する取組や地域ぐるみでできる防犯活動の充実を図ります。市民1人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯に対する意識を高めるとともに、地域における犯罪や交通事故だけではなく、特殊詐欺などの巧妙化かつ複雑化する新たな犯罪から市民を守る体制の構築を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 全国的にも、様々な事件や事故が発生しており、地域での見守りはとても重要な役割を担っていることが認識されています。

【臼杵市の状況】

- 各地域での防犯パトロール隊による地道な活動は重要であり、市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つような仕組みづくりを支援するとともに、関係団体との連携強化に努めています。

【将来の見通し】

- 防犯活動は、日々の積み重ねが重要であり、今後も地道な活動が求められています。

施策の主な課題

- ① 自主防犯パトロール隊の継続及び支援
- ② 防犯対策支援
- ③ 街路灯設置の支援

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 空き巣や自転車盗難などに遭わないように、鍵かけの習慣づけを行います。
- 暗くなってからは、人通りの少ない暗い道を子ども1人で歩かせないようにします。
- 「まもメール」などに登録し、自分の住んでいる地域の不審者情報などを把握します。
- 防犯に対するパンフレットや防犯啓発番組などを見て知識を得ます。
- 「安心生活おまもりキット」に記載の連絡先等内容の確認及び更新を毎年行います。
- 固定電話を使用した特殊詐欺等についての未然防止の取り組みとして、電話に「迷惑電話防止」の機能が備え付けられているものや「防犯対策電話録音機」等を設置します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 各地域の防犯パトロール隊を中心に、子どもの登下校時の見守りや声かけを行います。
- 地域の見守りにより不審者などへの対策を行います。
- 「安心生活おまもりキット」の利用を継続し高齢者の見守り体制を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 自主防犯パトロール隊への支援
臼杵市防犯協会連合会と連携を図り、自主防犯パトロール隊へ継続した支援を行います。
- 防犯対策の支援
市が設置した防犯カメラの維持費(電気代等)の継続した支援を行います。固定電話を使用した特殊詐欺等についての未然防止の取り組みとして、電話に「迷惑電話防止」の機能が備え付けられているものの利用や「防犯対策電話録音機」等の利用効果について、継続した啓発に取り組みます。
- 街路灯設置の支援
街路灯設置に関して、継続した支援を行います。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	自主防犯パトロール隊結成地域数(小学校区)	100.0%	100.0%	臼杵津久見警察署調べ
2	市民 1,000 人あたり刑法犯発生件数	2 件	2 件	臼杵津久見警察署調べ

5年後のめざす姿

市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ります。正しい交通マナーを守れるよう交通安全教育や啓発活動に取り組み、安心して生活できる交通安全対策や環境整備を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国では、昨今の交通事故状況を踏まえ、高齢運転者及び未就学児等の交通安全について、事故防止対策に関するワーキングチームを設置し施策の検討を行っています。
- 県では、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検、安全運転サポート車³⁶の普及、限定免許制度の検討を行っています。

【臼杵市の状況】

- 全国各地で高齢者による交通事故が多発し、県内でも発生しているため、少しでも高齢運転者による事故を減少させるために、運転免許証の自主返納を進めるべく、運転免許証自主返納支援を継続しています。
- 子どもや高齢者等が安全な通行を確保するために、交通安全点検や施設整備を進めています。

【将来の見通し】

- 地域ぐるみで子どもや高齢者を見守るための対策及び学校、警察、道路管理者などの関係機関との連携を継続することが求められています。

施策の主な課題

- ① 高齢者運転免許証自主返納推進
- ② 既販車への後付け安全運転支援装置の普及推進
- ③ 子どもの安全な通学確保のための道路環境整備推進

³⁶ 安全運転を支援するための被害軽減(自動)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載車

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 家庭で交通安全について話し合い、一人ひとりが交通法規に従い、マナーを守り、交通安全意識を持って行動します。
- 交通安全講習に参加します。
- 地域での声かけや街頭啓発など、交通活動に積極的に参加します。
- 高齢者は自らの運転に不安を感じたら、運転免許証を自主的に返納します。
- 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解し、自覚します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で街頭啓発や交通安全講習を実施します。
- 交通危険個所の把握に努め、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の設置に向け、必要に応じて関係機関と協議します。
- 高齢者や子どもなどの見守りや声かけを、地区を上げて行います。

【公助:行政が支援すること】

- 高齢者運転免許証自主返納推進
全国各地で高齢者による交通事故が多発し県内でも発生しています。少しでも高齢者の運転による事故を減少させるために、運転免許証の自主返納を進めるべく、運転免許証自主返納事業を継続します。返納後にも必要な公共交通の利便性の向上についての検討に関与して行きます。
- 車への後付け安全運転支援装置の普及推進
車への後付け安全運転支援装置の啓発を行うことで、高齢運転者の交通事故を減少させ、子どもの命を守る対策を行います。
- 子どもの安全な通学確保のための道路環境整備推進
交通安全施設等の整備など、通学路の道路環境整備を進めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市民 1,000 人あたり市内交通事故件数	2.8 件	2.5 件	臼杵津久見警察署調べ
2	市内交通事故で 65 歳以上の歩行者や運転者が関係する交通事故割合	50.0%	48.0%	臼杵津久見警察署調べ
3	運転免許証の自主返納制度申請件数(年間)	240 件	250 件	

5年後のめざす姿

消費者被害などの課題に対応できる相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じた対応を行うとともに、課題や問題を未然に防ぐための啓発活動を推進します。市民 1 人ひとりが安心安全に暮らせるような消費生活の実現を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 2022(令和 4)年から成年年齢の引き下げに伴い、現在未成年の 18～19 歳が成年者としての扱いとなり、親の同意なしに契約することができるようになります。
- 消費生活力の向上を図るためには、継続した啓発を行い、日ごろからの意識付けが重要とされています。

【臼杵市の状況】

- 被害に遭ってしまったときには、消費生活センターという相談場所があるということを市民へ周知徹底に向け継続した啓発に取り組んでいます。
- 中学生や、高校生に対し継続した啓発に取り組んでいます。

【将来の見通し】

- 2022(令和 4)年から成年年齢の引き下げに伴い、親の同意なしに契約ができることから、若い時期から消費者力³⁷を身に付けるような消費者教育がなされなければ、被害に遭ってしまう可能性があります。被害を未然に防止するためにも、中学校・高校へ周知・啓発を継続して行うことが求められています。

施策の主な課題

- ① 消費生活センターの充実
- ② 消費者力の向上

³⁷ 安心して豊かな消費生活を送るために必要な力(知識)のことです(力(知識)を備えることで、様々なトラブルの回避ができます)。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 様々な消費者トラブルの手口などについて、講座・新聞などから情報収集し、被害に遭わないよう気を付けます。
- 被害に遭った時の相談場所や連絡手段などの知識を持ちます。
- 被害に遭った時は、早めに周囲に相談します。
- 消費生活に関する出前講座などに積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域で、消費者トラブルに巻き込まれないように互いに声かけを行ないます。
- 地域で被害に遭った人を見つけたら、消費生活センターへ連絡するなどして対応します。
- 消費者出前講座などを地域で実施します。

【公助:行政が支援すること】

- 消費生活センターの充実
専門相談員を配置して、消費生活センターに相談に来られる方々の早期解決支援を行っていますが、今後、さらなる相談体制の充実に努めます。
- 消費者力の向上
相談件数全体の30%以上を占める70代以上の高齢者に対し啓発機会の確保に努めるとともに、若年層(中学生や高校生)へは学校との調整を図り継続して出前講座を実施します。また、ネットや携帯電話の契約トラブル・消費者トラブルなど、年代に応じた出前講座、周知・啓発活動を行うことで消費者力の向上に努めます。さらに、大分県の機関(アイネス)や警察など専門機関と連携に努めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	消費生活センターの認知度	48.0%	100.0%	よりよいまちづくりアンケート結果
2	消費生活に関する出前講座などの開催回数(年間)	25 回	25 回	

5年後のめざす姿

市民 1 人ひとりが虐待について正しく理解し、虐待が疑われる場合には警察や児童相談所などの関係機関へ相談するなどの行動がとれるように、虐待に対する理解と認識を持つことができる啓発などの取り組みを行います。各関係機関が連携・協力しながら相談体制の構築を行うとともに、虐待の相談に適切に対応できる人材育成の強化を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国は最近の児童虐待に対する対応として、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法」等の一部を改正(2019(平成31)年4月1日施行)して、相談窓口の設置促進や、児童相談所の体制強化などを進めています。

【白杵市の状況】

- 児童虐待については、学校と行政が連携し、早期発見の体制を作っています。担当課へ相談に来た市民に対して、ワンストップでの対応を行い、必要に応じて庁内関係課や関係機関が連携して、相談者への支援を行っています。

【将来の見通し】

- 関係課、関係機関が連携した対応を行い、併せて市民への啓発を行うことで、自分や他の人を大切にする気持ちを持つような社会環境の実現が求められています。

施策の主な課題

- ① 市民に対する啓発
- ② 関係機関と連携した相談体制の充実
- ③ 広報啓発などの取組により、潜在化した虐待の顕在化

³⁸ 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- さまざまな保育支援サービスを利用しながら、家庭での子育ての負担を軽減します。
- 暴力や虐待に気づいた時は、相談・支援窓口に伝えます。
- 虐待を早期に発見できるように研修会に積極的に参加します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 地域内で助け合える体制をつくります。
- 虐待を早期に発見できるように地域で研修会を開催します。
- 虐待が疑われる場合はすぐに通報します。
- ちょっとした「おせっかい」や声かけを推進します。
- 民生児童委員を中心に地域での子どもの見守り、介護者への声かけ(連携)を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 市民に対する啓発
引き続き市民への啓発を行い、虐待への正しい理解を進め、社会の見守り、虐待の顕在化、未然防止を行います。
- 関係機関と連携した相談体制の充実
警察や児童相談所、婦人相談所その他の関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、事案が発生した場合のスムーズな支援につなげます。
- 担当職員の資質向上
相談業務を担当する職員が、支援措置を理解するために研修へ参加します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	虐待に関するセミナー等の開催回数(年間)	2回	4回	虐待(DV、子ども、高齢者、障がい者)の予防や対策に関わるセミナーなどを実施した回数
2	配偶者DVの相談件数(年間)	7件	10件	
3	子どもの虐待の相談件数(年間)	38件	60件	
4	高齢者虐待の相談件数(年間)	8件	10件	
5	障がい者虐待の相談件数(年間)	0件	10件	

施策の展開に関係する個別計画

- 第2次臼杵市男女共同参画基本計画(2017(平成29)年4月～2027(令和9)年3月)
- 臼杵市DV対策基本計画(2017(平成29)年4月～2027(令和9)年3月)
- 第2次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画(2016(平成28)年4月～2026(令和8)年3月)
- 臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2015(平成27)年4月～2020(令和2)年3月)
- 第5期臼杵市障がい福祉計画 第1期臼杵市障がい児童福祉計画(2018(平成30)年4月～2020(令和2)年3月)

VIII. 臼杵市らしい自立した協働をつくるために（行政経営・議会）

地方公共団体を取り巻く環境が日々刻々と変化していく中で、第2次臼杵市総合計画で描く将来像を実現するため、市民のめざす7つのまちの姿の実現に向け、市民と行政と議会が協働でまちづくりに取り組んでいます。

行政は、今後も引き続き、臼杵市の財源や資源、人材を有機的に結び付け、計画的に事業を進める行政経営システムの向上を図り、円滑に稼働させています。

議会は、市民と広く情報を共有しながら、市民の意見を積極的に聴くとともに、対話により市民力を向上させることで、開かれた市政を推進し、幅広い分野で市民と行政との協働のまちづくりをめざしています。



＜施策の方針 22＞行政経営

地方を取り巻く環境が変化する中で、行政は、市民の自助・共助の精神による地域づくりを尊重し、臼杵らしいまちづくりを支えていきます。

臼杵市がこれまで培ってきた行財政改革の経験を活かし、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、行財政改革並びに組織運営に取り組みます。職員一人ひとりが市民の目線に立ち、市民が本当に必要としていることを的確に把握し、行動できるよう職員の意識改革とスキルアップに努めます。

【具体的施策】 54.市政運営を支える基盤の強化

＜施策の方針 23＞議会

二元代表制における市長と議会は、市民から負託を受けた代表としてよりよいまちづくりのために切磋琢磨していく必要があります。

議会は、執行機関の監視機能という役割を果たすだけでなく、市民の声に耳を傾け、政策提案から執行、評価といった政策過程全体にわたって執行機関と知恵を出し合い、改革に主導的に取り組むことが求められます。議会活動をより市民の身近なものとし、開かれた議会とするため、議会活動の情報発信及び議会事務局の機能強化に努めます。

市民が市政や選挙に対して関心を持つための議会活性化にも積極的に取り組みます。

【具体的施策】 55.市民の声を市政に反映させる

VII-22-54. 市政運営を支える基盤の強化

5年後のめざす姿

人口減少・少子高齢化にあっても、持続可能な財政基盤を構築するとともに、職員 1 人ひとりが「市民の意見を聞くこと」を意識し、市民の意見を的確に把握した上で、「臼杵市の未来を担う」という強い情熱と気概を持って市民と協働したまちづくりを進めます。さらなる意識改革と業務の効率化に取り組み、市民の満足度が高いサービスを提供できる市役所を目指します。

施策の背景

【国や県の動向】

- 高齢化社会が急速に進み、社会保障費は年々増加しているが財源の確保ができておらず、負担の先送りしている状況にある。この状況を打開し社会保障制度の確立を図るために、令和元年10月より消費税率が10%に引き上げられました。
女性や高齢者を含めた国民すべてが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指し、少子高齢化による労働人口の減少を食い止めるとともに、ICT 等の活用を含め労働生産性を向上させていくための取り組みとして、「働き方改革法」が施行されました。

【臼杵市の状況】

- 本市では、ますます進展すると推測される高齢化等による社会保障費の増加や公共施設の老朽化等による更新費用の増大が見込まれています。
- ふるさと納税による寄附金は増加傾向にあるものの、自主財源である市税においては生産年齢人口の減少により年々減少傾向にあり更に、地方交付税においても合併算定替えの終了や国勢調査人口の減により減少する見込みである。以上を踏まえ、公共施設整備5年計画や中期財政計画などを策定し、総合計画や市長マニフェストに沿って、計画的な事業の実現に取り組んでいます。
- 市政を取り巻く環境の変化に伴い行政へのニーズは多様化し、市役所に求められる役割と質が増加している状況より、職員一人ひとりのスキルアップは勿論のこと、「臼杵市行財政活性化大綱」に基づき、人口減少、少子高齢化更には防災・減災などへの対応可能な、持続的・安定的に行政運営ができる組織体制の強化と職員の資質向上に取り組んでいます。
- 庁舎機能の強化策としては、社会基盤の総合的な整備体制の構築並びに災害発生時の迅速な支援活動及び災害からの早期復旧を図ることを目的に、旧臼杵商業高校跡地にインフラ担当課を移転また、防災担当課を臼杵消防庁舎へ移転するとともに、防災拠点として野津庁舎の改修を行いました。臼杵市及び津久見市で構成された臼津広域連合では、介護認定業務、葬祭場管理運営等を行っています。
- 「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で「大分都市広域圏」を2016(平成28)年に立ち上げ、有機的な連携を図っています。

【将来の見通し】

- 自主財源である市税や地方交付税が減少する中、会計年度任用職員制度の施行による人件費の増加や、高齢化等による扶助費の増加更には、公共施設の老朽化等による更新費用等、事業費の増加が見込まれる中、計画的な事業実施により、持続可能な財政運営が求められています。
- 人口減少化における、職員数の適正化や適正な人員配置を行うとともに、事務の効率化が求められています。
- 各庁舎間における連携機能の強化が求められています。また、市役所が災害等により被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うための業務継続計画(BCP)については、適時見直しの必要があります。
- 市民のニーズは多様化かつ複雑化し、市役所として、より柔軟で、きめ細かいサービスの提供が求められています。

施策の主な課題

- ① 自主財源の確保
- ② 効率的・効果的で計画的な行政運営
- ③ 5G・IoT・RPA・人口知能(AI)等、最新技術への対応
- ④ 庁舎間・組織間・部門間の連携の強化及び業務継続計画(BCP)の検証
- ⑤ 広域化する行政問題への対応ならびに行政運営の効率化
- ⑥ 市政への関心の向上

課題解決に必要な取組

- 自主財源の確保
ふるさと納税の推進や効率的な基金運用により、これまで以上の財源確保を図るとともに、行財政活性化実行プランの見直しにより新たな財源確保を図ります。また、市税については、固定資産税の対象となる課税客体調査を行うなど、適正な賦課と滞納処分により収納率向上を図ります。
- 効率的・効果的で計画的な行政運営
歳出削減・財源確保といった視点だけではなく、防災・減災、人口減少を視野に入れた新たな取り組みの検討を行います。具体的には、2019(令和元)年度に見直しする行財政活性化大綱及び実行プランに基づいて取り組みます。また、公共施設整備5ヶ年計画及び、公共施設総合管理計画等により、計画的な公共施設の整備を図ります。
- 5G・IoT・RPA・人口知能(AI)等の最新技術への対応
人口減少化においても持続可能な自治体を構築するための研究を行い、RPA等の窓口業務等への導入を図ります。
- 庁舎間・組織間・部門間の連携強化及び業務継続計画(BCP)の検証
行政サービスの水準を維持・向上を図るとともに、災害発生時における迅速な対応や業務継続を可能とするため、庁舎間・組織間・部門間の連携強化を図るとともに、業務継続計画(BCP)の検証を行います。
- 行政の広域行政による行政運営の効率化
近隣市との連携を強化し、更なる事務の共同処理等について検討を行います。
- プロとして、考え・行動できる職員の育成
各職員の自己研鑽を推進するため、市役所職員としての資質向上の研修を充実させます。
- 市政への関心を高める
市政に対する市民の関心は、まだ十分とはいえない状況であるため、市政に関する情報発信や毎年行っているアンケートの実施方法等を検討します。また、市民意見を把握するための意見聴取方法をより効果の高い方法に変更することを検討します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	市税(現年)徴収率	98.7%	99.2%	「臼杵市税等滞納整理方針」による長期計画
2	基金運用益	55,000 千円	60,000 千円	資金管理運営方針
3	財政調整基金 ³⁹ 残高の割合(標準財政規模 ⁴⁰ に対する財政調整基金残高の割合)	26.5%	30.0%	決算統計
4	ふるさと納税額	4億円	8億円	
5	実質公債比率 ⁴¹ (3ヶ年平均)	10.0%	7.2%	決算統計
6	RPA・AIを活用した業務数	—	10 業務	
7	臼杵市よりよいまちづくり市民アンケート(満足度平均点)3点満点	1.56	2.0	

施策の展開に関係する個別計画

- 第3次行財政活性化大綱
- 第3次行財政活性化大綱実行プラン
- 臼杵市資金管理運営方針
- 臼杵市税等滞納整理方針

³⁹ 年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源不足する年度に活用する目的の基金

⁴⁰ 地方公共団体において、標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源(地方税、普通交付税等)の総額

⁴¹ 標準財政規模に占める実質的な公債費の割合

Ⅶ-23-56. 市民の声を市政に反映させる

5年後のめざす姿

市民の理解と信頼を深め、さらに開かれた議会を実現するため、監視機能や政策形成機能の強化を図るとともに、議会活動の情報発信を行い、市民の意見を積極的に聴き、その声を市政に反映させます。

議会事務局は議会活動を支援するために、職員の資質の向上をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 地方分権時代においては議会の監視機能や政策形成機能を適切に発揮するため、市民からの理解や信頼が重要であり、市民の声をくみ取りまちづくりに反映させていくため、審議の活性化や透明性の確保など議会改革・活性化への取り組みが全国的に行われています。
- 地方議会では、積極的な議員提案による条例制定のほか、市民に開かれた議会とするため、議会基本条例の制定や市民との対話、議会インターネット中継など情報発信の充実、議会ICT化に取り組む議会が増えつつあります。

【臼杵市の状況】

- 臼杵市議会では、市民・市長・市役所と議会が協働する四位一体のまちづくりをめざすとともに、よりわかりやすく開かれた議会とするため、意見交換会等の開催や議会の情報発信等、議会改革・活性化に向けた取り組みを進めています。

【将来の見通し】

- 市民の理解や信頼を得るため、議会の監視機能や政策形成機能をさらに強化することが求められます。
- 市民の声を施策に反映させるには、議会独自の取り組みのための情報収集や企画・立案などの支援が議会事務局に求められます。
- 議会ICT化は、タブレット端末導入により議員と事務局間の迅速な情報共有や過去の議案のデータベース化など効率的な議会運営、グループウェアによる災害時を含めた危機管理体制の強化に繋がるため、取り組みを進める必要性が高まります。

施策の主な課題

- ① 政策形成機能の強化
- ② 意見交換会等の開催
- ③ 議会ICT化(タブレット端末導入)推進の検討

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 市民は市政や選挙に対して関心を持ち、発言や行動に責任を持って取り組みます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 関係機関・団体は市政に対して関心を持ち、発言や行動に責任を持って取り組みます。

【公助:議会が行うこと】

- 政策形成機能の強化
各部会(常任委員会単位)において、政策や施策に関し、市がめざすまちづくりの方針(臼杵市総合計画)との整合性や市が抱えるさまざまな行政課題等への理解を深め、行政サービスの向上を目的に、新たなサービスの模索や行政課題等の改善策について、政策提言や政策条例の策定等を行い、議会の役割である政策形成機能の強化を図っていきます。
- 議会ICT化推進(タブレット端末導入)の検討
タブレット端末等ICT技術の活用によるペーパーレス化、各種資料・計画の閲覧、危機管理上の緊急連絡等、効率的な議会運営、議会の活性化を図るものです。
- 市民の声を反映させる
意見交換会を開催し、市民・団体などの意見を把握します。
- 議会活動の情報発信
市報やホームページ、ケーブルテレビなどのさまざまな媒体を活用し、議会活動を市民に報告します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状	目標	ものさし(指標)の説明
1	政策提言(報告)件数	0 件	3 件	議会として市長に対する政策提言(報告)した年間件数
2	意見交換会開催回数	1 回	4 回	議会全体として意見交換会を開催した年間回数
3	議会活動の情報発信回数	6 回	6 回	市報などの議会情報を報告した年間回数

